
第9期玉野市老人保健福祉計画・
介護保険事業計画

令和6年3月

玉野市

目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画の法的位置づけ.....	2
3. 整合性を確保すべき上位計画.....	2
4. 計画の期間.....	2
5. 日常生活圏域.....	3
6. 計画の策定体制.....	4
7. 計画見直しにおける基本的な考え方について.....	5

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1. 本市の人口構造、高齢者の状況.....	7
2. 要支援・要介護認定者数.....	12
3. 日常生活圏域ごとの現状.....	17
4. 給付の状況.....	18
5. 調査結果からみえる課題.....	21

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念.....	36
2. 基本目標.....	37
3. 重点取組.....	38
4. 施策体系.....	39

第4章 施策の展開

1. 健康で活躍できる人づくり（自助）.....	41
2. 自立と安心を支える地域づくり（互助）.....	57
3. 介護保険事業の円滑な運営（共助）.....	63
4. 在宅生活を支える基盤づくり（公助）.....	71

第5章 介護保険事業の基盤整備と介護保険料

1. 将来人口推計.....	88
2. 要支援・要介護認定者数の推計.....	89
3. 介護保険サービス見込み量と提供体制.....	90
4. 介護保険料算定.....	94

第6章 推進体制の確立

1. 推進体制の整備..... 97
2. 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表..... 97

資料編

1. 玉野市高齢者保健福祉事業及び介護保険事業運営協議会の設置状況..... 98

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

我が国における高齢化は世界に類を見ないスピードで進んでおり、今後も高齢化率は上昇することが予測されています。また、核家族世帯や単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容しています。

本市の令和5（2023）年9月末現在の高齢化率は39.1%と全国平均を上回り、75歳以上の割合は23.1%と高齢化は急速に進展しています。

また、高齢単身者及び高齢者夫婦のみの世帯も年々増加しており、高齢者を地域で見守り、支える仕組みづくりは急務となっています。

令和7（2025）年には「団塊の世代」が後期高齢者になり、令和22（2040）年にはその後の団塊ジュニア世代が65歳以上となる見通しで、超高齢化社会に向けて、介護ニーズの高い85歳以上の人口、高齢者の単独世帯・夫婦のみの世帯、そして認知症の人の増加が見込まれ、介護サービスの需要が更に増加・多様化することが想定されています。

一方で、現役世代の減少が顕著であり、地域の高齢者介護を支える担い手の確保が重要な課題となっています。

本市では、令和3（2021）年3月に「第8期玉野市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「第8期計画」という。）を策定し、高齢者が安心して自立した生活を営めるよう支援するために、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の連携により保健福祉サービスと介護サービス提供体制の充実を図るとともに、「健康で安心して生活できるまちづくり」の実現に取り組んできました。

本計画は、令和7（2025）年及び令和22（2040）年を見据え、玉野市における高齢者施策及び介護保険事業の取り組むべき事項を整理するとともに、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図り、地域共生社会の実現へ向けた計画を策定するものです。

2. 計画の法的位置づけ

この計画は、介護保険の利用の有無にかかわらず、高齢者福祉に関する施策全般を定める老人保健福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

老人保健福祉計画は、高齢者福祉に関する基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込んでおり、老人福祉法第20条の8の規定による老人福祉計画と位置づけられます。

介護保険事業計画は、要支援・要介護者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案し、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの量の見込み等を定めるなど、介護保険事業運営の基礎となる事業計画です。介護保険法第117条に規定された計画で今回が第9期となります。

3. 整合性を確保すべき上位計画

本計画は、玉野市のまちづくりの指針となる「玉野市総合計画」を最上位計画に位置づけ、「玉野市地域福祉活動推進計画（第2期）」や「玉野市障害者基本計画（第4次）／玉野市障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）」、「第2次健康たまの21計画・玉野市食育推進計画」など福祉分野における関係計画と整合性を図りながら策定しました。

また、国の指針、第9期岡山県高齢者保健福祉計画・岡山県介護保険事業支援計画、第9次岡山県保健医療計画との整合性を確保しました。

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年です。

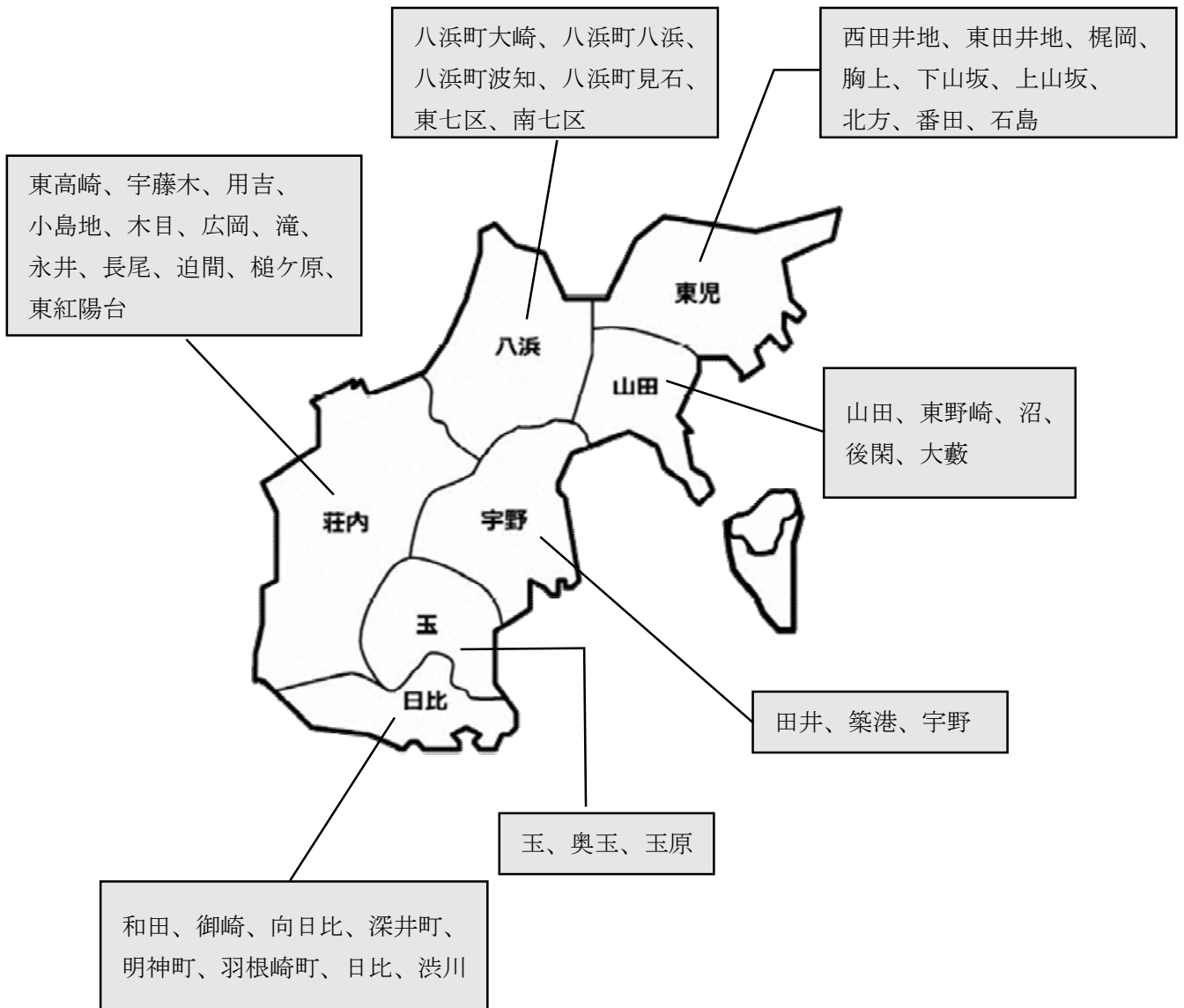
本計画は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者に到達する令和7（2025）年の高齢者のあるべき姿と、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた計画とし、中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和22年 (2040年)
第8期計画			第9期計画			第10期計画			～
令和7(2025)年・令和22(2040)年を見据えた中期的な見直し									

5. 日常生活圏域

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護保険サービスを提供するための施設整備の状況やその他必要な条件を総合的に勘案して保険者（※）が定める区域となっています。

本市では、中学校区を基本に、人口規模や地域の実情を勘案して、合計7圏域を設定しています。



※保険者とは

介護保険の保険者とは、市町村又は特別区（広域連合を設置している場合は広域連合）です。玉野市の介護保険の保険者は、「玉野市」です。

6. 計画の策定体制

1. 策定委員会等の設置及び検討

市民の代表や有識者、保健・医療・福祉・介護関係者等から構成される「玉野市高齢者保健福祉事業及び介護保険事業運営協議会」を設置し、市民、関係者による幅広い視点から検討を行うとともに、その下部組織である「玉野市老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を開催し検討しました。

2. アンケート調査の実施

計画の策定にあたっては、65歳以上の要介護認定を受けていない方を対象に、要介護状態になるリスクの発生状況及び各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

また、在宅で介護をしている家庭を対象に、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的に「在宅介護実態調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	
対象者	令和4年10月1日現在、65歳以上の玉野市民（要介護1～5の方を除く）
実施期間	令和4年11月10日（木）～令和4年11月30日（水）
実施方法	郵送調査
有効回答数 （有効回収率）	1,413件（有効回答率：70.7%） ※全問無回答や締切後に返送された調査票は、集計に含んでいません。

在宅介護実態調査	
対象者	在宅で生活をしている要支援、要介護（施設入所等を除く）認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方
実施期間	令和4年9月1日（木）～令和5年4月30日（日）
実施方法	聞き取り調査と郵送調査
有効回答数 （有効回収率）	589件（有効回答率：80.2%） ※全問無回答や2通以上返送された調査票は、集計に含んでいません。

3. パブリックコメントの実施

令和5（2023）年12月25日（月）から令和6（2024）年1月22日（月）までの期間に計画書案をホームページ等へ掲載し、市民からの意見を募りました。

7. 計画見直しにおける基本的な考え方について

(令和5年7月31日 全国介護保険担当課長会議資料より)

基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7(2025)年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える令和22(2040)年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標について優先順位を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要となる。

見直しのポイント

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- 中長期的なサービス需要の見込みについて、サービス提供事業者を含め地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

②在宅サービスの充実

- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

③保険者機能の強化

- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び介護現場の生産性向上

- 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1. 本市の人口構造、高齢者の状況

1. 人口・世帯数

① 人口構成の推移

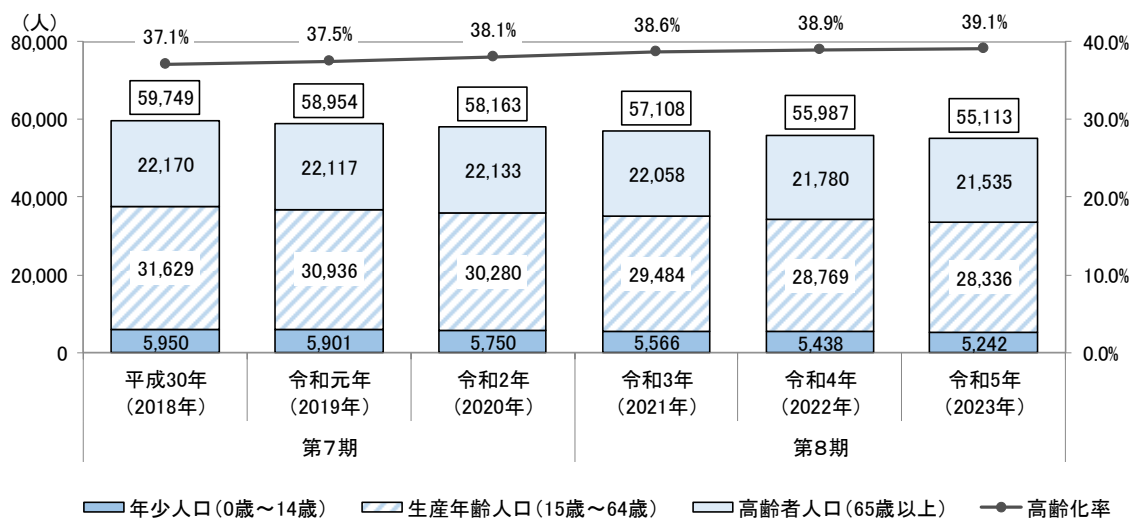
人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和5年では55,113人となっています。

一方で、高齢者人口のうち75歳以上後期高齢者は増加傾向にあり、令和5年では12,735人と、平成30年から1,438人増加しています。

高齢化率も年々上昇し、令和5年では39.1%となっています。また、総人口に占める75歳以上の割合は、令和5年で23.1%となっています。

単位：人

区分	第7期			第8期		
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
総人口	59,749	58,954	58,163	57,108	55,987	55,113
年少人口(0歳～14歳)	5,950	5,901	5,750	5,566	5,438	5,242
生産年齢人口(15歳～64歳)	31,629	30,936	30,280	29,484	28,769	28,336
40歳～64歳	18,099	17,888	17,613	17,259	17,053	16,865
高齢者人口(65歳以上)	22,170	22,117	22,133	22,058	21,780	21,535
65歳～74歳(前期高齢者)	10,873	10,460	10,280	10,178	9,483	8,800
75歳以上(後期高齢者)	11,297	11,657	11,853	11,880	12,297	12,735
高齢化率	37.1%	37.5%	38.1%	38.6%	38.9%	39.1%
総人口に占める75歳以上の割合	18.9%	19.8%	20.4%	20.8%	22.0%	23.1%



※資料：住民基本台帳 各年9月末日現在

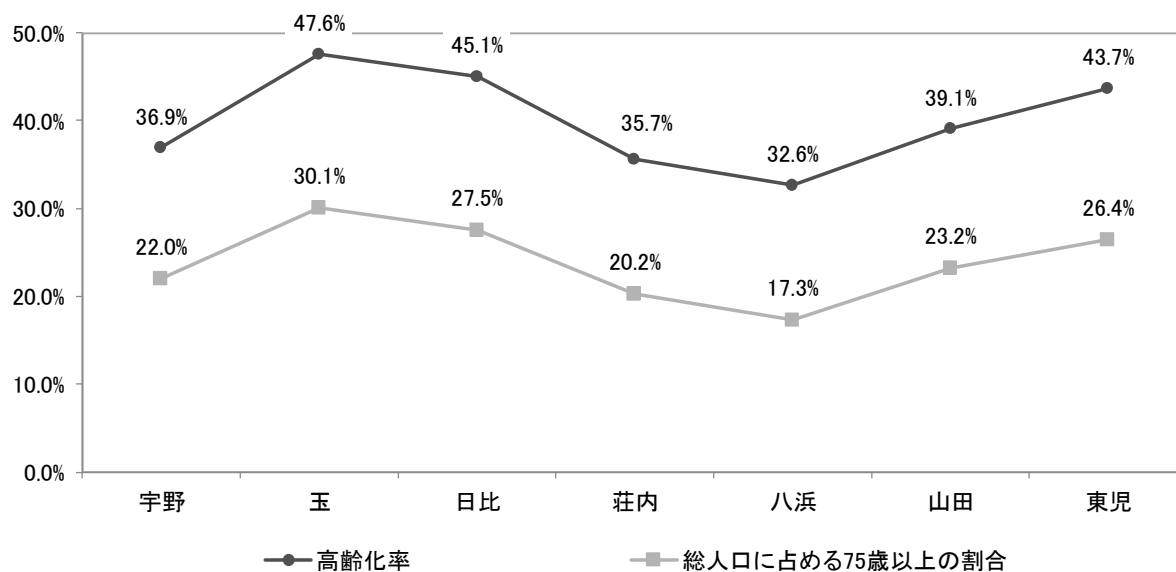
② 日常生活圏域別人口

日常生活圏域別人口をみると、荘内圏域が15,034人と最も多く、次いで宇野圏域が14,516人、日比圏域が7,588人、玉圏域が6,378人、八浜圏域が5,331人、東児圏域が3,618人、山田圏域が2,648人となっています。

高齢化率、総人口に占める75歳以上の割合ともに、玉圏域が最も高くなっています。

	宇野	玉	日比	荘内	八浜	山田	東児
40歳未満	4,686	1,534	1,947	5,003	1,823	758	962
40-64歳	4,467	1,811	2,220	4,667	1,769	855	1,076
高齢者人口（65歳以上）	5,363	3,033	3,421	5,364	1,739	1,035	1,580
65歳～74歳（前期高齢者）	2,168	1,116	1,335	2,320	815	421	625
75歳以上（後期高齢者）	3,195	1,917	2,086	3,044	924	614	955
高齢化率	36.9%	47.6%	45.1%	35.7%	32.6%	39.1%	43.7%
総人口に占める75歳以上の割合	22.0%	30.1%	27.5%	20.2%	17.3%	23.2%	26.4%
合計	14,516	6,378	7,588	15,034	5,331	2,648	3,618

※資料：住民基本台帳 各年9月末日現在



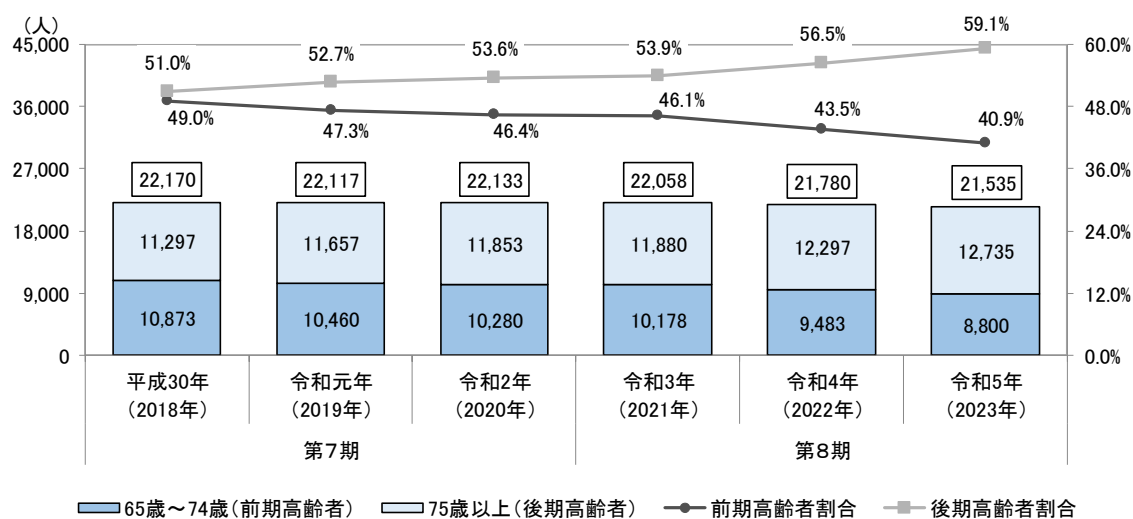
③ 高齢者人口の推移

高齢者人口の推移をみると、前期高齢者は減少傾向ですが、後期高齢者は増加傾向です。

令和5年の高齢者人口に占める後期高齢者割合は59.1%と、前期高齢者より割合が高くなっています。

単位：人

区分	第7期			第8期		
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
高齢者人口(65歳以上)	22,170	22,117	22,133	22,058	21,780	21,535
65歳～74歳(前期高齢者)	10,873	10,460	10,280	10,178	9,483	8,800
75歳以上(後期高齢者)	11,297	11,657	11,853	11,880	12,297	12,735
高齢者人口に占める前期高齢者割合	49.0%	47.3%	46.4%	46.1%	43.5%	40.9%
高齢者人口に占める後期高齢者割合	51.0%	52.7%	53.6%	53.9%	56.5%	59.1%

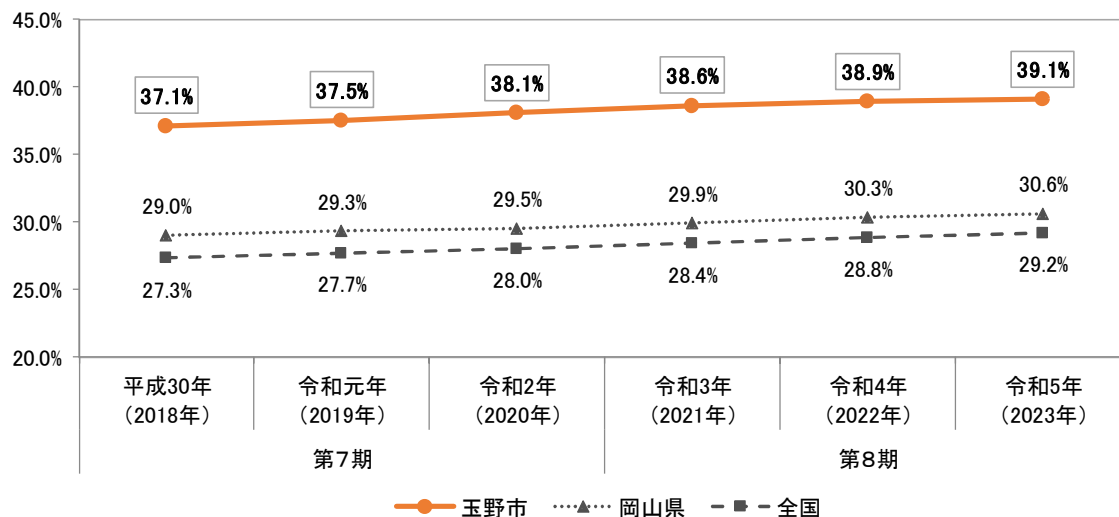


※資料：住民基本台帳 各年9月末日現在

④ 高齢化率の比較

玉野市の高齢化率は、全国や岡山県と比較すると高くなっています。

平成30年以降、高齢化率は上昇傾向となっています。



※資料：市一住民基本台帳（各年9月末日現在）

岡山県、全国一総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

2. 世帯数の推移

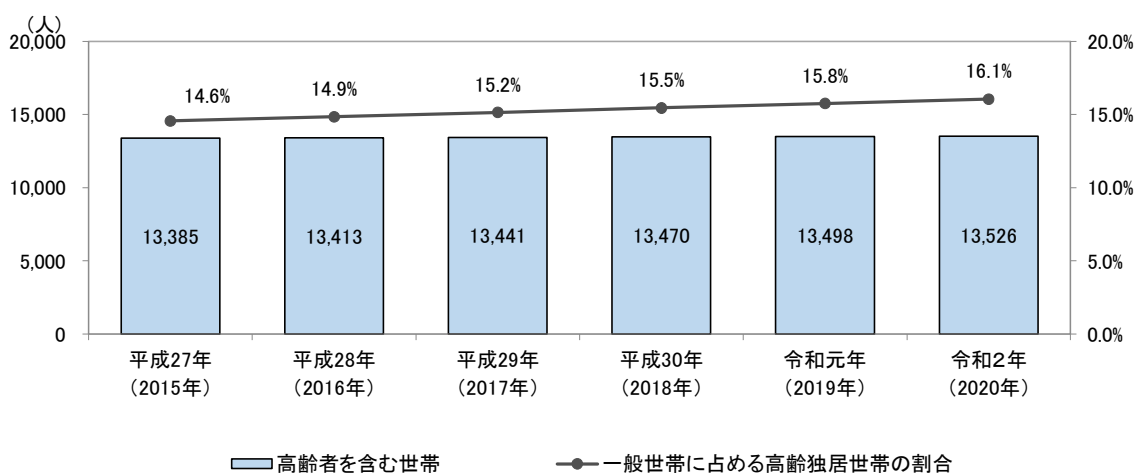
世帯数の推移をみると、一般世帯数は減少傾向にあり、令和2年では24,020世帯と、平成27年の24,701世帯から681世帯減少しています。

一方、高齢者を含む世帯は増加傾向にあり、令和2年では13,526世帯と、平成27年の13,385世帯から141世帯増加しています。また、令和2年の高齢独居世帯は3,858世帯、高齢夫婦世帯は4,117世帯と増加傾向にあります。

一般世帯に占める高齢独居世帯の割合も年々上昇し、令和2年では16.1%となっています。

単位：世帯

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
一般世帯数	24,701	24,565	24,429	24,292	24,156	24,020
高齢者を含む世帯	13,385	13,413	13,441	13,470	13,498	13,526
高齢者のみ世帯	7,578	7,657	7,736	7,817	7,896	7,975
高齢独居世帯	3,597	3,649	3,701	3,754	3,806	3,858
高齢夫婦世帯	3,981	4,008	4,035	4,063	4,090	4,117
一般世帯に占める高齢独居世帯の割合	14.6%	14.9%	15.2%	15.5%	15.8%	16.1%



※資料：総務省「国勢調査」ただし、国勢調査は5年ごとの指標値のみが公表されているため、それ以外の年度については各指標値を直線で結んだ際に算出される値となっている。

※一般世帯数は、世帯総数から学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、矯正施設の入所者等から成る施設等の世帯を除いた世帯数。

※高齢者を含む世帯数は、一般世帯のうち、65歳以上の世帯員が1人以上いる世帯数。

※高齢独居世帯数は、高齢者を含む世帯のうち、世帯員が65歳以上の高齢者1名のみ世帯数。

※高齢夫婦世帯数は、世帯員が夫婦のみ世帯のうち、夫及び妻の年齢が65歳以上の世帯数。

2. 要支援・要介護認定者数

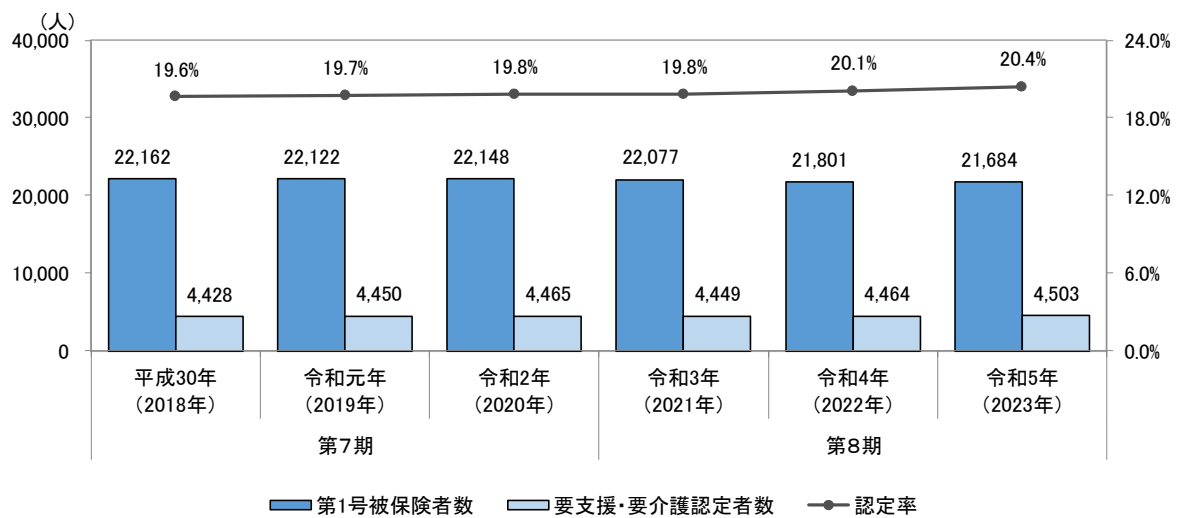
1. 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、平成30年の4,428人から令和5年には4,503人と推移しており、微増しています。

認定率は、令和5年では20.4%となっています。

単位：人

区分	第7期			第8期		
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
第1号被保険者数	22,162	22,122	22,148	22,077	21,801	21,684
要支援・要介護認定者数	4,428	4,450	4,465	4,449	4,464	4,503
第1号被保険者	4,349	4,369	4,384	4,377	4,380	4,429
第2号被保険者	79	81	81	72	84	74
認定率	19.6%	19.7%	19.8%	19.8%	20.1%	20.4%



※資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」(地域包括ケア「見える化」システムより)

各年9月末日現在

※本指標の「認定率」は、第1号被保険者の認定者数を第1号被保険者数で除した数。

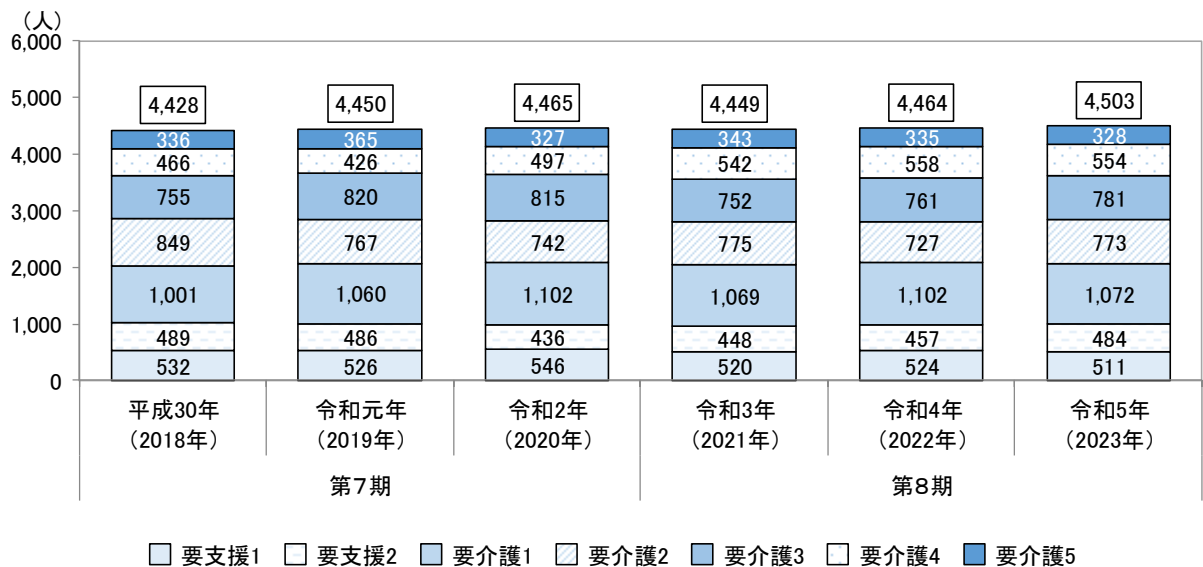
2. 要支援・要介護認定者の内訳の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、微増傾向で推移しています。

介護度別にみると、要介護1と要介護4は、平成30年から増加傾向にあります。

単位：人

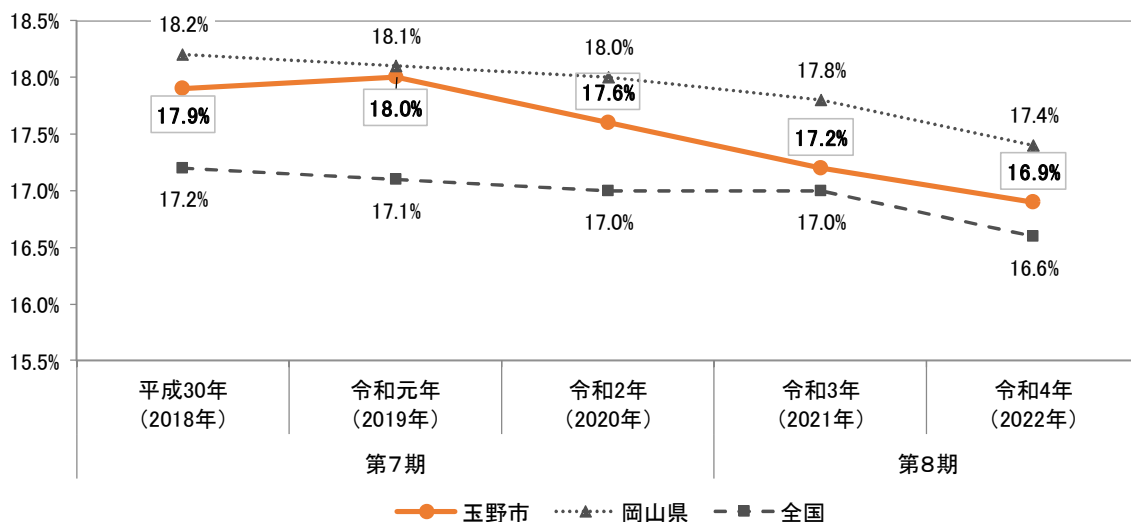
区分	第7期			第8期		
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
要支援・要介護認定者数	4,428	4,450	4,465	4,449	4,464	4,503
要支援1	532	526	546	520	524	511
要支援2	489	486	436	448	457	484
要介護1	1,001	1,060	1,102	1,069	1,102	1,072
要介護2	849	767	742	775	727	773
要介護3	755	820	815	752	761	781
要介護4	466	426	497	542	558	554
要介護5	336	365	327	343	335	328



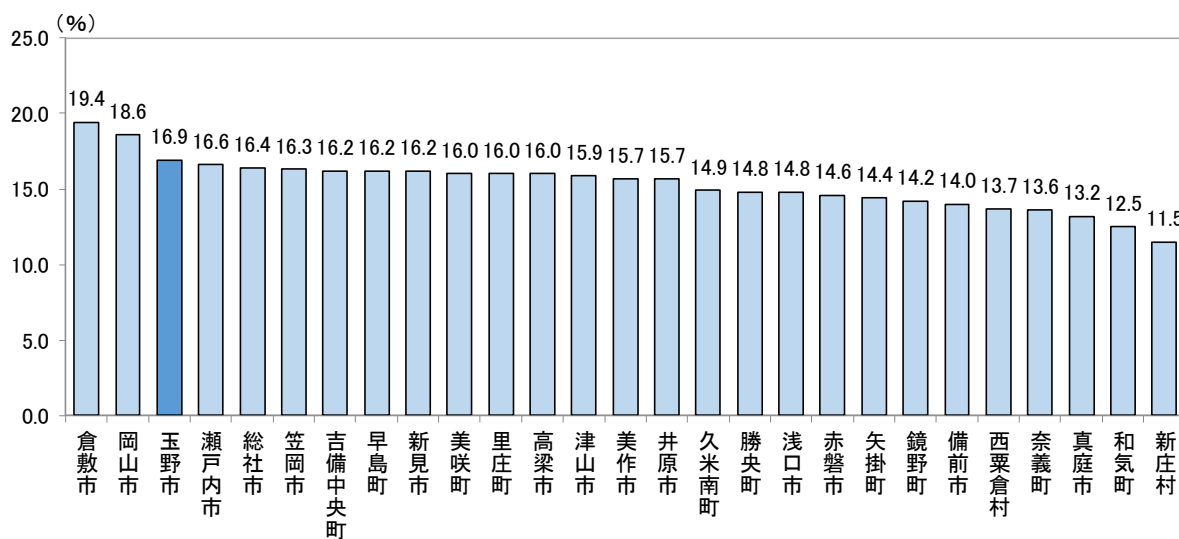
※資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより）各年9月末日現在

3. 認定率の比較

玉野市の認定率は、岡山県より低い水準で推移しており令和元年以降減少傾向となっています。令和4年度では県内27自治体中3番目に高い認定率となっています。



※資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより）各年3月末日現在



※資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

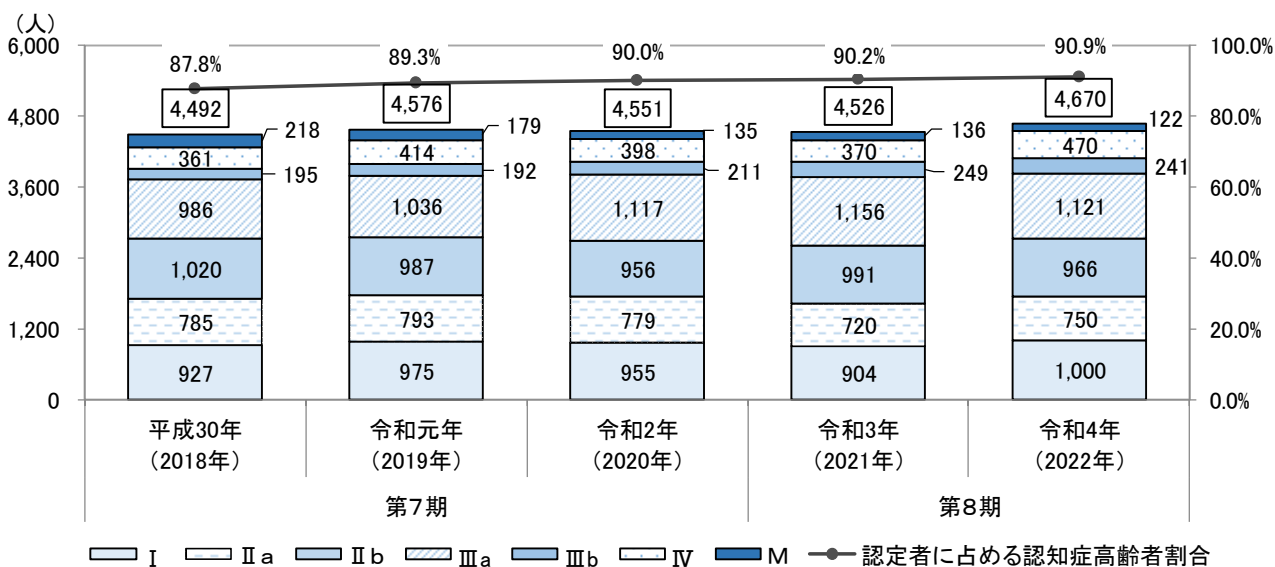
4. 認知症高齢者数の推移

認知症高齢者数（認知症自立度Ⅰ以上認定者数）の推移をみると増加傾向にあり、令和4年では4,670人と、平成30年の4,492人から178人増加しています。内訳をみると特に認知症自立度Ⅲaの区分で増加しています。

認定者に占める認知症高齢者割合も増加傾向で推移し、令和4年では90.9%となっています。

単位：人

区分	第7期			第8期	
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
要支援・要介護認定者数	5,117	5,125	5,057	5,016	5,140
自立	625	549	506	490	470
Ⅰ	927	975	955	904	1,000
Ⅱa	785	793	779	720	750
Ⅱb	1,020	987	956	991	966
Ⅲa	986	1,036	1,117	1,156	1,121
Ⅲb	195	192	211	249	241
Ⅳ	361	414	398	370	470
M	218	179	135	136	122
認知症自立度Ⅰ以上認定者数	4,492	4,576	4,551	4,526	4,670
認定者に占める認知症高齢者割合	87.8%	89.3%	90.0%	90.2%	90.9%



※資料：厚生労働省「介護保険総合データベース」 各年10月末日現在

※本指標の「認知症自立度」は、認定調査と主治医意見書に基づき、介護認定審査会において最終的に決定された認知症高齢者の日常生活自立度を指す。

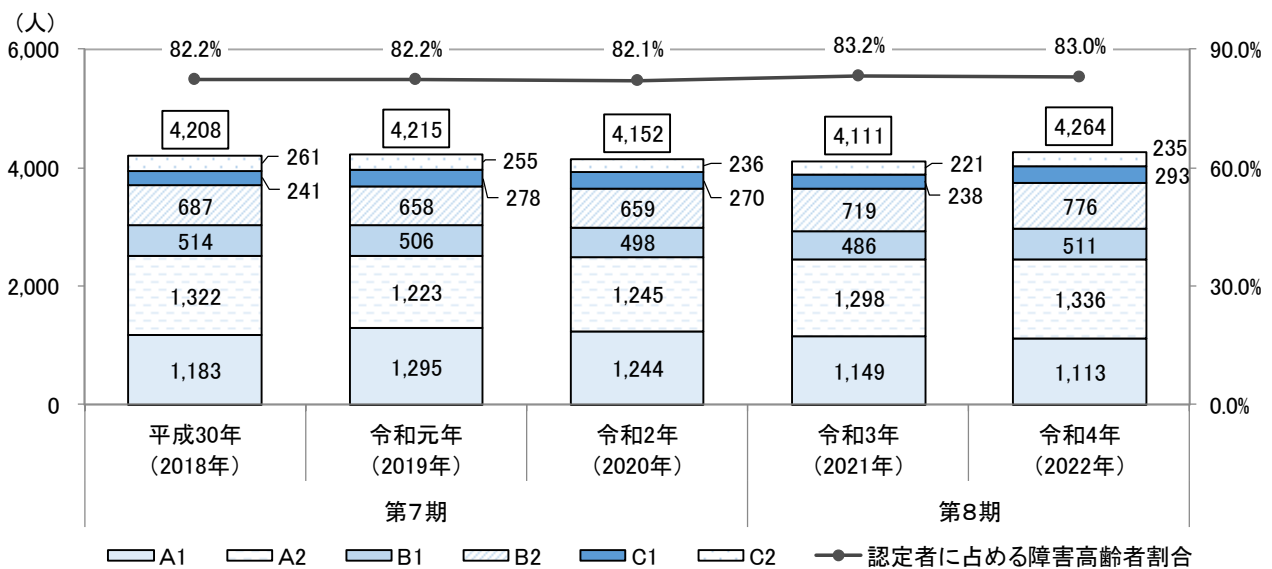
5. 障害高齢者数（寝たきり度）の推移

障害自立度 A 以上の認定者数の推移をみると、令和 4 年では 4,264 人と、平成 30 年の 4,208 人から 56 人増加しています。内訳をみると、障害自立度 B2 の区分が増加傾向にあります。

認定者に占める障害自立度 A 以上の高齢者割合は増加傾向で推移し、令和 4 年では 83.0% となっています。

単位：人

区分	第7期			第8期	
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
要支援・要介護認定者数	5,117	5,125	5,057	4,940	5,140
自立	2	2	1	2	3
J1	64	71	82	61	51
J2	843	837	822	766	822
A1	1,183	1,295	1,244	1,149	1,113
A2	1,322	1,223	1,245	1,298	1,336
B1	514	506	498	486	511
B2	687	658	659	719	776
C1	241	278	270	238	293
C2	261	255	236	221	235
障害自立度A以上認定者数	4,208	4,215	4,152	4,111	4,264
認定者に占める障害高齢者割合	82.2%	82.2%	82.1%	83.2%	83.0%



※資料：厚生労働省「介護保険総合データベース」 各年10月末日現在

※本指標の「障害自立度」は、認定調査と主治医意見書に基づき、介護認定審査会において最終的に決定された障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）を指す。

3. 日常生活圏域ごとの現状

日常生活圏域		認知症対応型共同生活介護						地域密着型特定施設入居者生活介護						地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)					
		8期の実績			9期計画			8期の実績			9期計画			8期の実績			9期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R3	R4	R5	R6	R7	R8
宇野地区	施設数	3	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	定員数	54	54	54	54	54	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
玉地区	施設数	3	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	定員数	36	36	36	36	36	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日比地区	施設数	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	定員数	36	36	36	36	36	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荘内地区	施設数	3	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	定員数	54	54	54	54	54	54	0	0	0	0	0	0	29	29	29	29	29	29
八浜地区	施設数	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	定員数	18	18	18	18	18	18	0	0	0	0	0	0	29	29	29	29	29	29
山田地区	施設数	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	定員数	18	18	18	18	18	18	0	0	0	0	0	0	29	29	29	29	29	29
東児地区	施設数	1	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	定員数	18	36	36	36	36	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域未定	施設数					1	1												1
	定員数					18	18												29
合計	施設数	14	15	15	15	16	16	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	3	4
	定員数	234	252	252	252	270	270	0	0	0	0	0	0	87	87	87	87	87	116

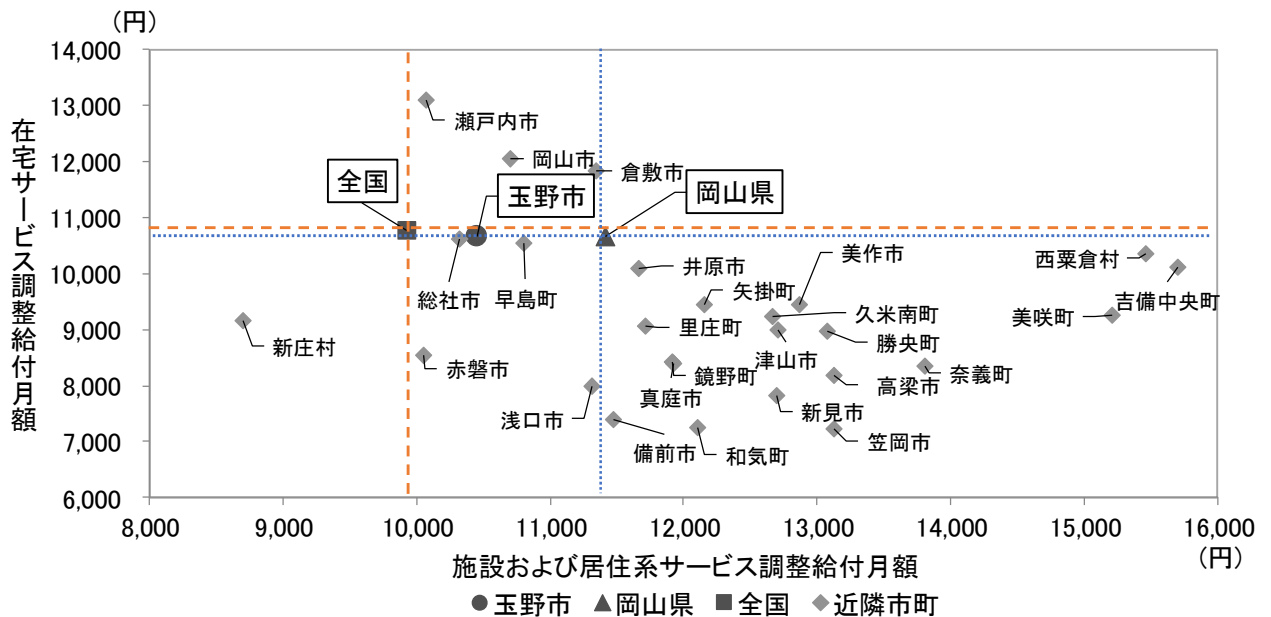
日常生活圏域		小規模多機能型居宅介護						看護小規模多機能型居宅介護					
		8期の実績			9期計画			8期の実績			9期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R3	R4	R5	R6	R7	R8
宇野地区	施設数	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	定員数	29	29	29	29	29	29	0	0	0	0	0	0
玉地区	施設数	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	定員数	0	0	29	29	29	29	0	0	0	0	0	0
日比地区	施設数	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	定員数	29	29	29	29	29	29	0	0	0	0	0	0
荘内地区	施設数	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1
	定員数	58	58	58	58	58	58	25	25	25	25	25	25
八浜地区	施設数	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	定員数	29	29	29	29	29	29	0	0	0	0	0	0
山田地区	施設数	1	1	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
	定員数	25	25	43	43	43	43	0	0	0	0	0	0
東児地区	施設数	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	定員数	29	29	29	29	29	29	0	0	0	0	0	0
地域未定	施設数												
	定員数												
合計	施設数	7	7	9	9	9	9	1	1	1	1	1	1
	定員数	199	199	246	246	246	246	25	25	25	25	25	25

4. 給付の状況

1. 第1号被保険者1人あたり給付月額

令和3年の第1号被保険者1人あたり調整給付月額の状況を見ると、施設及び居住系サービスの給付月額は10,449円、在宅サービスは10,672円となっており、在宅サービスについては全国（10,756円）、岡山県（10,654円）に比べほぼ同程度となっています。

施設及び居住系サービスについては全国（9,927円）より高く、岡山県（11,411円）より低くなっています。県内27自治体中、施設及び居住系サービスは23番目、在宅サービスは4番目に高くなっています。



※資料：厚生労働省「介護保険総合データベース」、「介護保険事業状況報告（年報）」令和3年（2021年）現在
 ※調整給付月額は、第1号被保険者の性・年齢構成を調整し、単位数に一律10円を乗じ、さらに実効給付率を乗じた数。

※本指標の「在宅サービス調整給付月額」は、在宅サービス給付費の総額を第1号被保険者数で除した数。

※本指標の「施設及び居住系サービス調整給付月額」は、第1号被保険者に対する施設及び居住系サービス給付費の総額を第1号被保険者数で除した数。

※在宅サービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、福祉用具貸与、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を指す。

※施設及び居住系サービスは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護を指す。

2. サービスの利用状況

① 介護予防サービス

令和4年度における計画対比をみると、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護で計画値を大きく上回っています。

また、介護予防小規模多機能型居宅介護で計画値を大きく下回っています。

実績値が計画値から大きく乖離した原因の一つとして、新型コロナウイルス感染症の流行が考えられます。通所や一時的な入所を控え、在宅で介護を受ける傾向が見られます。(次頁の②介護サービスにおいても同様。)

		令和3年度			令和4年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	(回)	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	(人)	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
介護予防訪問看護	(回)	358.0	325.3	90.9%	358.0	308.7	86.2%
	(人)	37.0	35.1	94.8%	37.0	31.8	85.8%
介護予防訪問リハビリテーション	(回)	57.3	47.3	82.5%	57.3	100.3	175.0%
	(人)	6.0	5.0	83.3%	6.0	9.9	165.3%
介護予防居宅療養管理指導	(人)	22.0	22.2	100.8%	22.0	20.8	94.3%
介護予防通所リハビリテーション	(人)	50.0	57.3	114.5%	52.0	58.8	113.1%
介護予防短期入所生活介護	(日)	9.7	4.0	41.2%	9.7	13.1	134.9%
	(人)	2.0	0.5	25.0%	2.0	2.8	137.5%
介護予防短期入所療養介護 (老健+病院等+介護医療院)	(日)	0.0	0.3	-	0.0	0.0	-
	(人)	0.0	0.1	-	0.0	0.0	-
介護予防福祉用具貸与	(人)	326.0	325.5	99.8%	330.0	356.5	108.0%
特定介護予防福祉用具購入費	(人)	7.0	6.9	98.8%	7.0	4.7	66.7%
介護予防住宅改修	(人)	11.0	9.1	82.6%	11.0	7.9	72.0%
介護予防特定施設 入居者生活介護	(人)	12.0	11.5	95.8%	14.0	10.3	73.8%
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防 認知症対応型通所介護	(回)	0.0	0.0	-	0.0	0.3	-
	(人)	0.0	0.0	-	0.0	0.1	-
介護予防 小規模多機能型居宅介護	(人)	13.0	10.0	76.9%	15.0	6.5	43.3%
介護予防 認知症対応型共同生活介護	(人)	0.0	0.0	-	0.0	2.8	-
(3) 介護予防支援							
介護予防支援	(人)	385.0	381.7	99.1%	391.0	408.3	104.4%

※資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」合計。

② 介護サービス

令和4年度における計画対比をみると、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問リハビリテーション、看護小規模多機能型居宅介護等で計画値を上回っています。

		令和3年度			令和4年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
(1) 居宅サービス							
訪問介護	(回)	7,950.2	7,772.7	97.8%	8,022.0	7,759.8	96.7%
	(人)	582.0	545.7	93.8%	588.0	528.5	89.9%
訪問入浴介護	(回)	78.8	82.4	104.6%	78.8	70.7	89.7%
	(人)	18.0	17.7	98.1%	18.0	16.4	91.2%
訪問看護	(回)	3,194.1	2,911.8	91.2%	3,286.1	2,991.8	91.0%
	(人)	282.0	277.1	98.3%	290.0	294.5	101.6%
訪問リハビリテーション	(回)	728.2	727.8	99.9%	777.6	927.8	119.3%
	(人)	54.0	58.4	108.2%	57.0	71.2	124.9%
居宅療養管理指導	(人)	484.0	458.8	94.8%	498.0	494.1	99.2%
通所介護	(回)	10,242.6	9,367.6	91.5%	10,793.5	9,574.4	88.7%
	(人)	972.0	895.5	92.1%	1,019.0	920.2	90.3%
通所リハビリテーション	(回)	980.5	1,011.9	103.2%	1,045.8	902.3	86.3%
	(人)	131.0	124.3	94.9%	137.0	114.0	83.2%
短期入所生活介護	(日)	4,114.7	3,775.6	91.8%	4,114.7	3,692.8	89.7%
	(人)	256.0	239.4	93.5%	256.0	233.1	91.0%
短期入所療養介護 (老健+病院等+介護医療院)	(日)	111.2	103.1	92.7%	111.2	125.3	112.7%
	(人)	16.0	14.7	91.7%	16.0	16.6	103.6%
福祉用具貸与	(人)	1,242.0	1,222.3	98.4%	1,274.0	1,261.7	99.0%
特定福祉用具購入費	(人)	25.0	23.0	92.0%	25.0	22.5	90.0%
住宅改修費	(人)	22.0	18.8	85.2%	23.0	21.8	94.9%
特定施設入居者生活介護	(人)	86.0	95.7	111.2%	107.0	107.3	100.3%
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	(人)	20.0	23.2	115.8%	20.0	33.5	167.5%
夜間対応型訪問介護	(人)	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
地域密着型通所介護	(回)	3,022.5	2,811.0	93.0%	3,218.4	2,629.6	81.7%
	(人)	292.0	265.6	91.0%	311.0	245.4	78.9%
認知症対応型通所介護	(回)	403.3	286.4	71.0%	430.1	262.6	61.1%
	(人)	34.0	32.0	94.1%	37.0	29.4	79.5%
小規模多機能型居宅介護	(人)	140.0	119.9	85.7%	157.0	137.8	87.7%
認知症対応型共同生活介護	(人)	232.0	228.0	98.3%	245.0	222.4	90.8%
地域密着型特定施設 入居者生活介護	(人)	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	(人)	85.0	85.9	101.1%	86.0	84.8	98.5%
看護小規模多機能型居宅介護	(人)	18.0	18.6	103.2%	18.0	21.8	121.3%
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	(人)	430.0	428.7	99.7%	440.0	424.8	96.6%
介護老人保健施設	(人)	175.0	173.6	99.2%	178.0	170.8	96.0%
介護医療院	(人)	4.0	3.7	91.7%	5.0	3.9	78.3%
介護療養型医療施設	(人)	0.0	0.7	-	0.0	0.0	-
(4) 居宅介護支援							
居宅介護支援	(人)	1,906.0	1,832.8	96.2%	1,951.0	1,849.7	94.8%

※資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」合計。

5. 調査結果からみえる課題

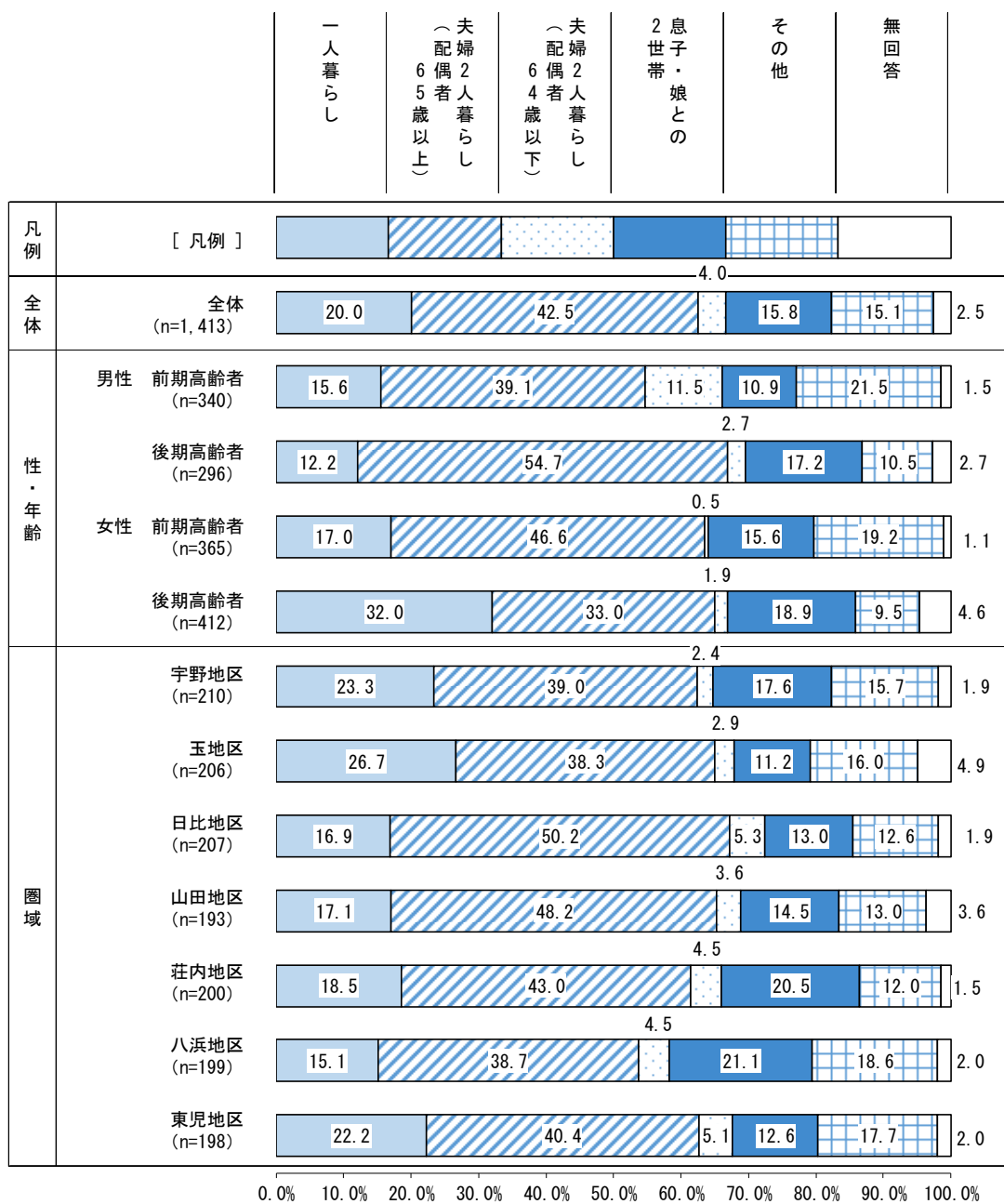
1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

■回答者の属性

		全体	認定該当状況			
			一般 高齢者	要支援1	要支援2	
全体		1,413人 100.0%	1,347人 95.3%	36人 2.5%	30人 2.1%	
性別	男性	636人 100.0%	619人 97.3%	10人 1.6%	7人 1.1%	
	女性	777人 100.0%	728人 93.7%	26人 3.3%	23人 3.0%	
性・ 年齢	男性	前期高齢者	340人 100.0%	338人 99.4%	1人 0.3%	1人 0.3%
		後期高齢者	296人 100.0%	281人 94.9%	9人 3.0%	6人 2.0%
	女性	前期高齢者	365人 100.0%	361人 98.9%	3人 0.8%	1人 0.3%
		後期高齢者	412人 100.0%	367人 89.1%	23人 5.6%	22人 5.3%
圏域	宇野地区		210人 100.0%	201人 95.7%	8人 3.8%	1人 0.5%
	玉地区		206人 100.0%	196人 95.1%	4人 1.9%	6人 2.9%
	日比地区		207人 100.0%	193人 93.2%	6人 2.9%	8人 3.9%
	山田地区		193人 100.0%	182人 94.3%	6人 3.1%	5人 2.6%
	荘内地区		200人 100.0%	192人 96.0%	5人 2.5%	3人 1.5%
	八浜地区		199人 100.0%	195人 98.0%	2人 1.0%	2人 1.0%
	東兎地区		198人 100.0%	188人 94.9%	5人 2.5%	5人 2.5%

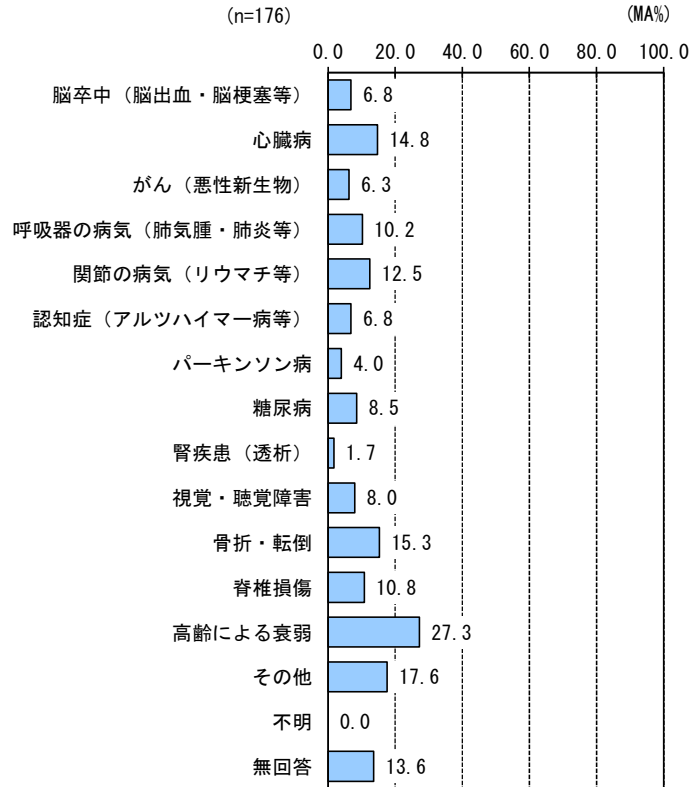
■家族構成を教えてください。(1つだけ○)

- 【全体】**
 ○ 家族構成について、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が42.5%で最も多く、次いで「一人暮らし」が20.0%、「息子・娘との2世帯」が15.8%となっています。
- 【性・年齢】**
 ○ 「一人暮らし」は女性 後期高齢者が32.0%、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」は男性 後期高齢者が54.7%と他の区分に比べて多くなっています。
- 【圏域】**
 ○ 「一人暮らし」は宇野地区が23.3%、玉地区が26.7%、東児地区が22.2%、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」は日比地区が50.2%、山田地区が48.2%と他の区分に比べて多くなっています。



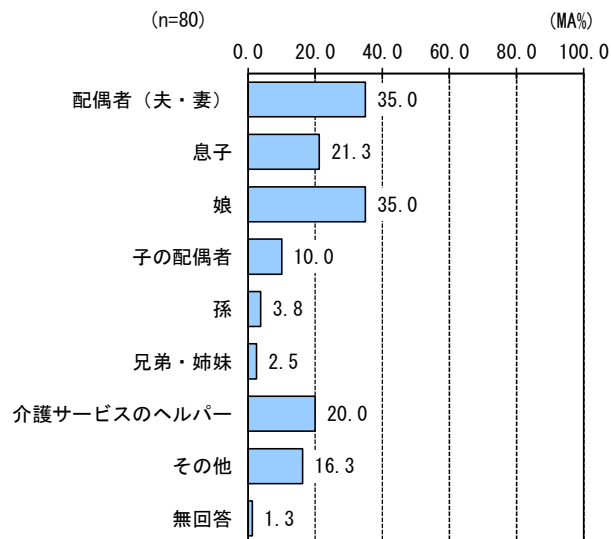
■介護・介助が必要になった主な原因は何ですか。(いくつでも○)

【全体】
 ○ 介護・介助が必要になった主な原因について、「高齢による衰弱」が27.3%で最も多く、次いで「骨折・転倒」が15.3%、「心臓病」が14.8%となっています。



■主にどなたの介護・介助を受けていますか。(いくつでも○)

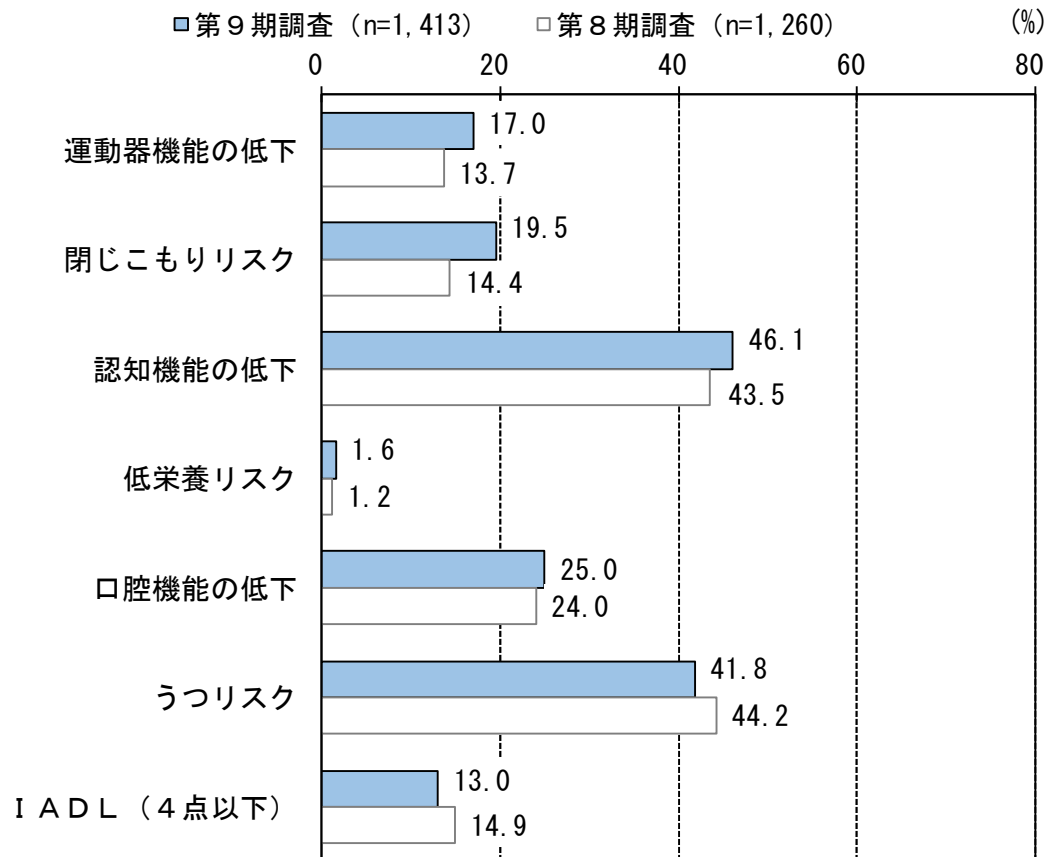
【全体】
 ○ 主な介護者について、「配偶者 (夫・妻)」「娘」が35.0%で最も多く、次いで「息子」が21.3%、「介護サービスのヘルパー」が20.0%となっています。



■リスク判定結果

【全体】

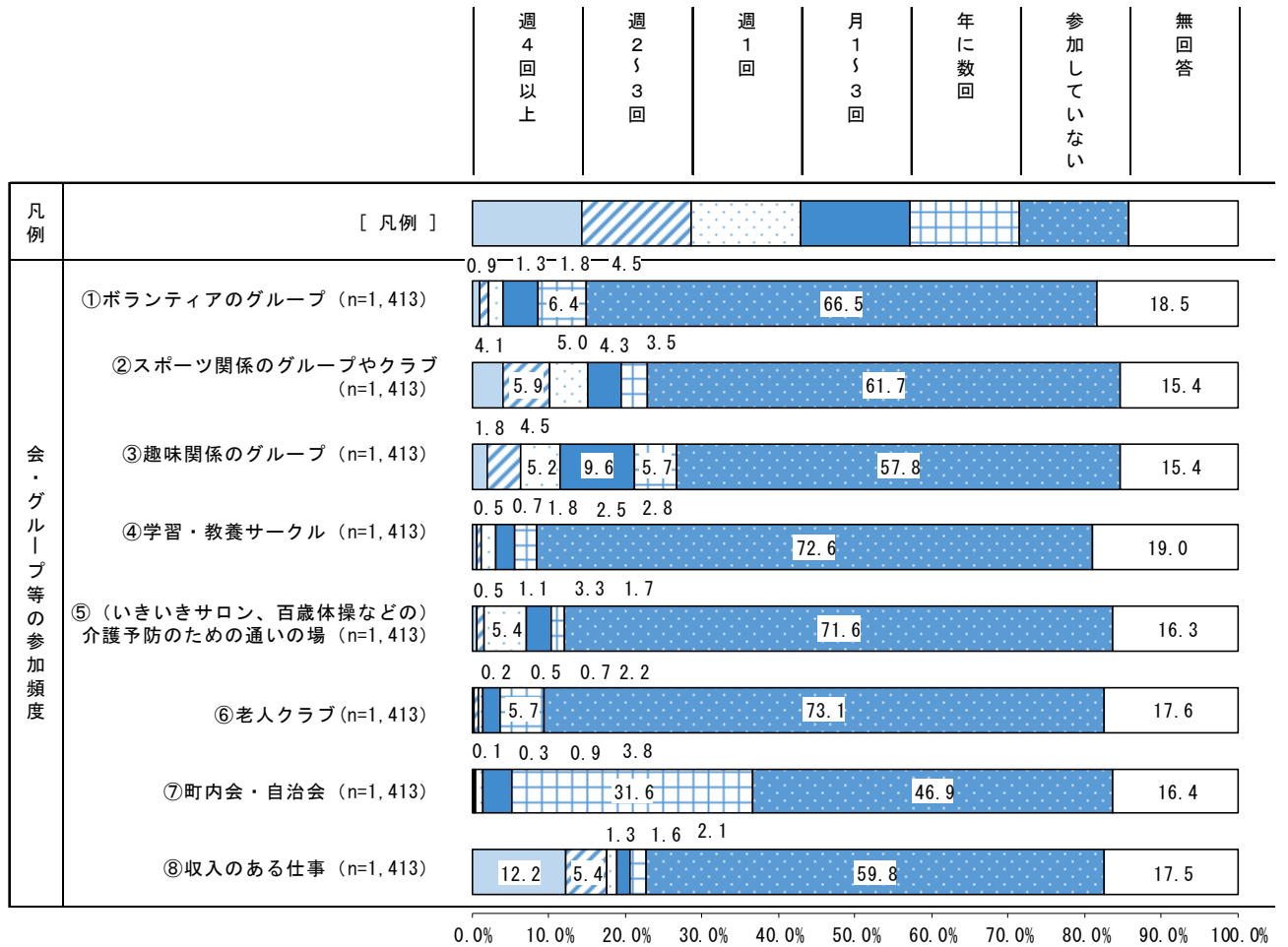
- リスク該当状況を見ると、全体では認知機能の低下（46.1%）、うつリスク（41.8%）、口腔機能の低下（25.0%）、閉じこもりリスク（19.5%）、運動器機能の低下（17.0%）、IADL（4点以下）（13.0%）、低栄養リスク（1.6%）の順で該当率が高くなっています。
- 第8期調査と比較して、運動機能の低下、閉じこもりリスク、認知機能の低下、低栄養リスク、口腔機能の低下が高くなっています。



■会・グループ等への参加頻度

【全体】

○ 会・グループ等への参加頻度をみると、⑦町内会・自治会、③趣味関係のグループ、②スポーツ関係のグループやクラブ、⑧収入のある仕事の順で参加率が高くなっています。



■地域づくり活動に対する参加者としての参加意向

【全体】

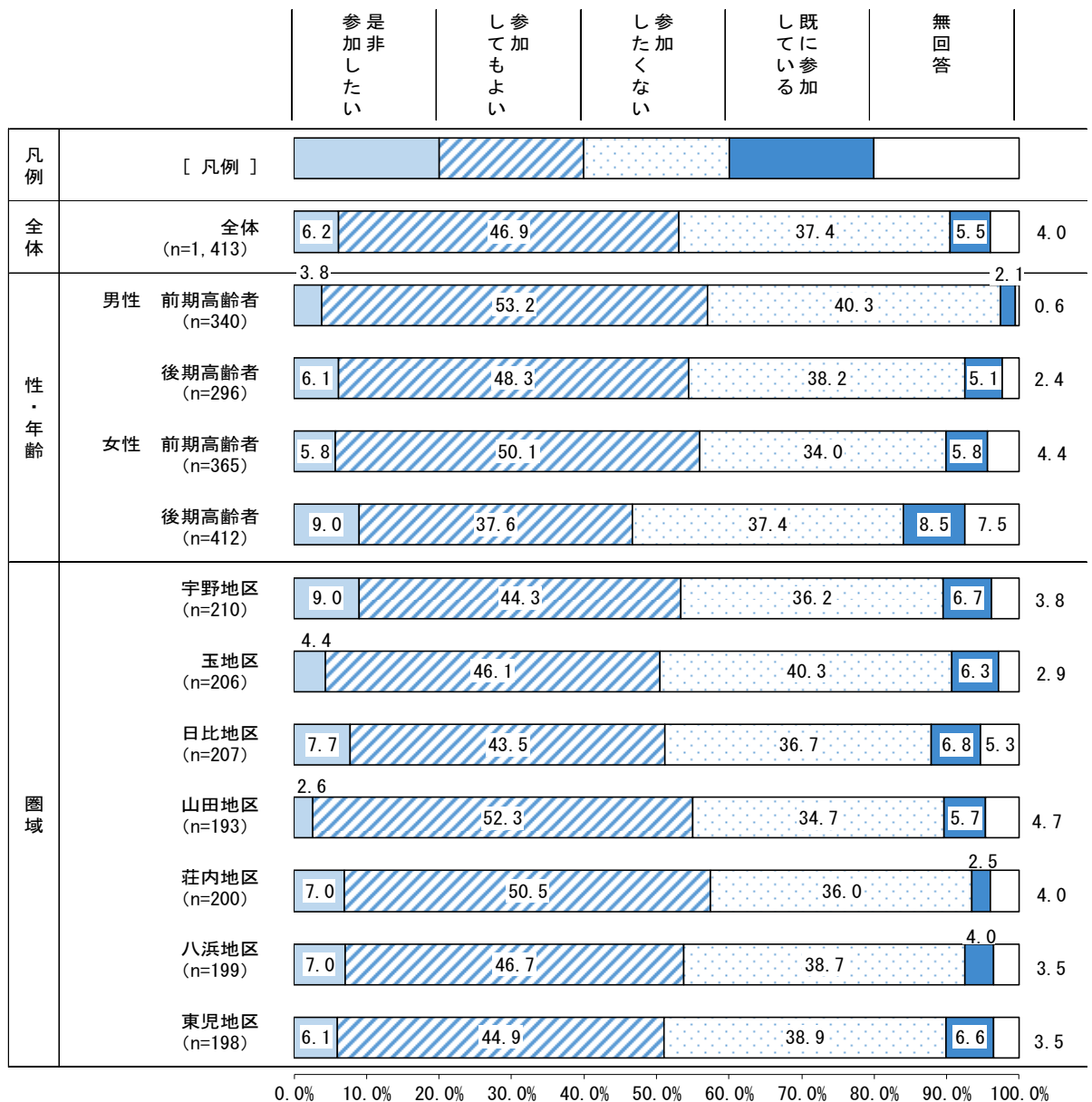
- 地域づくり活動に対する参加者としての参加意向について、「参加してもよい」が46.9%で最も多く、次いで「参加したくない」が37.4%、「是非参加したい」が6.3%となっています。「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせた“参加意向がある方”は53.1%となっています。

【性・年齢】

- 「是非参加したい」は女性 後期高齢者が9.0%と他の区分に比べて多くなっています。
- 前期・後期高齢者ともに女性では男性に比べて「既に参加している」が多くなっています。

【圏域】

- 「参加したくない」は玉地区が40.3%、八浜地区が38.7%、東児地区が38.9%と他の区分に比べて多くなっています。
- 「既に参加している」は荘内地区が2.5%、八浜地区が4.0%と他の区分に比べて少なくなっています。



■地域づくり活動に対するお世話役としての参加意向

【全体】

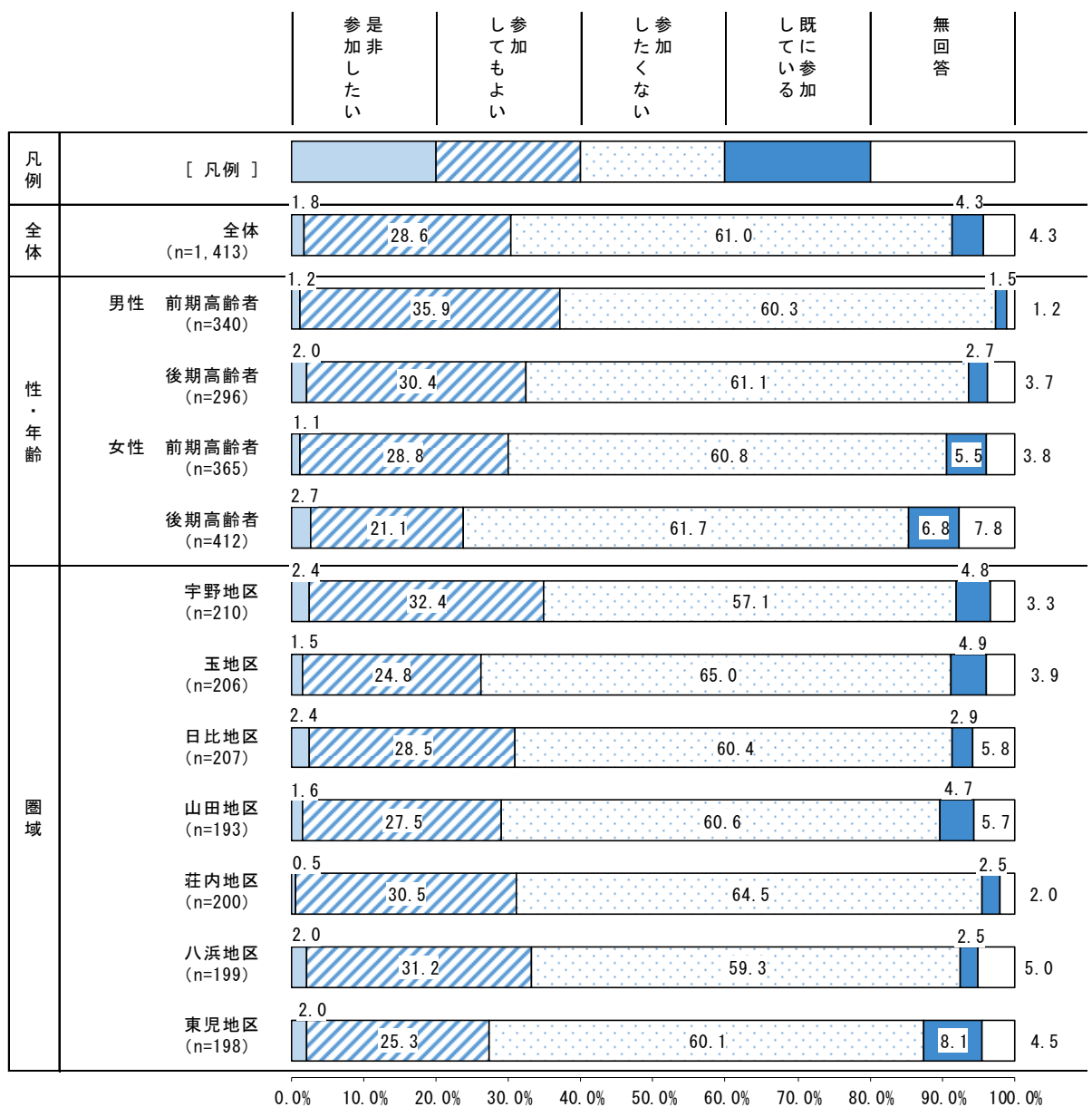
- 地域づくり活動に対するお世話役としての参加意向について、「参加したくない」が61.0%で最も多く、次いで「参加してもよい」が28.6%、「既に参加している」が4.3%となっています。「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせた“参加意向がある方”は30.4%となっています。

【性・年齢】

- 「参加したくない」は女性 後期高齢者が61.7%と他の区分に比べて多くなっています。
- 前期・後期高齢者ともに女性では男性に比べて「既に参加している」が多くなっています。

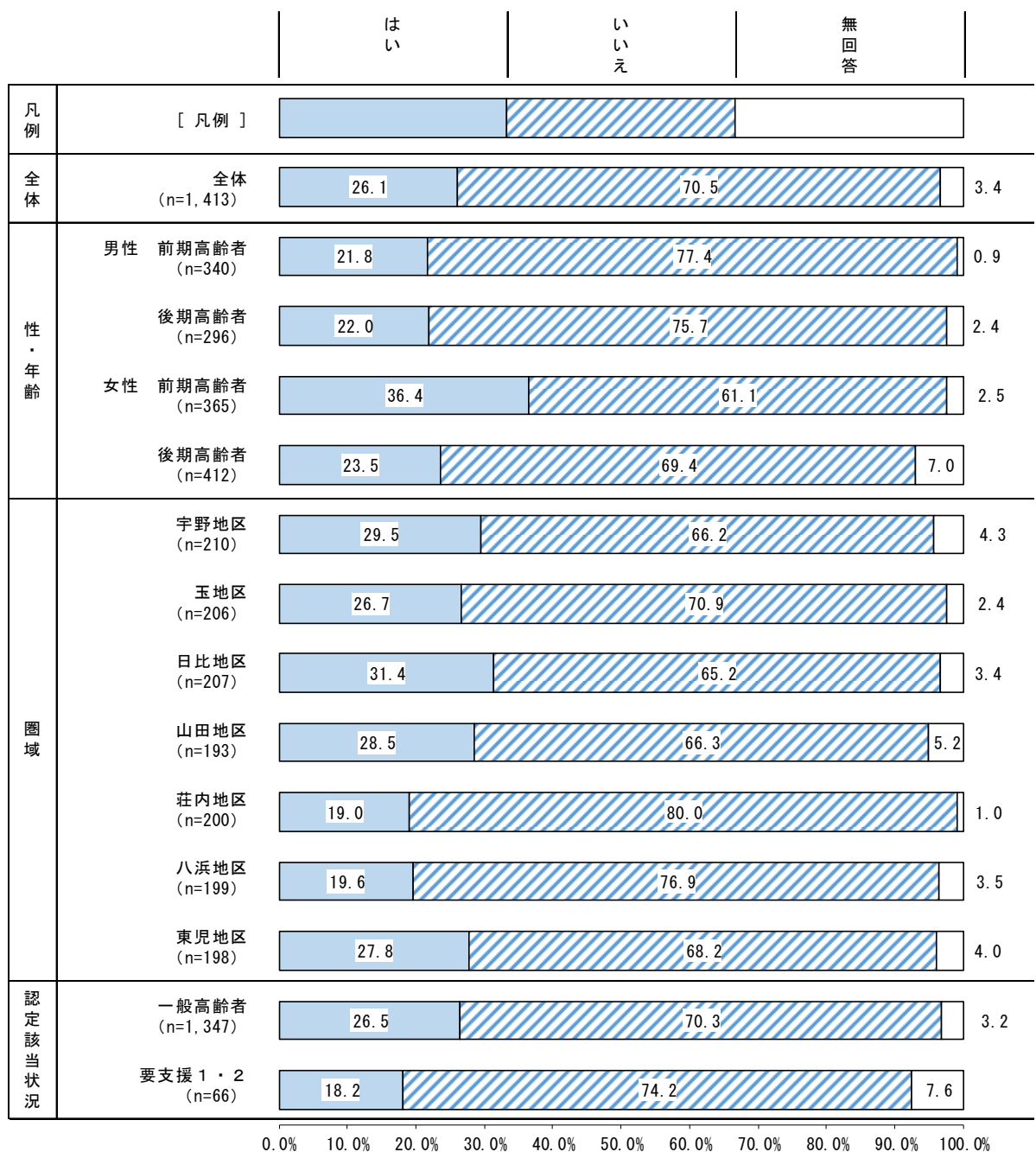
【圏域】

- 「参加したくない」は玉地区が65.0%、荘内地区が64.5%と他の区分に比べて多くなっています。
- 「既に参加している」は東児地区が8.1%と他の区分に比べて多くなっています。



■ 認知症の相談窓口の周知状況

- 【全体】**
 ○ 認知症に関する相談窓口の周知状況について、「はい」が26.1%、「いいえ」が70.5%となっています。
- 【性・年齢】**
 ○ 前期・後期高齢者ともに男性では女性に比べて「いいえ」が多くなっています。
- 【圏域】**
 ○ 「いいえ」は荘内地区が80.0%、八浜地区が76.9%と他の区分に比べて多くなっています。
- 【認定該当状況】**
 ○ 「はい」は一般高齢者が26.5%と要支援1・2の18.2%に比べて多くなっています。

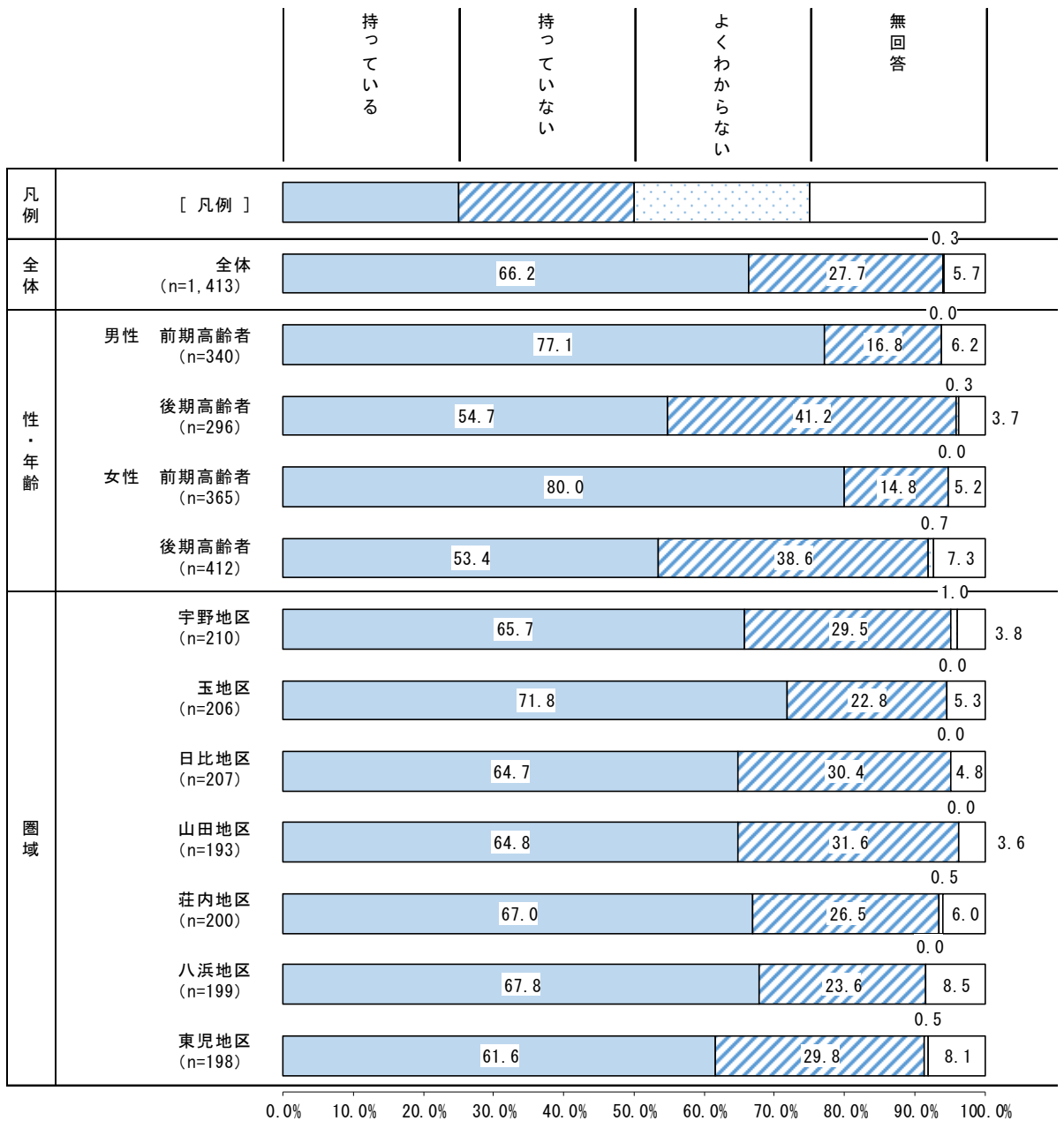


■スマートフォン（スマホ）を持っていますか。（1つだけ〇）

【全体】
 ○ スマートフォン（スマホ）の所持状況について、「持っている」が66.2%で最も多く、次いで「持っていない」が27.7%、「よくわからない」が0.3%となっています。

【性・年齢】
 ○ 男女ともに後期高齢者では前期高齢者に比べて「持っていない」が多くなっています。

【圏域】
 ○ 「持っている」は玉地区が71.8%と他の区分に比べて多くなっています。



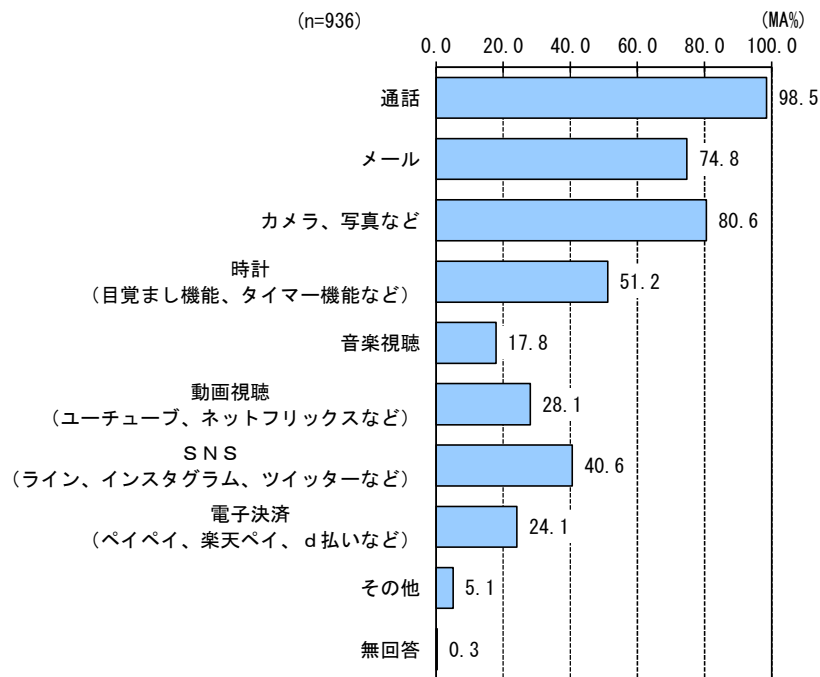
■スマートフォン（スマホ）のどのような機能を使用していますか。（いくつでも○）

【全体】

- スマートフォン（スマホ）で使っている機能について、「通話」が98.5%で最も多く、次いで「カメラ、写真など」が80.6%、「メール」が74.8%となっています。

【圏域】

- 「カメラ、写真など」は宇野地区が84.8%と他の区分に比べて多くなっています。
- 「音楽視聴」は日比地区が20.9%、山田地区が20.0%、八浜地区が20.0%と他の区分に比べて多くなっています。
- 「電子決済（ペイペイ、楽天ペイ、d払いなど）」は荘内地区が32.8%と他の区分に比べて多くなっています。



性・年齢	母数 (n)	スマートフォン (スマホ) で使っている機能 (MA%)					
		通話	メール	カメラ、写真など	時計 (目覚まし機能、タイマー機能など)	音楽視聴	
全体	936	98.5	74.8	80.6	51.2	17.8	
性・年齢	男性 前期高齢者	262	98.9	73.3	83.2	55.0	21.4
	後期高齢者	162	98.8	65.4	74.1	42.6	14.8
	女性 前期高齢者	292	97.9	△ 85.6	87.7	△ 61.3	22.3
	後期高齢者	220	98.6	69.1	72.7	▼ 39.5	10.0
圏域	宇野地区	138	99.3	80.4	84.8	57.2	18.1
	玉地区	148	100.0	77.0	82.4	50.7	16.2
	日比地区	134	97.8	84.3	79.9	47.8	20.9
	山田地区	125	97.6	72.8	80.0	41.6	20.0
	荘内地区	134	99.3	76.1	79.1	51.5	15.7
	八浜地区	135	98.5	65.9	79.3	56.3	20.0
	東現地区	122	96.7	65.6	77.9	52.5	13.9
	認定該当状況	一般高齢者	915	98.5	75.2	81.1	51.4
要支援1・2	21	100.0	▼ 57.1	▼ 57.1	42.9	9.5	

性・年齢	母数 (n)	スマートフォン (スマホ) で使っている機能 (MA%)					
		ネット、動画視聴 (ユーチューブ、Netflixなど)	SNS (ライン、Instagram、Twitterなど)	電子決済 (ペイペイ、楽天ペイ、d払いなど)	その他	無回答	
全体	936	28.1	40.6	24.1	5.1	0.3	
性・年齢	男性 前期高齢者	262	37.0	40.8	32.8	6.9	0.4
	後期高齢者	162	20.4	▼ 22.2	16.7	2.5	0.6
	女性 前期高齢者	292	33.2	△ 53.4	30.5	5.5	-
	後期高齢者	220	▼ 16.4	36.8	▼ 10.9	4.5	0.5
圏域	宇野地区	138	34.1	44.9	24.6	2.9	-
	玉地区	148	27.7	41.2	23.0	4.7	-
	日比地区	134	29.1	40.3	20.1	3.7	0.7
	山田地区	125	26.4	32.8	23.2	4.8	0.8
	荘内地区	134	25.4	44.0	32.8	8.2	-
	八浜地区	135	31.1	41.5	17.8	4.4	-
	東現地区	122	22.1	38.5	27.9	7.4	0.8
	認定該当状況	一般高齢者	915	28.5	40.8	24.3	4.9
要支援1・2	21	▼ 9.5	33.3	19.0	14.3	-	

※表内において、**上位1位**、**上位2位**には色付けをしている。また、全体と比べて10ポイント以上高い場合には△、10ポイント以上低い場合には▼の記号を付けている。

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査からみる現状と課題

【高齢者の生活機能について】

運動器の機能低下をみるとリスク該当者は、全体で17.0%、補助なしで階段を昇ることや椅子から立ち上がること、15分程度歩くことについて、できるにもかかわらずしていない人が1割から2割みられます。日常生活におけるこうした取組の積み重ねによって、身体機能が維持され、介護予防につながる意識付けが必要です。

閉じこもりのリスクでは、リスク該当者は全体で19.5%、足腰などの痛みにより外出が億劫になることに加え、交通手段がないために閉じこもり傾向になっている可能性があります。

運動器機能の維持・改善、低下の予防という観点から、日常的に体を動かす習慣をつくる機会の提供や情報の周知啓発をするとともに、転倒や足腰の痛み等に配慮した安全な移動手段の確保が求められます。

口腔機能では、加齢に伴い口腔機能の低下がみられ、特に85歳以上からリスク該当者が増加しています。口内を清潔に保つことで、口腔機能の維持・栄養状態の改善の他、肺炎や認知症の予防にもつながるとされていることから、口腔清掃方法の周知と習慣付けを行うことが必要です。

誰かと食事をとる機会について、加齢に伴い減少する傾向がみられます。通いの場等を通じて誰かと食事を楽しむことで、栄養状態の維持・改善や閉じこもりの予防につながると考えられます。

【地域での活動について】

地域活動への参加状況について、収入のある仕事、スポーツ関係のグループやクラブ、趣味関係のグループに参加している人が比較的多くなっています。一方で、介護予防のための通いの場については、参加している人が5.5%となっており、さらなる周知が必要と考えられます。また、地域活動へのお世話役としての参加意向は約3割と低くなっています。まずは参加者として活動に参加する人を増やし、地域での活動を活発にするとともに、地域づくり活動の担い手となる人材育成を支援し、住民主体の地域づくり活動に繋げていく必要があります。

【認知症予防について】

認知症に関する相談窓口を知っているのは26.1%、認知症啓発講座等への参加状況について「参加したことはないが今後参加したい」が9.8%、「参加したことがある」が9.7%となっています。

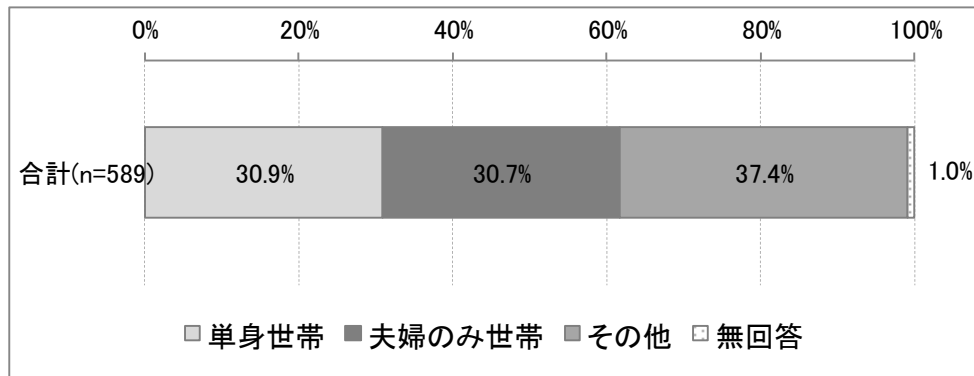
今後、認知症高齢者が増加することが予測される中、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」をめざし、認知症バリアフリーの地域づくりを進めるにあたり、認知症の症状の有無にかかわらず、まずは地域で認知症の相談窓口が周知されることが重要であると考えられます。また、認知症予防につながる取組を行っている通いの場の周知や活動の充実も必要です。

2. 在宅介護実態調査

■世帯類型

【全体】

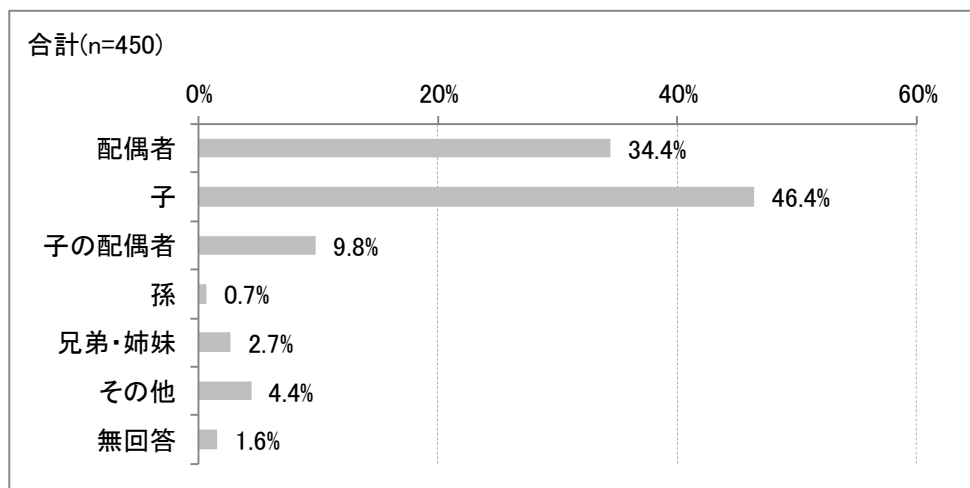
- 「その他」の割合が最も高く 37.4%となっています。次いで、「単身世帯 (30.9%)」、「夫婦のみ世帯 (30.7%)」となっています。



■主な介護者

【全体】

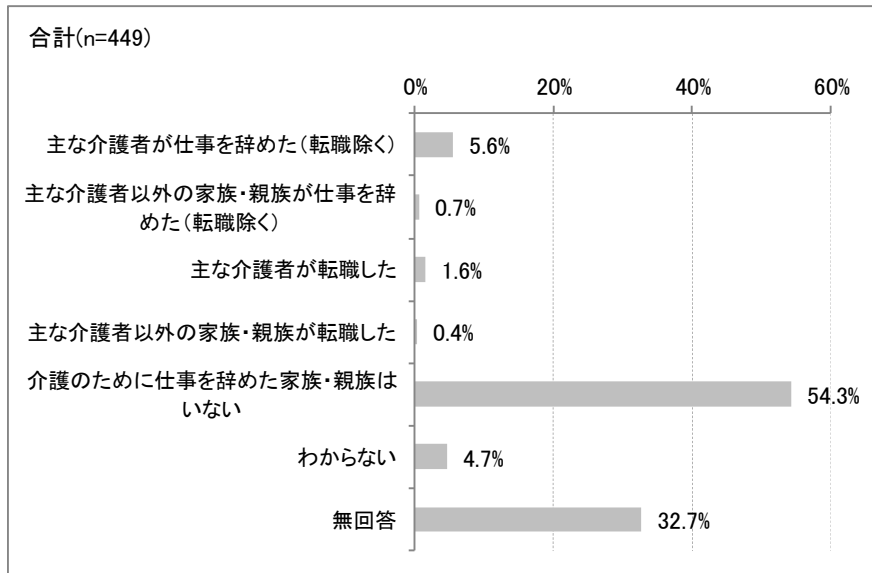
- 「子」の割合が最も高く 46.4%となっています。次いで、「配偶者 (34.4%)」、「子の配偶者 (9.8%)」となっています。



■介護のための離職の有無

【全体】

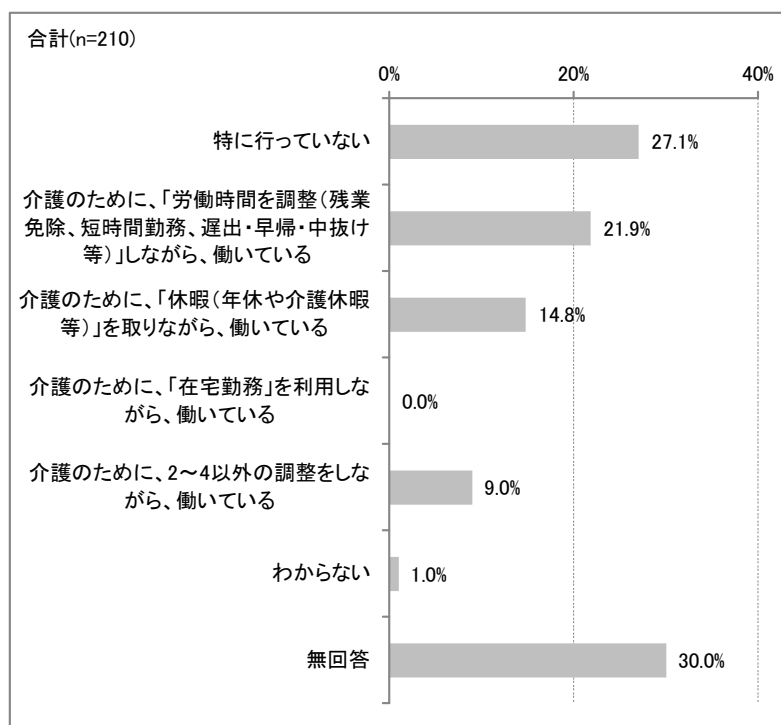
- 「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」の割合が最も高く 54.3%となっています。次いで、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）（5.6%）」、「わからない（4.7%）」となっています。



■介護者の働き方の調整の状況

【全体】

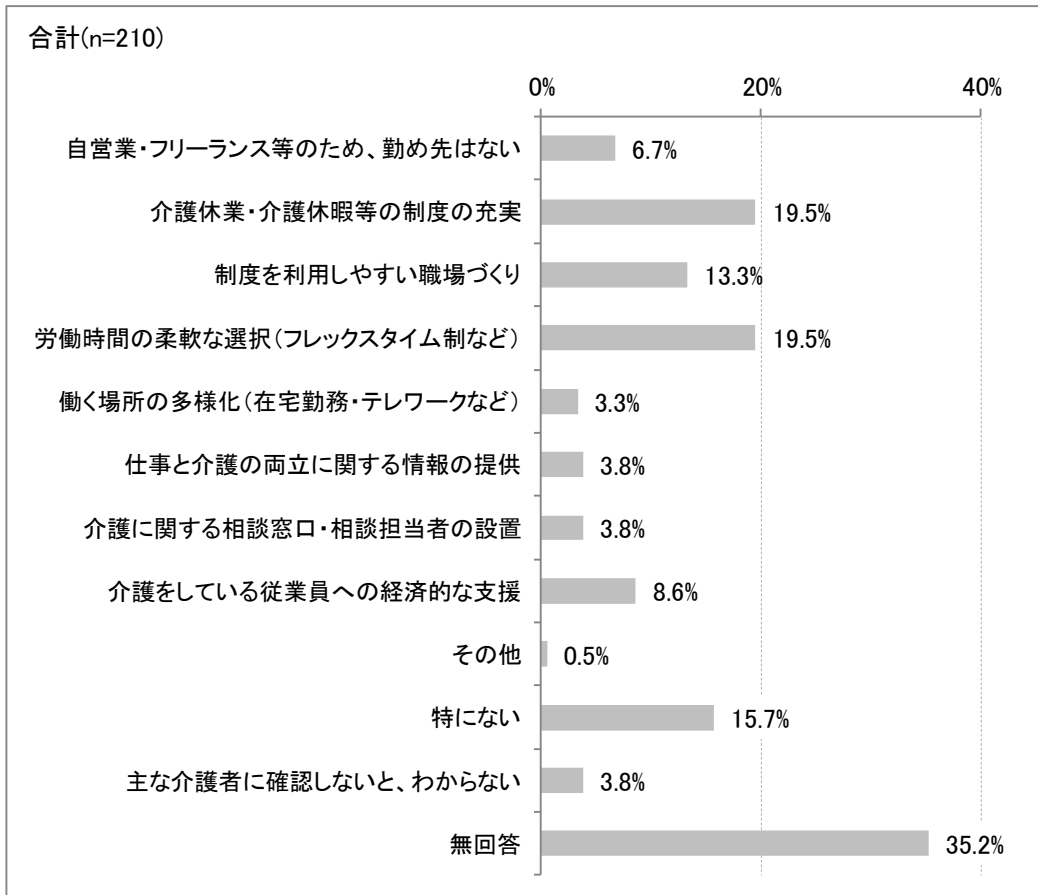
- 「特に行っていない」の割合が最も高く 27.1%となっています。次いで、「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている（21.9%）」、「介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている（14.8%）」となっています。



■就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援

【全体】

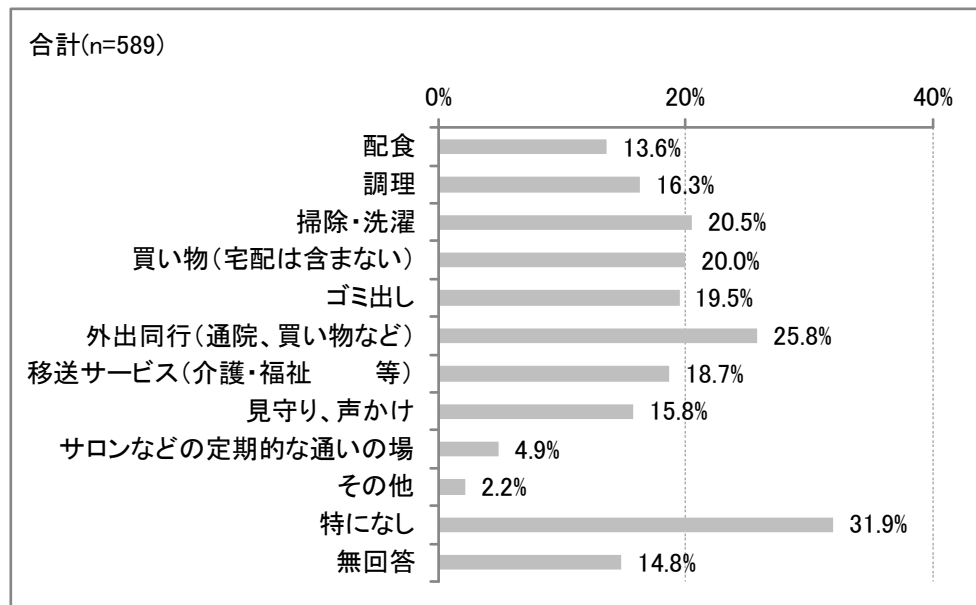
- 「介護休業・介護休暇等の制度の充実」、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」の割合が高く、それぞれ19.5%となっています。次いで、「特にない（15.7）」、「制度を利用しやすい職場づくり（13.3%）」となっています。



■在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス

【全体】

- 「特になし」の割合が最も高く 31.9%となっています。次いで、「外出同行（通院、買い物など）（25.8%）」、「掃除・洗濯（20.5%）」となっています。



■在宅介護実態調査からみる現状と課題

【在宅生活の継続について】

65歳以上の単身世帯は 30.9%、夫婦のみ世帯は 30.7%となっています。

在宅生活を継続するため充実が必要な支援・サービスは、外出動向（通院、買い物など）や掃除・洗濯、買い物（宅配は含まない）の需要が高くなっています。

高齢者の在宅生活を支えるためには、身近な支援に加え、緊急時にも対応できるような医療と介護が連携した福祉サービスの提供体制の整備と地域での支えあい、つながりづくりも必要になります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

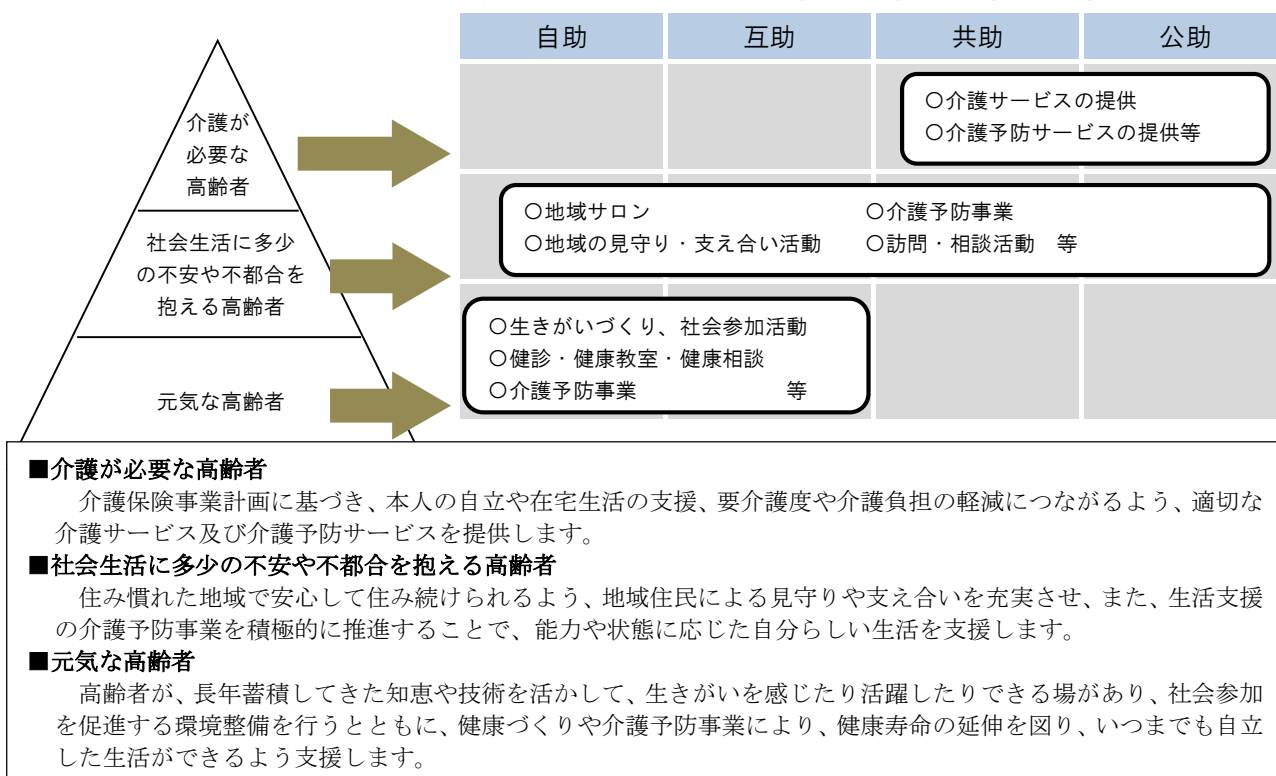
急速な少子高齢化の波により人々の暮らしや地域のあり方について変化が生じ、地域や世帯、そして個人が有する課題の複雑化を背景に社会的孤立や孤独死、ひきこもりや8050問題など、福祉ニーズは急激な増加と多様性が求められていることからお互いに助けあい支えあう、参加と協働の地域づくりを推進していく必要があります。

さらに、介護や医療、支援が必要となった高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、市民、地域活動団体、事業者との連携をいっそう強化し、地域包括ケアシステムをさらに推進する必要があります。

玉野市総合計画におけるまちづくりの基本方針では「住み慣れた地域で、健康で元気に暮らせるまち」として、「ライフステージやライフスタイルに応じた健康づくりの機会を提供し、健康意識の向上を図るとともに、保健・医療や介護・福祉サービスの充実や連携を進めることで、子どもから高齢者までの誰もが状況に合った適切なサービスや支援が受けられる、住み慣れた地域で生涯にわたって、健康で元気に暮らせるまちを実現します。」としています。

本計画では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢を迎える令和7（2025）年度、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年度を見据え、引き続き、高齢者の自立生活支援、高齢者の尊厳の確保及び社会生活の促進：共に支え合う地域社会を目指し、第8期計画との整合性・継続性を図り、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の連携により保健福祉サービスと介護サービス提供体制の充実に努めるとともに、「住み慣れた地域で、健康で元気に暮らせるまちづくり」の実現に向けた取組を進めます。

■本計画（老人保健福祉計画と介護保険事業計画）と自助、互助、共助、公助との関連図■



2. 基本目標

基本理念の実現に向け、次の4つの基本目標を掲げ、施策を推進します。

基本目標1 健康で活躍できる人づくり（自助）

- 高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けて、あらかじめ準備・行動ができるように、意識の醸成に取り組みます。
- 高齢者になる前からの健康維持や地域活動等への社会参画の機会を充実し、各種取組を連動させて情報発信を進めます。
- 高齢期のライフステージに応じた切れ目のない相談体制の充実の他、デジタル化への対応など市民の利便性の向上を図ります。

基本目標2 自立と安心を支える地域づくり（互助）

- 医療・介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える介護、医療、保健・福祉、権利擁護の充実を図ります。
- 地域との協働により、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支えあう地域づくりを進めます。

基本目標3 介護保険事業の円滑な運営（共助）

- 利用者やその家族が安心してサービスを利用できるよう、質の向上を図るとともに、介護給付費の適正化を図る取組を推進します。
- 介護サービスを安定的に継続して提供できるよう災害、感染症、介護人材の不足などのリスクに対して強い体制づくりを目指します。
- 在宅医療・介護・権利擁護の連携強化と、「地域ケア会議」の充実を図り、軽度認知障害（MCI）の早期発見・早期対応や認知症施策の推進、高齢者虐待防止と予防による権利擁護の強化により、高齢者が重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる安全安心な生活環境づくりを進めます。

基本目標4 在宅生活を支える基盤づくり（公助）

- 「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指し、より一層の機能の充実と強化に向けた取組を進めます。
- 介護保険事業は、介護給付費等を介護保険料と公助（国・県・市）で負担するシステムです。必要とされる介護サービス量を適切に見込むとともに、人口及び要介護者数等を推計し、公平性・透明性の高い仕組みづくりを構築します。

3. 重点取組

基本理念及び基本目標の実現に向け、4つの重点取組を定めて、重点施策を推進します。

重点取組1 健康づくりと介護予防の一体的な推進

高齢者が生涯にわたり健康でいられるよう、元気なうちからの健康づくりの推進に取り組むとともに、切れ目のない推進に向け「第2次健康たまの21計画・玉野市食育推進計画」や「次期データヘルス計画」と連携しながら取り組みます。

- 施策1-1 健康づくりの推進 ①健康づくりの推進
- 施策1-2 介護予防の推進 ①介護予防・生活支援サービス事業の推進
②一般介護予防事業の推進
- 施策4-1 地域包括ケアシステムの推進

重点取組2 認知症施策の推進

「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視した施策に取り組みます。また、予防に関するエビデンス（証拠）の収集・普及とともに、通いの場における活動の推進など、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への「備え」の重要性を鑑み、関係団体等と連携して施策に取り組みます。

- 施策4-2 認知症施策の推進・権利擁護等の強化 ①認知症施策の推進

重点取組3 高齢者の生きがいづくり

高齢者が生きがいを持って地域や職場で活動できるよう、社会参加を支援するとともに、自身の健康維持や介護予防に繋がるよう、高齢者の生きがいづくりに取り組みます。

- 施策1-3 生きがい対策の推進 ①社会参加の推進 ②多様な地域活動の推進
③生きがい就労への支援

重点取組4 在宅医療・介護連携の推進

医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、地域において関係機関が連携し、必要な医療・介護が一体的に提供できるよう、在宅医療・介護連携を推進します。

- 施策4-1 地域包括ケアシステムの推進 ④在宅医療・介護連携の推進

4. 施策体系

基本目標	重点目標	施策		
健康で活躍できる人づくり（自助）	健康づくりの推進	健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> * 健康手帳の活用の周知 * 健康診査 * 訪問指導 * 健康相談 * がん検診 * 健康教育 	
		食育の推進		
	介護予防の推進	介護予防・生活支援サービス事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> * 介護予防・生活支援サービス事業の推進 * 給食サービス促進事業 	
		一般介護予防事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> * 高齢者の保健事業と一般介護予防事業等との一体的な実施 * 介護予防普及啓発事業 * 健康フェア * 地域介護予防活動支援事業 	
	生きがい対策の推進	社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> * 社会参加の推進 	
		多様な地域活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> * 教養趣味講座 * 市民活動保険 	
		生きがい就労への支援	<ul style="list-style-type: none"> * 生きがい就労への支援（シルバー人材センター） 	
	地域共生社会の実現			
	自立と安心を支える地域づくり（互助）	自立生活支援	居宅生活支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> * 福祉電話設置事業 * 敬老事業
			家族介護者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> * 家族介護慰労金給付事業 * 在宅寝たきり老人等介護手当給付事業 * 家族介護用品購入費支給事業
地域高齢者支援ネットワークの強化			<ul style="list-style-type: none"> * 地域自主活動への支援 * 民生委員・児童委員・愛育委員との連携 	
見守り支援の強化			<ul style="list-style-type: none"> * 緊急通報システム事業 * 緊急医療情報キット（いのちのバトン）配布事業 * 地域の安全・安心見守り活動 	

介護保険事業の円滑な運営（共助）

サービス
基盤の拡充と
適正化の推進

介護サービス基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> * 地域密着型サービスの整備支援 * 介護保険サービスの量的確保
介護サービスの質的向上	<ul style="list-style-type: none"> * 介護保険サービスの質的向上 * 介護従事者の育成・支援 * 苦情の対応 * 積極的な情報提供 * 介護給付通知
介護保険事業の適正化の推進（介護給付適正化計画）	<ul style="list-style-type: none"> * 要介護認定の適正化 * ケアプランの点検 * 住宅改修等の点検 * 縦覧点検・医療情報との突合

災害や感染症
対策に係る
体制整備

大規模災害や感染症など危機事象への対応

介護人材の確保・定着、業務効率化への取組

介護人材の確保・定着のための国や県との連携 介護職に対するイメージ改善 介護ロボ等整備導入支援（情報提供） 業務効率化の推進

在宅生活を支える基盤づくり（公助）

地域包括ケア
システムの
推進

地域包括支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> * 総合的な地域福祉の推進 * 社会福祉協議会との連携 * 情報の公表
包括的な相談支援体制の構築	
地域ケア会議の推進	
在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> * 在宅医療の推進 * かかりつけ医制度の推進 * 要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の整備 * 医療費の適正化
生活支援サービスの基盤整備	

認知症施策の
推進・権利
擁護等の強化

認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> * 早期診断・早期対応 * 地域での日常生活・家族の支援の強化
高齢者虐待防止と予防の推進	
権利擁護の推進	* 権利擁護制度の活用

安心安全な
生活環境の
確保

人にやさしい環境づくりの推進	
移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> * 外出支援 * サービス提供の公平性の確保 * 公共交通の充実
在宅・生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> * 住宅改造助成支援事業 * 多様な住まいの確保
施設福祉サービスの充実	

第4章 施策の展開

1. 健康で活躍できる人づくり（自助）

1. 健康づくりの推進

高齢化の進行やライフスタイルの変化に伴い、食生活、運動習慣等と深くかかわりのある生活習慣病やこころの病のリスクが高まります。生活習慣病やこころの病の予防は、介護予防の他、医療費・介護給付費の適正化にもつながることから、市民一人ひとりが自分にあった健康づくりや食生活など健康的な生活習慣の確立と、感染症の発生の予防・まん延の防止や難病患者等のニーズの多様化等における療養生活への支援が重要です。

以上から、健康増進計画や食育推進計画に基づく様々な取組により、関係機関等と連携して、一人ひとりが主体的な健康づくりに取り組めるよう支援します。

① 健康づくりの推進

健康手帳の活用の周知		担当課	健康増進課				
自己の健康管理と必要な際に適切な医療が受けられるようにすることを目的に、厚生労働省のホームページからダウンロードできる健康手帳の積極的な活用を推進しています。							
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交付数(冊)	目標	300	300	300	320	320	320
	実績	322	247	300	-	-	-
※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。							
【現状と課題】							
市で実施している各種検診・健康診査時には、40歳以上の希望者に対して交付していますが、健康手帳の入手方法及び活用方法については、周知不足のため、交付数が減少傾向となっています。							
【今後の取組内容】							
自己の健康管理と適切な医療受診のツールの1つとして、より多くの市民に活用してもらえるよう、健康手帳の内容と活用方法の充実を図るとともに、普及啓発に努めます。							

健康診査

担当課

保険年金課
健康増進課

国保特定健康診査については、医療機関での個別健診及び地区会場での集団健診を実施しています。また、平成30(2018)年度より未受診者対策を強化しており、はがきや電話による受診勧奨を行う等、受診率向上に向けて一定の取組を行っており、国の最終的な目標である60.0%にはまだ及びませんが、受診率は上昇傾向です。

後期高齢者等健康診査については、高齢者にかかりつけ医を持っていただく観点から、原則として医療機関での個別健診を実施しており、令和元(2019)年度は受診率が上昇しています。令和2(2020)年度からは、高齢者の重症化予防と介護予防を推進することを目的として、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を施行し、後期高齢者健康診査の結果に基づき、低栄養防止・重症化予防を目指して支援をしていきます。

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国保特定健康診査	対象者 (人)	目標	9,485	8,917	8,094	-	-	-
		実績	9,572	8,814	8,100	-	-	-
	受診者 数(人)	目標	4,552	4,815	4,856	-	-	-
		実績	2,838	2,685	2,592	-	-	-
	受診率 (%)	目標	30.0	33.0	36.0	35.0	37.5	40.0
		実績	29.6	30.5	32.0	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

国保特定健康診査受診率は、令和元(2019)年度に32.9%まで上昇しましたが、令和2(2020)年度にはコロナの影響で27.7%と低迷し、令和4(2022)年度には30.5%と復調傾向にあります。40、50代の若い世代の受診率向上が課題となっています。

【今後の取組内容】

国保特定健康診査については、引き続き医療機関での個別検診及び地区会場での集団検診を実施します。

未受診者への勧奨も継続して実施し、令和5(2023)年度から開始したweb予約制度の見直しや、節目年齢到達時には健診料無料化等、若い世代の受診率向上にも取組んでいきます。

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
後期高齢者等健康診査	対象者 数(人)	目標	12,990	14,301	15,345	13,000	13,200	13,400
		実績	11,494	11,750	12,217	-	-	-
	受診者 数(人)	目標	1,530	1,730	1,850	1,600	1,650	1,700
		実績	1,127	1,351	1,500	-	-	-
	受診率 (%)	目標	11.8	11.9	12.0	12.3	12.5	12.7
		実績	9.8	11.5	12.3	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

新型コロナウイルスの影響による受診者数の減少から、受診数は回復傾向にありますが、今後も高齢者の健康づくりのために、受診率の向上が必要です。

【今後の取組内容】

引き続き、関係機関との連携強化や啓発により受診率の向上に努め、市民の健康づくりのサポートをしていきます。

また、高齢者の保健事業と介護予防の取組により、後期高齢者等健康診査の受診率の向上及びフレイル予防に努め、高齢者の健康づくりを推進していきます。

がん検診

担当課

健康増進課

がん検診を受診しやすい環境づくりと受診率の向上に向けて、各種がん検診を一度に受診できる「がん総合検診」、「がん総合検診」に「特定健康診査」をセットにした「国保特定セットけんしん」、仕事後に受診することのできる「ナイター検診」を実施しています。令和元（2019）年度からは、乳児健診に併せて子宮頸がん検診の同時実施をしています。

また、平成29（2017）年度には健康づくりや介護予防への取組の促進と継続のための動機付け及び各種健康診査やがん検診等の受診者数向上等を目的として、各種検診を受診することや健康・介護予防教室・介護予防行事に参加することにより特典のあるポイントを付与する健康マイレージ事業「健康たま～るポイント」を実施しています。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
胃がん(人)	目標	2,100	2,150	2,200	1,670	1,690	1,710
	実績	1,594	1,604	1,650	-	-	-
子宮がん(人)	目標	2,200	2,250	2,300	2,120	2,130	2,150
	実績	1,846	1,835	1,850	-	-	-
肺がん・胸部 (人)	目標	5,650	5,700	5,750	4,320	4,380	4,400
	実績	4,164	4,253	4,300	-	-	-
肺がん・喀痰 (人)	目標	300	310	320	230	235	240
	実績	244	203	220	-	-	-
乳がん・マンモ 併用(人)	目標	2,500	2,550	2,600	2,120	2,130	2,150
	実績	1,904	2,047	2,100	-	-	-
大腸がん(人)	目標	4,000	4,050	4,100	3,250	3,280	3,300
	実績	3,169	3,174	3,200	-	-	-
前立腺がん (人)	目標	850	860	870	760	770	780
	実績	510	711	750	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

新型コロナウイルスの影響による受診者数の減少から、回復傾向にありますが、今後も受診率向上と受診しやすい環境づくりに努めていく必要があります。

【今後の取組内容】

引き続き、受診しやすい環境づくりと市民の健康意識の向上に努め、受診率向上を図り、がんの早期発見・早期治療に役立てていきます。

訪問指導	担当課	健康増進課 長寿介護課 保険年金課
------	-----	-------------------------

健康上の問題や何らかの障害によって日常生活に支援が必要な者もしくはその家族を対象に、安心した生活を過ごすことができるよう訪問による支援を行っています。

また、がん検診における要精密検査者や糖尿病重症化予防事業の対象者など生活習慣病の方や特定健診の未受診者に対して、訪問による受診勧奨や保健・栄養指導をしています。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
被指導人数 (人)	目標	100	100	100	170	170	170
	実績	159	161	170	-	-	-
延訪問回数 (回)	目標	130	130	130	200	200	200
	実績	159	183	200	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

健康上や日常生活に支援が必要な方及びその家族に対して、今後もタイムリーに必要な支援ができるように努めていく必要があります。

訪問においては、限られた人員で行うため回数に限界はありますが、ハイリスク者の適正な抽出を行い、効率的かつ効果的な勧奨を実施していきます。

【今後の取組内容】

市民が心身共に健康で安心した生活を過ごすことができるよう、引き続き、関係機関と連携を図りながら、訪問による、生活習慣病の重症化予防や介護保険と障害者福祉サービスの狭間にある者への在宅生活の支援を継続します。

健康教育

担当課

健康増進課

集団健康教室では、地域の愛育委員会や栄養委員会、出前講座等で、生活習慣病（がん・慢性腎臓病・COPDなど）の知識の普及啓発や重症化予防に重点を置いた健康教育を実施しています。

いきいき体操教室では、介護予防も視野に入れた生活習慣病の予防と改善のための講話と体操教室を実施しています。

また、平成28（2016）年度からは、慢性閉塞性肺疾患（COPD）の講演会を実施し、広く健康づくりの普及を行っています。

令和元（2019）年度においては、集団健康教室の開催回数・被指導延人数及びいきいき体操教室の被指導延人数が減少傾向にあります。令和2（2020）年度は、新型コロナウイルスの影響により減少することが示唆されています。

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
集団健康教室	開催回数 (回)	目標	120	130	140	160	160	160
		実績	88	151	160	-	-	-
	被指導延 人数(人)	目標	4,500	4,550	4,600	2,500	2,500	2,500
		実績	1,398	2,417	2,500	-	-	-
いきいき 体操	開催回数 (回)	目標	12	12	12	12	12	12
		実績	7	12	12	-	-	-
	被指導延 人数(人)	目標	300	300	300	300	300	300
		実績	89	208	250	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

令和3（2021）年度は新型コロナウイルスの影響により、被指導延人数が減少しており、チラシ・リーフレットの配布による知識の普及啓発に努めました。令和4（2022）年度からは開催時期や方法を検討しながら健康教育を実施しています。

【今後の取組内容】

新型コロナウイルスの影響を考慮したうえで、開催時期や健康に関する周知方法を検討するとともに、生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及に努め、広く市民の健康づくりのサポートをしていきます。

心身に関する個別相談を実施し、必要に応じて関係機関と連携した支援に努めています。

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重点健康相談	実施回数 (回)	目標	290	300	310	300	300	300
		実績	268	297	300	-	-	-
	相談人数 (人)	目標	850	860	870	300	300	300
		実績	268	300	300	-	-	-
総合健康相談	実施回数 (回)	目標	85	90	95	250	250	250
		実績	150	200	250	-	-	-
	相談人数 (人)	目標	155	160	165	250	250	250
		実績	150	200	250	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

健康相談の回数や人数の大きな増減はありませんが、内容としては、ひきこもりやこころの健康相談が増加しています。

【今後の取組内容】

引き続き、心身に関する個別相談を実施し、必要に応じて関係機関と連携した支援に努めます。

「第2次健康たまの21計画・玉野市食育推進計画」は、食育を通して、生涯にわたって心身ともに健康で豊かな人間性を育み、本市の将来像である「安心・活力・ささえあい～みんなで築く自立都市」「みんなですこやか、みんながすこやか 健康たまの」の実現を目指しています。

食育は人が生きていく上での基本であり、知育、徳育、体育の根底にあるものとして位置づけられます。様々な場や機会を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得することで、健全な食生活の実践につながり、それは心身ともに健康な人を育てることに結びつきます。

高齢者になっても「食」を大切にすることは、ますます重要であることから、健康維持に必要な知識や実践方法を学習する食育教育を、主に男性高齢者を対象に実施し、「食」を通しての健康的に生活を送るための支援を行います。

いきいき元気講習会「男性高齢者食育教室」は、男性参加者の減少に伴い、女性の参加者が増加傾向にあります。

他団体等との連携により、低栄養リスクの高い男性高齢者の参加者の増加に努め、合わせて女性高齢者への食生活支援も行っていきます。

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
いきいき 元気講習会	実施回数(回)	目標	14	14	14	11	12	13
		実績	1	7	10	-	-	-
男性高齢者 食育教室	参加人数(人)	目標	165	170	175	220	240	260
		実績	9	199	200	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

他団体等との連携により、低栄養リスクの高い男性高齢者の参加者の増加に努め、併せて女性高齢者への食生活支援も行っておりますが、地域によって参加人数のばらつきがあります。

【今後の取組内容】

今後も健康維持に必要な知識や実践方法を学習する食育教室を、調理実習等も交えながら、引き続き開催し、「食」を通して健康的な生活を送るための支援を行います。

2. 介護予防の推進

高齢者は、加齢に伴う身体的な機能の低下や複数の慢性疾患を抱えるケースが多く、また、社会的な繋がりや不安を抱えやすいため、介護予防やフレイル予防の取組を推進することが必要です。

介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、介護予防や要介護状態の軽減もしくは悪化を防止するための多様なサービス提供のみならず、フレイル予防の観点から社会参加を促す等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた介護予防対策の充実を図ります。

① 介護予防・生活支援サービス事業の推進

介護予防・生活支援サービス事業の推進	担当課	長寿介護課
--------------------	-----	-------

平成 29（2017）年度から新しい介護予防・日常生活支援総合事業として介護予防・生活支援サービス事業を実施しています。

訪問型サービス（第 1 号訪問事業）として、介護予防訪問介護相当、訪問型サービス A 及び訪問型サービス B の事業を、通所型サービス（第 1 号通所事業）として、介護予防通所介護相当及び通所型サービス A を実施しています。

介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）を地域包括支援センターが実施し、サービス利用者の状態に応じて適切なケアマネジメントを行い、自立に向けた支援を行っています。

			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問型サービス	介護予防訪問介護相当(事業所)	目標	10	11	12
		実績	12	13	14
	訪問型サービス A(事業所)	目標	15	16	17
		実績	12	12	16
	訪問型サービス B(事業所)	目標	4	5	6
		実績	4	4	4
通所型サービス	介護予防通所介護相当(事業所)	目標	25	26	27
		実績	27	30	29
	通所型サービス A(事業所)	目標	35	36	37
		実績	37	38	38

※令和 5 年度の実績欄は令和 5 年 11 月時点での見込みです。

【現状と課題】

課題としては、訪問型・通所型サービスにおける人材不足等に伴う事業所の受け入れの停滞や、移動支援サービスが展開できていません。

人材不足や介護報酬の単価の問題で、通所型サービス A では受け入れが困難な事業所が見られるようになってきています。移動支援サービスのニーズが高まっていますが、現状、住民主体のサービスの展開は、市内 7 圏域の全域に至っていないため、サービスの拡充が課題です。

【今後の取組内容】

住民ボランティア等、地域住民主体のサービスBの実施地域の拡大等に重点を置くとともに、介護報酬やそれぞれのサービスの利用基準の見直しや移動支援サービスの導入等についても検討し、効果的な事業を推進していきます。

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービス	介護予防訪問介護相当(事業所)	目標	12	12	12
		実績	-	-	-
	訪問型サービスA(事業所)	目標	17	17	17
		実績	-	-	-
	訪問型サービスB(事業所)	目標	5	5	5
		実績	-	-	-
通所型サービス	介護予防通所介護相当(事業所)	目標	30	30	30
		実績	-	-	-
	通所型サービスA(事業所)	目標	40	40	40
		実績	-	-	-

給食サービス促進事業

担当課

長寿介護課

65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して、安否確認を兼ねて週に2回配食サービスを行っています。調理が困難な高齢者等に定期的に配食サービスを行い、高齢者の栄養改善や安否確認を行うことで、在宅生活を支援しています。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配食・見まもり数(件)	目標	43,000	45,000	47,000	49,000	51,000	53,000
	実績	41,852	45,360	47,299	-	-	-
利用実人数(人)	目標	430	450	470	490	510	530
	実績	451	483	489	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

毎月一定の利用申請があり、定期的な安否確認により在宅生活の支援及びフレイル予防に努めていますが、利用実人数は微増であり、本来サービスが必要な方の掘り起こしが十分できていないことが課題となっています。

【今後の取組内容】

引き続き、高齢者の健康保持と安否確認による福祉の増進を図る事業として継続し、本来サービスが必要な方の掘り起こし及び事業の周知を図ります。

② 一般介護予防事業の推進

高齢者の保健事業と一般介護予防事業等との一体的な実施			担当課	長寿介護課 健康増進課				
<p>後期高齢者は、生活習慣病など疾病の重症化に加えフレイル、認知症などのリスクを抱えており、個人の健康課題に応じた支援が必要となっています。</p> <p>また、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、地域の介護予防の強化を図る必要があります。そこで、フレイル予防や後期高齢者健康診査の受診啓発、低栄養やフレイルのハイリスク者への個別支援、専門職等が地域の通いの場へ出向き、健康教育や健康相談を行う等、介護予防と保健事業を一体的に実施することで、健康寿命の延伸を目指します。</p> <p>①ハイリスクアプローチとして、後期高齢者健康診査の受診者のうち、後期高齢者の質問票から低栄養状態で社会参加や社会的支援が乏しい高齢者に対して、保健師・管理栄養士が個別に家庭訪問等を行い、健康相談等必要な支援を行います。</p> <p>②後期高齢者健康診査受診者のうち、医療が必要であるが医療機関を受診できていない高齢者に対して、保健師・管理栄養士が個別に家庭訪問等を行い、健康相談や受診勧奨等必要な支援を行います。</p> <p>③後期高齢者健康診査が未受診で、介護サービスの利用もない、健康状態が不明な高齢者に対して、保健師・管理栄養士が家庭訪問を行い、生活状況や健康状態を把握し、健診や医療の受診勧奨や介護サービス等の利用などの必要な支援を行います。</p> <p>④ポピュレーションアプローチとして、百歳体操やサロンなどの高齢者の通いの場において、リハビリ専門職や保健師、管理栄養士、歯科衛生士が出向き、フレイル予防、低栄養予防、認知症予防などの健康教育、健康相談を行います。</p>								
ポピュレーションアプローチ			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康教育	実施回数(回)	目標	40	45	50	50	55	60
		実績	28	48	50	—	—	—
健康相談	参加人数(人)	目標	600	650	700	1,300	1,350	1,400
		実績	518	1,210	1,250	—	—	—
ハイリスクアプローチ			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
被指導人数(人)	目標	90	95	100	140	140	140	
	実績	124	134	140	—	—	—	
延訪問回数(回)	目標	95	100	105	160	160	160	
	実績	124	156	160	—	—	—	

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【課題と評価】

介護予防の観点から、医療専門職が健康教育・健康相談を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響で参加者数は少なかったが、今後は増えていくことが期待されます。

【今後の取組内容】

引き続き、個別健康相談による検診及び医療機関受診勧奨、健康教育による健康意識の向上・生活習慣の改善を促進し、介護予防に努めていきます。

介護予防普及啓発事業

担当課

長寿介護課
健康増進課

地域の衰退、無縁社会などが問題視されている現在、認知症になっても地域で安心して暮らしていくために必要なことを考える機会を提供するため、認知症の理解に関する映画上映や住民の助け合いの取組について紹介しています。

健康フェアについては、参加者が固定化している傾向があるとともに、地域高齢者を支える集いと内容が重なることもあり、イベントのあり方や周知方法を再検討する必要があります。

認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、今後も認知症に対する理解の促進を図っていきます。

健康フェア

「元気が一番！まつり」は、令和2（2020）年度から、新型コロナウイルス感染症対策として中止していましたが、令和4（2022）年度から展示を主とする内容に刷新し、「元気が一番！展」として介護予防をはじめとする健康づくりに関する市民意識の高揚を図ることを目的に、年1回開催しています。

引き続き、市民ならびに関係団体と行政が協力・協働しながら、健康づくり等に関する普及啓発を進めていきます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	目標	1	1	1	1	1	1
	実績	0	1	1	-	-	-
参加人数(人)	目標	3400	3400	3400	750	800	800
	実績	0	660	700	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

健康フェアについて、令和2（2020）年度・令和3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症対策として中止し、令和4（2022）年度からはWithコロナ（新型コロナウイルスとの共存）として、展示を主とする「元気が一番！展」として実施しています。

【今後の取組内容】

新たな体制での健康フェアについて、イベントの周知や内容のブラッシュアップに努めます。

地域介護予防活動支援事業

担当課

長寿介護課
健康増進課

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、高齢者が誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、自治体が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等を効果的かつ効率的に支援しています。

今後は、通いの場にリハビリ専門職等を積極的に派遣し、介護予防の機能強化を図っていきます。

(ア) 介護予防教室

平成 29 (2017) 年度から「一次予防事業」と「二次予防事業」が統合されたことにもとない、事業内容の見直しを行い、65 歳以上の人（要介護者を除く。）を対象とした「一般介護予防事業」として、介護予防教室を実施しています。

介護予防教室については、開催地域に偏りがあることが課題となっていますが、フレイル予防、認知症予防、生活習慣病予防などに関する内容は充実しており、参加者から高評価を得ています。

今後は、参加者が教室を通して自身で取組めることを目標とした介護予防に効果的な運動を中心に、口腔機能向上、栄養改善、うつ予防、認知症予防等の介護予防に関する専門的な立場からの知識啓発を行います。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実施か所(か所) (回数(回))	目標	8	9	10	18 (480)	18 (490)	18 (500)
	実績	7 (200)	18 (434)	18 (474)	-	-	-
参加人数(人)	目標	1,500	1,530	1,560	7,200	7,350	7,500
	実績	1,925	4,339	7,110	-	-	-

※令和 5 年度の実績欄は令和 5 年 11 月時点での見込みです。

(イ) 転倒予防教室（フレッシュ体操教室）

すこやかセンターにおいて、月 1 回運動指導員の指導の下、音楽に合わせて転倒を防ぐための体操を実施しています。参加者は女性が多いものの、全体としては減少傾向にあります。

今後も引き続き、転倒予防の重要性を広く周知し、多くの高齢者が参加できるよう、介護予防に繋げていきます。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実施回数(回)	目標	12	12	12	12	12	12
	実績	7	12	12	-	-	-
参加人数(人)	目標	400	410	420	300	300	300
	実績	88	157	300	-	-	-

※令和 5 年度の実績欄は令和 5 年 11 月時点での見込みです。

(ウ) 高齢者ふれあいいきいきサロン

市内の集会所、コミュニティハウス等、地域の実情に応じた住民の集会所に、いきいきふれあいサロンを設置し、地域の高齢者等が気楽に集い、自主的な活動を通じて交流を行う団体を支援しています。

地域の通いの場として、定期的に地域の仲間と集まり運動やおしゃべり、会食等を行うことで介護予防としての機能は高くなっています。

参加メンバーの高齢化やマンネリ化による参加数は減少傾向にあるため、地域の通いの場の介護予防機能の強化に向けて、リハビリ専門職等の派遣を促進していきます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施グループ (グループ)	目標	60	62	64	65	66	67
	実績	62	62	64	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

(エ) いきいき百歳体操

平成23(2021)年度に地域包括支援センターが取組を始め、現在では110か所を超えるグループが活動しています。

筋力運動を中心にバランスと柔軟性を加え、日常生活で必要とされる「物を持つ」、「立つ」、「歩く」といった動作及びそれらに必要な筋力を向上させるための効果を継続するため、身近な場所で体操を続けることで、高齢者の健康寿命の増進を図るとともに、全市の交流大会を開催し、90歳以上の参加を表彰することで、モチベーションの向上に努めています。

いきいき百歳体操		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施グループ (グループ)	目標	116	116	116	120	120	120
	実績	116	118	117	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

介護予防事業として、市内各地区でフレイル予防、認知症予防に関する教室を開催することで、高齢者の身体機能、認知症機能の向上に努めています。

また、住民の自主活動である、高齢者サロン事業や百歳体操についてはコロナ禍で中止しているグループもありましたが、徐々に再開しつつあります。

課題としましては、介護予防教室等への新規参加者数が少ないことです。

【今後の取組内容】

今後、高齢化の更なる上昇が見込まれる中、継続してフレイル予防、認知症予防に関する取組の促進に努めていきます。

また、住民の自主活動となるサロン活動や百歳体操についても、身近な通いの場としてサロンや百歳体操が更に多くの場所で開催されるよう支援していきます。

3. 生きがい対策の推進

高齢化が進行する中、地域社会の活力を維持するためには、意欲と能力のある高齢者が、その知識や経験を生かして、地域共生社会の重要な支え手、担い手として活躍することができる環境づくりが重要です。このため、高齢者の社会参画を支援するとともに、就労を促進していく必要があります。

明るく活力に満ちた高齢社会を築くために、高齢者によるボランティア活動や生涯学習・スポーツ活動を推進するなど、高齢者の社会参画を促進するとともに、高齢者が長年培ってきた豊富な知識や経験を生かすことができるよう、地域社会やシルバー人材センターとも連携して、活動機会の確保に努めます。

また、就労機会の確保を図るため、就労的活動支援コーディネーターの配置などにより、多様化する高齢者のニーズに対応し、様々な形で高齢者が働き続けることができる社会の実現を目指します。

① 社会参加の推進

社会参加の推進		担当課	長寿介護課				
<p>高齢者が生きがいを持って生活するため、健康づくりや地域社会活動に参加する機会を提供することを目的に、老人クラブによるボランティア活動、世代間ふれあい事業、健康増進事業の活動への支援を行っています。</p> <p>クラブ員数は減少傾向で担い手不足が懸念されることから、老人クラブの活動を通じて高齢者の社会参加を促進し、地域リーダーの育成を図るなど、老人クラブの活動がさらに魅力ある活動となるよう支援に努めます。</p>							
老人クラブ		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会員数(人)	目標	3,600	3,650	3,500	2,700	2,500	2,300
	実績	3,466	3,280	2,899	-	-	-
世代間ふれあい事業実施件数(件)	目標	70	70	70	53	50	47
	実績	17	27	50	-	-	-
公共施設清掃事業実施クラブ(数)	目標	60	60	60	53	50	47
	実績	58	51	55	-	-	-
<p>※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。</p>							
<p>【現状と課題】</p> <p>高齢者と地域の子どもが交流し、地域の道路や河川を清掃することで地域社会活動に貢献しています。コロナ禍のため、実施件数は減少し、また、クラブ数、会員数ともに減少傾向で担い手不足が懸念されます。</p>							
<p>【今後の取組内容】</p> <p>高齢者が生きがいを持って生活するため、健康づくりや地域社会活動に参加する機会を提供することを目的に、老人クラブの活動への支援を継続して行っていきます。</p>							

② 多様な地域活動の推進

教養趣味講座		担当課	長寿介護課				
各地区の市民センターを拠点として、健康維持に関する講座や体操教室の開催、施設見学や市外視察研修会などを開催し、高齢者の教養向上と生きがいの増進を図ります。							
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	目標	90	90	90	90	90	90
	実績	33	65	80	-	-	-
参加人数(人)	目標	3,300	3,300	3,300	2,800	2,800	2,800
	実績	1,363	2,158	2,500	-	-	-
※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。							
【現状と課題】							
健康維持に関する講座、体操教室の開催の他、施設見学や研修旅行などを開催し、高齢者の教養向上と生きがいの増進を図っています。							
コロナ禍で開催が減少し、また、新規参加者が少ないことが課題になります。							
【今後の取組内容】							
健康に関する講座や体操教室等の開催が、地域の高齢者の健康維持に役立っている他、施設見学や研修会等、高齢者の教養や生きがいの増進につながっていることから、今後も事業を継続するとともに、新規参加が増えるよう、事業の周知を図っていきます。							

市民活動保険		担当課	協働推進課				
市内で市民活動を行っている団体及び個人に対して、その活動を安心して行っていたくために設けた保険制度です。							
【現状と課題】							
コロナ禍により、市民団体等が活動を自粛していたため、令和3(2021)年度の保険適用数は大幅に減少しましたが、令和4(2022)年度以降は徐々に活動が再開され、保険適用数が増加傾向にあります。							
【今後の取組内容】							
市民団体等が安心して活動できるよう、引き続き制度を維持するとともに、制度の周知を図ります。							

③ 生きがい就労への支援

生きがい就労への支援(シルバー人材センター)		担当課	長寿介護課				
<p>就労を希望する会員に、長年の経験で培った知恵と技術を生かした就労機会の提供や社会参加を促すとともに、生きがいを持って生活できる環境づくりを行っています。</p> <p>受託件数は横ばいとなっていますが、登録者の高齢化が進んでいることから登録者数は減少傾向にあります。</p>							
シルバー人材センター		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数(人)	目標	240	245	245	210	210	210
	実績	220	214	210	-	-	-
受託件数(件)	目標	4,260	4,310	4,360	3,500	3,500	3,500
	実績	3,595	3,505	3,500	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

受託件数はほぼ横ばいですが、定年年齢の延長や年金の受給年齢の引き上げにより、登録者数に減少、会員の高齢化が進化していることが課題となっています。

【今後の取組内容】

センターと求人先のマッチング機能の強化、高齢者の安全確保により、高齢者が活躍の場を見だしやすく、働きやすい環境を創ることに留意しながら、今後も事業を継続していきます。

2. 自立と安心を支える地域づくり(互助)

1. 地域共生社会の実現

団塊の世代が全て後期高齢期（75歳以上）に到達する令和7（2025）年及び団塊ジュニア世代がすべて高齢期（65歳以上）に到達し、高齢者の急増と現役世代人口の急減が同時期に起こる令和22（2040）年を中・長期的に見据え、「地域共生社会」の構築を進めることが重要となっています。

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会」の実現を目指し、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で個々のもつ能力に応じて自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムを深化・推進します。

また、地域環境の整備を推進し、災害や感染症の脅威に直面した場合にも安全を確保できるよう、関係機関と連携し対策を進めます。

2. 自立生活支援

高齢者が要介護状態になっても地域で安心して生活していくために、在宅生活を支える支援の充実や、地域高齢者支援ネットワークの強化が必要となっています。

在宅生活を支える支援として、高齢者の栄養改善や安否確認を目的とした給食サービス事業や、民生委員等の協力の下、高齢者の見守りを実施していますが、今後も地域ぐるみで高齢者を見守る体制づくりを推進していく必要があります。

高齢者が安心して地域で生活していくために、在宅生活支援の充実と高齢者を見守る地域づくりを推進します。

① 居宅生活支援の推進

福祉電話設置事業

担当課

長寿介護課

世帯員全員が所得税を課せられていないひとり暮らし高齢者等に対して、固定電話を貸与し、設置費用、基本料金及び毎月300円までの通話料を助成しています。

福祉電話を設置することにより安否確認、ヘルパーやケアマネジャーとの連絡が可能になり在宅での生活が支えられています。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数(件)	目標	25	26	27	36	39	42
	実績	27	30	33	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

利用者の約9割が生活保護受給者で、低所得の高齢者の安否確認の有効な手段となっています。高齢者の間でも携帯電話が広く普及している現在、新規の利用件数は3件程度になります。

【今後の取組内容】

申請件数は多くないものの、低所得の高齢者にとって安否確認等、外部との連絡手段を確保する有効な制度であるので、継続していきます。

敬老事業

担当課

長寿介護課

長寿をお祝いするとともに、敬意を表し米寿(88歳)の高齢者に記念品、100歳を迎える高齢者には記念品と祝金を贈っています。

また、米寿の記念品の配布については、民生委員の協力のもと高齢者の見守り活動もかねて実施しています。

高齢化による支給対象者の増加に伴い、県内他市の状況を精査し、記念品の廃止等のあり方についても検討します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
米寿記念品支給者数(人)	目標	-	-	-	497	523	579
	実績	423	416	413	-	-	-
100歳記念品・祝い金支給者数(人)	目標				38	63	84
	実績	28	27	30	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

米寿をお迎えになった高齢者には、民生委員が訪問して記念品を配付し、高齢者の見守り活動を併せて実施しています。100歳を迎えた高齢者に対しては社会福祉協議会、民生・児童委員連絡協議会と連携し100歳訪問を実施しています。

【今後の取組内容】

例年、米寿は年間420人程度、100歳は年間30人程度となっており、今後も同程度で推移すると思われます。

長寿をお祝いするとともに、敬意を表し、継続して事業を実施していきます。

② 家族介護者支援の充実

家族介護慰労金給付事業	担当課	長寿介護課
<p>要介護4又は5と認定され、過去1年間介護保険のサービスを受けなかった市民税非課税世帯の在宅ねたきり高齢者を介護している家族に対して、慰労金を給付し、介護者の労をねぎらうとともに、高齢者の福祉の増進を図る事業です。</p> <p>【現状と課題】 近年は対象条件を満たす介護者がいない状況が続いています。</p> <p>【今後の取組内容】 近年は対象条件を満たす介護者がいない状況が続いていますが、引き続き、介護者の労をねぎらう事業として実施します。</p>		

在宅寝たきり老人等介護手当給付事業		担当課	長寿介護課				
<p>自宅で寝たきり高齢者や認知症高齢者を常時在宅で介護している家族介護者の労をねぎらうため、毎年10月と4月の2回に分けて介護手当を支給しています。</p>							
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者(人)	目標	110	110	110	125	125	125
	実績	110	111	121	-	-	-
<p>※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。</p> <p>【現状と課題】 自宅で寝たきり高齢者や認知症高齢者を常時在宅で介護している家族介護者の労をねぎらうため、毎年10月と4月の2回に分けて介護手当を支給しています。 令和3(2021)年度から給付要件に「要介護3以上」「在宅介護日数が月15日以上」を加えることで、本来施設サービスが担う介護の一部を担っている介護者を評価し、支援するものとした運用に変更することで、適正かつ公平な支給となりました。</p> <p>【今後の取組内容】 引き続き、介護者の労をねぎらう事業として実施します。</p>							

家族介護用品購入費支給事業

担当課

長寿介護課

市民税非課税世帯に属する要介護4又は5の在宅寝たきり高齢者を介護している家族に対し、介護者の負担軽減と福祉の増進を図るため、介護用品の購入費の一部を助成する「介護用品引換クーポン券」を支給しています。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者(人)	目標	50	50	50	75	75	75
	実績	68	73	70	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【今後の取組内容】

要介護者の増加が見込まれる中、在宅介護を支える取組として、内容を精査しながら、今後も継続して事業を実施していきます。

③ 地域高齢者支援ネットワークの強化**地域自主活動への支援**

担当課

協働推進課

平成23(2011)年度から協働のまちづくり事業を実施し、市内の自治会・町内会やNPO・ボランティア団体等の各種団体が行う社会貢献活動に対して、財政的な支援を行うことにより、市民協働による地域の活性化と特色ある地域づくりを目指しています。

必要などころに必要な財政支援を行うという観点から、各地域のニーズを把握し、制度の見直しを検討するとともに、地域活動支援員(行政職員)を活用し、地域の課題について積極的に相談を受け、情報収集を行います。

【現状と課題】

協働のまちづくり事業による高齢者支援に関する活動への補助は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度で計4件(R3:2件、R4:2件、R5:0件)となっています。

【今後の取組内容】

市民団体等が制度を利用することで、高齢者支援に関する活動等に取り組むことができるよう、引き続き、補助団体の声を聞きながら、制度の改善を図っていきます。

民生委員・児童委員・愛育委員との連携

担当課

福祉政策課

民生委員・児童委員と愛育委員が年1回合同研修会を開催し、地域における問題点等の情報共有や連携のためのしくみづくりを話し合うことにより、地域住民の生活向上の一助となっています。

愛育委員と民生委員・児童委員の連携が進み、合同研修会だけではなく愛育委員と民生委員・児童委員との話し合いを設けている地区もあり、それぞれの活動内容や役割について理解や協力体制が進んでいます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
民生委員・児童 委員数(人)	目標	165	165	165	165	165	165
	実績	163	165	165	-	-	-
愛育委員(人)	目標	750	750	750	750	750	750
	実績	-	-	-	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

地域のために活動する民生委員、児童委員と愛育委員がそれぞれの役割を果たしながら活動しているが、地域住民の生活向上のためには更なる連携が必要となっています。

【今後の取組内容】

今後も地域福祉の推進のため、民生委員・児童委員と愛育委員との連携を図っていきます。

④ 見守り支援の強化

緊急通報システム事業

担当課

長寿介護課

ひとり暮らしの高齢者等の急病や災害等の緊急事態に、迅速かつ適切な対応を行うための連絡体制を確立するため、緊急通報装置の給付又は貸与を行っています。

利用者からの要請に基づき、急病時には救急車の出動要請をする他、毎月、安否確認の電話や詐欺被害や健康管理等の注意喚起、簡単な健康相談も実施しており、利用者の安全確保に役立っています。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
整備台数(台)	目標	10	10	10	10	10	10
	実績	26	15	10	-	-	-
延機器整備台 数(台)	目標	137	147	157	100	100	100
	実績	98	97	97	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

令和3(2021)年度から、携帯型装置、生活リズムセンサーを導入し、固定電話を持たない方や自ら緊急ボタンを押せない場合の対応が可能となりました。出前講座や広報により周知を行い、新規設置者は増加しましたが、利用者の施設入所等による利用廃止もあり、機器整備台数は横ばいとなっています。生活リズムセンサー導入に伴い、誤作動や利用者の外泊時未連絡による救急車出動が頻繁に起きていることが課題となっています。

【今後の取組内容】

高齢者の安否確認や簡単な健康相談など、高齢者の見守り機能の他、一人暮らしの孤独感の解消にも役立っており、リズムセンサー誤報等に対応するため通報時の連絡先の整理や利用者への周知を行いながら、今後も事業を継続していきます。

緊急医療情報キット(いのちのバトン)配布事業

担当課

長寿介護課

高齢者及び障害者に対して、かかりつけの医療機関や持病等、救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キット(いのちのバトン)を、社会福祉協議会及び民生委員の協力により配布することによって、高齢者等が安心して生活できる環境の確保を図っています。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配布数(個)	目標	150	160	170	400	400	400
	実績	350	400	400	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

いのちのバトンがあることで、救急隊から助かったとの報告を消防本部から多数受けています。

【今後の取組内容】

高齢者が安心して生活できるよう、今後も継続していのちのバトンを配布していきます。

地域の安全・安心見守り活動

担当課

福祉政策課

個人宅を訪問する機会のある事業者と協定を結び、高齢者世帯や障害者世帯及び単身世帯等について見守り活動を行うことで、地域で発生する様々な問題の早期発見につなげ、孤独死や虐待等を防止し、誰もが安心して生活できるまちづくりを推進しています。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規協定事業者(件)	目標	1	1	1	1	1	1
	実績	2	0	1	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

日常と様子が違うなどの連絡が入った場合には、支援機関や警察と連携して状況の確認を行っています。実際に大きな事件などの発見はありませんが、万が一に備えて締結事業者の協力の下、事業を継続していきます。

【今後の取組内容】

発見・通報があった場合、支援機関と連携し、万が一に備えて締結事業者の協力の下、事業を継続していきます。

3. 介護保険事業の円滑な運営(共助)

1. サービス基盤の拡充と適正化の推進

介護保険制度のもとでは、利用者が事業者を選択する仕組みとなっていることから、利用者が安心してサービスを選択し、円滑に利用できるよう、利用者を取り巻くサービスの提供体制を整備するとともに、利用者の立場に立った相談・苦情対応やサービス提供事業者の情報公開等の体制の整備が必要です。

また、今後も介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、介護人材の確保と適切な配置、介護サービスに従事する者の専門性の向上が重要となります。

サービスが必要な人に適正なサービスが提供できるよう、介護給付費の適正化に取り組みます。

① 介護サービス基盤の整備

地域密着型サービスの整備支援

担当課

長寿介護課

多くの高齢者は要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続することを希望していることから、地域密着型サービスの円滑な提供を確保する必要があります。

主な地域密着型サービス事業所として、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が3か所、認知症対応型共同生活介護事業所が15か所、小規模多機能型居宅介護事業所が9か所整備されています。

市内の介護サービス事業所への調査や利用者のニーズや状況等を踏まえるとともに、地域密着型サービス運営委員会の意見等を踏まえ、日常生活圏域において可能な限り均一にサービスが提供できるよう整備を推進します。

【現状と課題】

目標通り、公募選定した事業者により計画期間内での整備が進捗しています。

【今後の取組内容】

市内の介護サービス事業所への調査や利用者ニーズ等を踏まえ、第9期計画では、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所を各1か所、整備を計画します。

介護保険サービスの量的確保

担当課

長寿介護課

必要な介護サービスの普及・啓発に努めるとともに、介護事業所の新規指定や更新を行うことにより、介護サービスの量的確保を図っています。

ニーズ調査等を分析し、将来的に見込まれる介護サービスの量的確保について検討するとともに地域の介護需要に応じて、介護サービスの安定的な確保を図ります。

② 介護サービスの質的向上

介護保険サービスの質的向上

担当課

長寿介護課

老人福祉施設、老人保健施設、グループホームに介護サービス相談員を派遣し、利用者やその家族から話を伺うとともに、施設スタッフの思いも汲み取りながら、施設運営の改善等を促しています。

令和元(2019)年度より、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所についても介護サービス相談員を派遣しています。

介護相談員		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
派遣事業所数 (事業所)	目標	36	36	36	15	15	15
	実績	0	0	6	-	-	-
派遣人数(人)	目標	123	123	123	30	30	30
	実績	0	0	12	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

コロナ禍の影響により、感染症対策など施設の受け入れ体制を考慮したため、派遣事業が低調となりました。

【今後の取組内容】

施設の受け入れ体制等を確認しながら、派遣事業の再開を検討します。

介護従事者の育成・支援

担当課

長寿介護課

認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的に、介護サービス事業所の介護従事者等に対し、認知症介護に関する適切な知識及び技術を修得するための各種研修の受講を推奨し、認知症介護に携わる職員の育成を図ります。

苦情の対応

担当課

長寿介護課

地域密着型サービス事業所への運営指導では、苦情処理の状況の聴取や高齢者虐待防止等の周知を行い、介護職員の意識向上を図っています。

また、市に寄せられた苦情について、利用者から内容を丁寧に聴き取り、必要に応じて事業所へ指導や助言を実施していますが、苦情内容の多くは利用者と事業所間の意思疎通不足に起因する内容となっています。

各介護サービス事業所が指定基準を順守し、利用者からの苦情に対して適切に対応しているかを今後も確認するとともに、苦情を受けた際は、関係法令等に基づき迅速かつ適切な対応を行います。

積極的な情報提供

担当課

長寿介護課

ホームページや広報紙、各種パンフレット等により、関係機関・市民に対し、介護保険事業や介護予防の啓発、グループホーム等の待機者情報等の情報提供・情報共有を行っています。

また、介護事業所向けの介護事業所一覧や介護保険制度改正情報については、速やかな情報提供が望まれることから、ホームページやメールを活用し、周知や広報活動を実施します。

介護給付通知

担当課

長寿介護課

介護サービス受給者に対し、介護報酬の請求及び費用の給付状況についての通知を実施し、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求に係る再確認を行っています。

【現状と課題】

介護サービス受給者に対し、介護報酬の請求及び費用の給付状況等について、紙媒体での郵送により、通知を実施しています。

【今後の取組内容】

介護報酬の請求及び費用の給付状況等に関する通知については、適正化主要事業の再編やシステム標準化等に伴い、通知方法やその他対応の見直しが必要となるおそれがあることから、国や周辺自治体の動向を見ながら、効果的・効率的な対応をします。

③ 介護保険事業の適正化の推進(介護給付適正計画)

「介護給付の適正化」とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

これまで取組んできた給付適正化主要5事業について、費用対効果を見込みづらい「介護給付費通知」を任意事業として位置づけるとともに、実施の効率化を図るため「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」を親和性の高い「ケアプラン点検」に統合し、これに「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた3事業を給付適正化主要事業として再編されました。

また、介護保険法第117条第2項第3号及び第4号の規定により、市町村介護保険事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされているため、本計画において「介護給付適正化計画」を一体的に策定するものとします。

要介護認定の適正化		担当課	長寿介護課				
<p>要介護(支援)認定が適正かつ公平に行われるよう、要介護認定の新規・変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容の点検を実施しています。</p> <p>高齢者人口の増加に伴い、介護認定申請者数の増加が見込まれることから、引き続き、認定調査票の全件点検を行うとともに点検者の確保・育成に努めます。</p>							
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査・点検	目標	全件	全件	全件	全件	全件	全件
実施率	実績	全件	全件	全件	-	-	-
<p>※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。</p>							
<p>【現状と課題】</p> <p>認定調査票点検者の確保・育成に努めるとともに、認定調査票の全件点検を実施しています。</p>							
<p>【今後の取組内容】</p> <p>高齢者人口の増加に伴い、認定調査票の点検数の増加が見込まれますが、引き続き全件点検実施に努めます。</p>							

ケアプランの点検

担当課

長寿介護課

利用者の自立支援に資する適切なケアプランの作成に向けて、市内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成するケアプランの点検を実施し、個々が真に必要とするサービスを確保するとともに、適切なサービス提供に努めています。

継続的なケアプランの質の向上を図るために、国が作成した点検支援マニュアルを積極的に活用し、指導監査担当と連携を図るなどして、居宅介護支援事業所ごとにケアプランを選定し、対面による点検及び支援を実施します。また、介護支援専門員を対象とした研修等において、自立支援に向けたケアマネジメントやケアプラン作成の方法などを盛り込み、介護支援専門員の資質の向上に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン点 検数(件)	目標	63	66	70	60	60	60
	実績	53	53	53	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

利用者の自立支援に資する適切なケアプランの作成に向けて、市内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成するケアプランの点検を実施しています。

【今後の取組内容】

継続的にケアプラン点検を実施し、地域・居宅介護支援事業所内において主任介護専門員の役割を発揮できるよう質の向上に努めます。

住宅改修等の点検

担当課

長寿介護課

住宅改修では、事前審査や住宅改修費支給申請による提出書類の全件点検実施に加え、複雑なケースは現地調査を積極的に実施しています。

福祉用具購入や貸与は、利用状況等について疑義が生じた場合に、事業者や介護支援専門員への確認を行っています。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修の点 検件数(件)	目標	8	8	8	10	10	10
	実績	3	3	3	-	-	-
福祉用具貸与 調査件数(件)	目標	55	60	70	36	36	36
	実績	30	36	36	-	-	-
福祉用具購入 調査件数(件)	目標	12	13	13	24	24	24
	実績	24	24	24	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

住宅改修では、専門性が高いケースについて、審査の際に建築技術職やリハビリテーション専門職が点検するとともに、住宅改修の際に現地を訪問し、リハビリテーション専門職による点検を実施しています。

福祉用具購入や貸与は、個別ケース会議の際に福祉用具貸与計画の点検を実施し、状態に応じて貸与開始後の利用状況をリハビリテーション専門職が点検しています。

【今後の取組内容】

引き続き、住宅改修及び福祉用具購入・貸与において、リハビリテーション専門職等と連携して現地調査等を行い、点検を実施します。

縦覧点検・医療情報との突合 **担当課** 長寿介護課

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況(請求明細書内容)を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行っています。

また、後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、介護保険と医療保険を重複請求している事業者はいないか確認作業を行っています。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
縦覧点検月数 (月)	目標	12	12	12	12	12	12
	実績	12	12	12	-	-	-
医療情報との 突合月数(月)	目標	12	12	12	12	12	12
	実績	12	12	12	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【今後の取組内容】

引き続き、介護報酬の支払い状況に疑義がある事業者に対しては、請求内容について再確認を行うなど、給付の適正化を図ります。

2. 災害や感染症対策に係る体制整備

大規模災害や、新型コロナウイルスなど新たな感染症の流行により、高齢者が犠牲となる事例が相次いでいます。高齢者は、迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災の危険性及び感染症発生時は重症化する危険性が高いことから、災害及び感染症対策に係る計画等の策定や訓練等の実施、必要な物資の備蓄、設備等の整備など、平時から備えておくことが重要です。

「地域防災計画」や国・県の通達に基づき、災害時における自力避難が困難な高齢者の安全確保について日頃から関係機関等と連携し取り組むとともに、介護事業所等での災害や感染症の対策が徹底されるよう促進します。

大規模災害や感染症など危機事象への対応	担当課	長寿介護課 危機管理課
<p>平成 29 (2017) 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等に、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務付けられました。</p> <p>関係機関等と連携し、避難確保計画の作成支援を行うとともに、避難訓練が適切な時期に実施されているかなどの確認や指導を行います。</p> <p>また、新型コロナウイルスやインフルエンザをはじめとする感染症予防対策として、感染症対策マニュアルの作成やマスク等の物資が介護事業所等で調達できるよう支援するとともに、罹災時等においては、介護サービス事業所に適用される人員等の各種基準や介護報酬の柔軟な取扱いを保険者として周知し、介護サービスの継続に資する対策を実施します。</p> <p>【現状と課題】</p> <p>水防法及び土砂災害防止法により、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務付けられている全ての高齢者施設 (21 施設) において、同計画を作成し、訓練を実施しています。</p> <p>【今後の取組内容】</p> <p>避難訓練が適時実施されているか継続的に確認を行います。</p>		

3. 介護人材の確保・定着、業務効率化への取組

少子超高齢社会の進展に伴い、生産年齢人口が減少することで、働き手の確保が一層難しくなることが想定される一方、介護ニーズは今後も増加することが予想されます。

介護人材の確保・定着は喫緊の課題であり、国、県、事業者の取組はもとより、市の取組も重要です。

介護事業所が、地域における介護サービス提供の基盤として、より質の高いサービス提供を目指すとともに、安心の担い手としての役割を果たし続けるため、本市においても国の動向を注視しつつ、県が行う各種施策と連携を図るとともに、介護事業所と意見交換を図りながら、人材確保等の課題に取り組めます。

介護人材の確保・定着のための国や県との連携

担当課

長寿介護課

国の各種施策や、県との連携を進め、介護サービスを支える介護人材の確保・定着を支援します。

介護職に対するイメージ改善

担当課

長寿介護課

介護分野への人材の参入を促進するため、介護職の魅力を認識し、仕事として選択してもらえるよう、イメージの改善や就労につなげる取組を実施します。

介護ロボ等整備導入支援(情報提供)

担当課

長寿介護課

介護ロボット等介助機器の導入に係る国・県の補助金について、介護事業者へ情報提供を行い、介護事業所における整備導入を支援します。

業務効率化の推進

担当課

長寿介護課

事業者への事務負担を軽減するため、電子申請システムの導入等のペーパーレス化にとりくむとともに、文書の簡素化・標準化を進めます。

また、事業者の介護ロボットや ICT 機器の導入に向けた支援に努めます。

4. 在宅生活を支える基盤づくり(公助)

1. 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を進めていますが、フォーマルなサービスだけで地域の課題を全て解決することは困難なため、インフォーマルサービスの推進や、住民組織や民間組織との連携協力は必要不可欠です。

地域の様々な支援やサービスを活用しながら必要な医療・介護を一体的に受けることができる環境を構築することに加え、在宅での介護を必要とする高齢者やその家族、ひとり暮らし高齢者等の保健衛生、福祉の向上や経済的負担の軽減及び介護による離職を防止するため、各種福祉サービスの充実を図ります。

また、地域包括ケアシステムの中核を担っている地域包括支援センターでは、人員配置を含め機能・体制の強化に取り組むとともに、センターを中心とした関係機関との連携の場である「地域ケア会議」を通して、地域課題や社会資源の発掘を目指します。

① 地域包括支援センターの機能強化

総合的な地域福祉の推進

担当課

長寿介護課

地域包括支援センターは、高齢者の生活を地域で支えるため、地域のネットワークを通じて、医療と介護及び地域の様々な組織との連携を図り、必要なサービスが適切に提供されるよう調整機能を発揮することが求められています。

地域包括ケアシステムの実現に向けて中核的な機関としての役割を果たしており、地域包括支援センターの担う役割は、地域の多様な特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟なものとなっています。

今後、地域包括支援センターとしての役割が更に求められることから、人員体制を整え、専門職が連携し、それぞれの専門知識や技能を活かしながら、地域包括ケアシステムの中核的な機関としての機能を高めていきます。

【現状と課題】

毎年、玉野市地域包括支援センターと、「玉野市地域包括支援センターの人員体制等に関する覚書」を締結し、適正な人員管理を行っています。地域包括支援センターへの配置要件となっている保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員をそれぞれ1名以上配置し、地域包括ケアシステムの機能を高めるため、年に1回、地域ケア推進会議を開催する他、定期的に小地域ケア会議や個別ケース会議を開催し、市内の様々な専門職との連携を図っています。

【今後の取組内容】

引き続き、地域福祉の推進に努めます。

社会福祉協議会との連携	担当課	長寿介護課
<p>地域包括支援センターを運営している玉野市社会福祉協議会と「玉野市地域福祉活動推進計画」に基づき連携し、地域社会でのニーズの把握に努めています。</p>		
<p>【現状と課題】</p>		
<p>毎月、市（福祉政策課及び長寿介護課）と玉野市社会福祉協議会（地域包括支援センターを含む。）の担当者が集まり、情報交換の場を設けています。</p>		
<p>【今後の取組内容】</p>		
<p>玉野市社会福祉協議会への委託事業について見直しを検討するとともに、今後も引き続き福祉事業について連携を図ります。</p>		

情報の公表	担当課	長寿介護課
<p>地域包括支援センターや介護予防・生活支援サービスの事業内容、一般介護予防事業のサービス内容等については、広く市民に伝えていくことが重要であり、ホームページや広報紙を通して、積極的な情報発信に努めます。</p>		
<p>【現状と課題】</p>		
<p>各種サービス及び事業の内容等について、ホームページや広報紙を活用して、広く情報発信に努めています。</p>		
<p>【今後の取組内容】</p>		
<p>各種事業の募集・スケジュール等について、広報紙で周知を図っていますが、今後はホームページを活用して、より情報発信、周知を図っていきます。</p>		

② 包括的な相談支援体制の構築

多角的な相談支援	担当課	長寿介護課
<p>地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制を整備するため、属性を問わない相談支援や多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を実施し、本人に寄り添い、伴走する相談支援体制の構築に取り組みます。</p>		
<p>【現状と課題】</p>		
<p>高齢者を取り巻く様々な問題に対し、関係機関と協力し、電話や訪問、医療機関の受診同伴等の必要な支援を実施しています。</p>		
<p>【今後の取組内容】</p>		
<p>高齢者の複雑化する問題に対し、関係機関と協力し、今後も重層的かつ継続的に支援する体制の構築を進めていきます。</p>		

③ 地域ケア会議の推進

地域ケア会議の推進	担当課	長寿介護課
-----------	-----	-------

地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が安心していきいきとした生活が送れるまちづくりを行うため、「地域ケア推進会議」「小地域ケア会議」「個別ケース会議」「困難ケース会議」で構成される「地域ケア会議」を設置しています。

地域ケア推進会議は年1回開催し、小地域ケア会議、個別ケース会議等が出てきた地域の課題を関係者団体と協議し、問題解決に向けた方針を検討し、地域包括ケアシステムの充実を図っています。

小地域ケア会議は、地域課題の発見・検討、地域資源の開発について、地域のコミュニティ、老人クラブ、民生委員等を交え、検討し地域の課題解決に向けて計4か所で活動しています。地域課題の解決に向けた方針を検討し、高齢者が安心していきいきと生活しやすい地域の確立を目指します。

個別ケース会議は、月1回開催し、要支援者の自立に向けて各専門職の多角的な視点による、ケース検討が行われています。また、個のケース検討から地域課題を抽出し、地域ケア推進会議に報告しています。

自立に向けて、より多角的な視点でケース検討が行える環境を整えていきます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	目標	38	38	38	38	38	38
	実績	21	33	25	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【今後の取組内容】

地域の小さな困り毎から市全体の課題に至るまで、関係団体と協議を図り、高齢者が安心して生活できる地域包括ケアシステムの充実を図っていきます。

④ 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療の推進	担当課	長寿介護課
----------------	------------	-------

本市では、在宅医療と介護連携に権利擁護を加え、高齢者が安心して生活を送れるよう、検討会や研修会及び市民フォーラムを開催し、在宅医療に関わる多職種の「顔の見える関係」の構築に取り組んでいます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民フォーラム開催回数(回)	目標	1	1	1	1	1	1
	実績	0	1	1	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

在宅医療、介護、権利擁護の関係者の「顔の見える関係」の構築のため、在宅医療介護権利擁護推進部会を年1回、勉強会や研修会を年2回実施しています。また、市民に対し、アドバンスケアプランニング(ACP)等の周知啓発のため市民フォーラムを年1回開催しています。

【今後の取組内容】

今後も高齢者が安心して生活できる環境を構築するため、在宅医療介護、権利擁護関係者との連携を強化し、地域包括ケアシステムの充実を図っていきます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療介護権利擁護連携推進部会勉強会・研修会の開催回数(回)	目標	2	2	2
	実績	-	-	-

かかりつけ医制度の推進	担当課	健康増進課
--------------------	------------	-------

高齢者にかかりつけ医を持っていただく観点から、後期高齢者等健康診査については、原則として医療機関での個別健診を実施しています。

市民が身近な地域で日常的な医療の受診や健康の相談ができる「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」を持って健康管理を行うことの重要性の普及・定着を図る必要があるため、医師会・歯科医師会・薬剤師会とも連携を図っています。

【今後の取組内容】

「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」は、高齢者の変化に気づきやすく、病気の早期発見・早期治療が可能となるため、引き続き、医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携を図りながら、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」を持って健康管理を行うことの重要性の普及・定着に努めていきます。

要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の整備

担当課

長寿介護課

高齢者が加齢に伴い虚弱になっても、継続して参加でき、高齢者の有する能力を最大限に発揮できる支援が実践できるよう、地域の通いの場や地域ケア会議等にリハビリテーション専門職等を積極的に派遣しています。

多様な専門職による地域作り支援の充実を検討します。

専門職派遣回数(個別ケース会議出席を含む)(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標	48	60	72	70	70	70
実績	32	57	65	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

地域の通いの場等の機能強化を図るため、通いの場へ多様な専門職（リハビリテーション専門職、保健師、栄養士、歯科衛生士等）の派遣を行っています。

【今後の取組内容】

高齢者ができる限り在宅生活を続けられるよう、今後も継続して地域の通いの場等へ多様な専門職を派遣していきます。

複雑化している医療制度に対する理解を深めてもらうための取組として、広報紙やホームページを活用した各種届出の周知や窓口申請時における医療制度に関するパンフレット等の配布、出前講座等を通じて、高齢者によりわかりやすく制度の説明をすることに努めています。

ジェネリック医薬品使用割合は、目標値である80%に到達しており、今後も使用割合を維持できるよう、引き続き事業を継続していきます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療費通知実施世帯数(延世帯)	目標	30,000	30,000	30,000
	実績	29,272	28,523	28,000
ジェネリック医薬品使用割合(%)	目標	75.2	77.7	80.0
	実績	79.2	81.9	81.0
特定保健指導実施率(%)	目標	45.0	52.0	60.0
	実績	21.3	22.0	23.0
出前講座実施回数(回)	目標	1	1	1
	実績	0	1	1

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

医療費通知実施世帯数は、国保加入世帯の減少に伴い減少傾向にあります。ジェネリック医薬品使用割合については、令和4年度には目標の80%を超えています。特定保健指導実施率は増加傾向にあったものの目標値に未達となっています。

【今後の取組内容】

ジェネリック医薬品使用割合については国の目標値である80%を維持するよう、引き続き事業に取り組んでいきます。

特定保健指導実施率は特定健診受診率と合わせて、勧奨を続けて実施率・受診率向上に努めます。また、医療機関への受診等が適正に行われていない重複・頻回受診者及び多剤内服者について、訪問指導等により適正受診・適正服薬を促進します。

目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ジェネリック医薬品使用割合(%)	80.0	80.0	80.0
特定保健指導実施率(%)	24.0	26.0	28.0
【国保】特定健診受診率(%)	35.0	37.5	40.0
重複・頻回受診者等の受診行動改善率(%)	60.0	60.0	60.0

⑤ 生活支援サービスの基盤整備

生活支援サービスの基盤整備	担当課	長寿介護課
---------------	-----	-------

高齢者の在宅生活を支えるため、市が中心となって、社会福祉協議会、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体と連携し、新たな生活支援サービス体制を構築しています。

また、市内11地区に住民ニーズの把握を行い、地域資源の開発やサポーターの養成・ネットワーク化等を行う「生活支援コーディネーター」を配置しています。現在、4地区で2層協議体を設置し、住民主体の活動が開始しています。

生活支援コーディネーター(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	6	6	6
実績	5	5	5

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

高齢者の在宅生活を支えるため、社会福祉協議会と協力し、各地区に生活支援コーディネーターを配置しています。また、多様な生活支援サービスの構築のため、市内4地区にボランティアセンターを設置し、民間企業や社会福祉法人等の多様な主体と連携し、新たな生活支援サービス体制を協議しています。

課題として、ボランティアセンターが市内全域で設置できていないことや生活支援の担い手不足が挙げられます。

【今後の取組内容】

今後も高齢者の在宅生活を支えるための多様な生活支援サービスについて、社会福祉協議会、住民ボランティア、民間企業、社会福祉法人等との連携を強化し、地域の課題（担い手不足等）解決に向けた必要な取組を検討していきます。

目標・見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地区ボランティア設置数(か所)	4	5	5
ボランティア養成講座開催数(回)	1	1	1

2. 認知症施策の推進・権利擁護等の強化

認知症は、誰もがなるおそれがあります。本人の他、家族やその他多くの人にとって身近なものです。認知症の発症を遅らせ、なってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会の実現を目指し、日常生活のあらゆる場面での障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進し、地域での見守り体制を強化します。

また、「共生」と「予防」の観点から、認知症の人やその家族へ早い段階から関わり、一層の支援を図り、それぞれの状況に応じた適切な支援を提供する必要があります。

認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れに対する相談体制を強化し、認知症及びその予防に関する正しい知識の普及、情報提供を推進します。

また、認知症地域支援推進員を中心として、医療機関、介護サービス事業所などと相互に連携し、地域における支援体制を構築するとともに、地域包括支援センターに配置している認知症初期集中支援チームを活用し、本人やその家族の意向を十分に把握する中で、早期段階からの適切な支援を行うなど、認知症施策推進大綱を踏まえた各種施策を推進します。

① 認知症施策の推進

早期診断・早期対応

担当課

長寿介護課

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、専門職が認知症の人及びその家族を訪問し、医療サービスや介護サービスにつなげることを目的とした、認知症初期集中支援チーム事業に取り組んでいます。

また、認知症予防として、令和2(2020)年度から認知症予防に特化した「コグニサイズ」の教室を開催しています。

認知症初期集中支援 チーム事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
チーム数	目標	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	-	-	-
会議数(回)	目標	12	12	12	12	12	12
	実績	12	12	12	-	-	-
対応件数(件)	目標	12	12	12	12	12	12
	実績	10	11	4	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

認知症初期集中支援チーム事業については、月1回チーム員会議を実施し、医療や介護サービスに繋ぐことが難しいケースに対し、必要なサービスへと繋ぐことができますが、新規ケースが少ないことが課題となっています。

【今後の取組内容】

軽度認知障害や若年性認知症の方を早期発見し、認知症予防を含む必要な支援へと繋げるような関わりを認知症初期集中支援チームとして対応を検討するなど、支援体制の強化を図ります。

地域での日常生活・家族の支援の強化

担当課

長寿介護課

認知症の人が地域で生活しやすくなるよう、金融機関や商業施設等職域での養成講座の開催を進めていきます。

(ア) 認知症サポーター養成講座

若い世代への普及啓発を目的として、市内小中学校や高校で認知症サポーター養成講座を開催しています。

認知症サポーター養成講座を受講した方がボランティアとして活動できるような仕組みがないことが課題となっていることから、今後は認知症サポーター養成講座を受講した者のうち、地域の見守りや認知症カフェ等へボランティアとして参加する「チームオレンジ」を構築し、地域での見守り体制を強化していきます。

認知症サポーター		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数(人)	目標	600	600	600	700	700	700
	実績	424	669	700	-	-	-
養成講座(回)	目標	20	20	20	20	20	20
	実績	19	22	23	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

(イ) 認知症予防介護教室

年4回認知症予防介護教室を開催し、専門スタッフによる講義やアドバイス、介護者や専門スタッフによるグループセッションの他、介護者家族同士の交流を深めています。

引き続き、認知症に対する知識の普及と認知症の方を支えるための体制づくりを推進します。

認知症予防介護教室		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	目標	4	4	4	12	12	12
	実績	2	2	9	-	-	-
参加人数(人)	目標	100	100	100	120	130	140
	実績	85	85	300	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

(ウ) 認知症カフェ

毎月1回認知症カフェを開催し、認知症について普及啓発、家族や地域住民からの認知症に関する相談を受けています。

認知症カフェの開催場所が少なく、参加できない人もいることから、市内広域でサテライトカフェが開けるよう、認知症地域支援推進員や認知症キャラバンメイト、地域包括支援センター等と検討を重ねていきます。

認知症カフェ		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	目標	13	14	14	19	20	21
	実績	8	11	18	-	-	-
参加人数(人)	目標	230	250	250	200	210	220
	実績	152	307	450	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

(エ) 認知症地域支援事業

認知症(若年性を含む)の方や地域で困っている方が気軽に相談できる場所である「わがまち福祉相談会」について、より多くの方が相談会を利用できる取組を検討します。

認知症地域支援事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	目標	132	132	132	132	132	132
	実績	65	126	132	-	-	-
参加人数(人)	目標	264	284	300	150	160	170
	実績	47	58	100	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

認知症サポーター養成講座は、市内全中学校、市内専門学校等、若い世代への養成も進んでおり、養成者数も年々増加傾向にあります。また、認知症予防介護教室及び認知症カフェは、令和5年度より委託業者を1事業者増やし、認知症に関する普及啓発を含め、相談窓口を増やすことで認知症施策の推進を図りました。また、認知症の人や家族の見守り体制としてチームオレンジの設置に取り組み、令和3年度に1チーム、令和4年度に1チーム、令和5年度に1チーム設置しています。

【今後の取組内容】

認知症に関する普及啓発や気軽に相談できる場所として、認知症カフェや認知症予防介護教室の開催を引き続き推進していきます。また、認知症になっても地域で安心して暮らせる取組として、地域の見守り体制強化に向けた認知症サポーター養成講座の実施やチームオレンジの設置を進めていきます。

チームオレンジ		令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置か所数(か所)	目標	4	5	6
	実績	-	-	-

② 高齢者虐待防止と予防の推進

高齢者虐待防止と予防の推進	担当課	長寿介護課
---------------	-----	-------

高齢者の増加に伴い、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者が増加傾向であり、家庭環境や家族関係の軋轢から生じる高齢者虐待が増加しています。

月1回玉野市高齢者等虐待防止対策会議を開催し、弁護士・司法書士・社会福祉士から虐待ケースについての対応についてアドバイスを得ていますが、虐待ケースの養護者支援が十分できていない現状となっています。

高齢者の尊厳が保たれ、安心して暮らすことができるように、虐待に対する知識の普及を図り、支援が必要な認知症高齢者や高齢者虐待の事例の早期発見に努めるとともに、積極的に訪問相談等を行うことにより、高齢者虐待の予防に努める一方で、虐待ケースの養護者支援を継続して行います。

高齢者虐待		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数（実数）	目標	-	-	-
	実績	13	10	10
虐待と判断された件数（実数）	目標	-	-	-
	実績	9	7	7

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

月1回玉野市高齢者等虐待防止対策会議の開催の他、高齢者虐待防止講演会を年1回開催しています。

【今後の取組内容】

高齢者ができる限り在宅生活を続けられるよう、今後も継続して地域の通いの場等へ多様な専門職を派遣していきます。

③ 権利擁護の推進

権利擁護制度の活用

担当課

長寿介護課
福祉政策課

【高齢者】

地域包括支援センターとの連携のもと、高齢者の権利擁護に関する普及啓発を行うとともに、地域ネットワークを構築し、高齢者虐待の防止・早期発見に努めています。また、「玉野市高齢者等虐待防止対策会議」において検討及び分析のうえ、支援の決定を行い、必要な場合は、成年後見制度等を利用し権利擁護を行っています。

また、成年後見制度利用促進基本計画策定に伴い、令和3（2021）年6月に中核機関を設置し、相談窓口の明確化や制度の普及啓発・相談体制等の強化、後見人支援、不正防止に努めています。

- ①成年後見制度の普及啓発
- ②成年後見制度の相談支援
- ③申立て及び親族後見人支援
- ④市民後見人の要請及び活動支援

【障害者】

障害者の権利擁護に関する普及啓発を行うとともに、県や関係機関と連携を図りながら、障害者虐待の防止・早期発見に努めています。

また、身寄りがない等で、申立人がおらず、必要な障害者には、成年後見制度等を利用するなど、権利擁護の推進に努めます。

- ①苦情処理体制づくりの推進
- ②日常生活自立支援事業の推進
- ③権利擁護の推進
- ④障害者虐待の予防と対応強化

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者	申立件数 (実数)	目標	20	25	30	20	20	20
		実績	20	16	14	-	-	-
	報酬助成件 数(実数)	目標	25	30	35	30	30	30
		実績	22	23	20	-	-	-
障害者	申立件数 (実数)	目標	1	1	1	1	1	1
		実績	0	1	1	-	-	-
	報酬助成件 数(実数)	目標	7	8	9	10	11	12
		実績	6	8	9	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

令和3(2021)年6月に長寿介護課内に成年後見支援センターを設置し、成年後見制度の利用促進を図っています。成年後見制度に関する普及啓発として独自でパンフレットを作成して関係機関へ配布し、出前講座を行うなど積極的な広報活動を行うことで、相談件数も増加傾向にあります。

また、令和3年度から地域の権利擁護関係者及び介護、障害の関係者等が集まり地域連携会議を開催することで、地域の実情に合った取組について協議を行っています。

さらに、令和4年度には市民後見人養成に関する研修会を市独自で開始し、令和5年度には市民後見人を6名(予定)養成しました。

【今後の取組内容】

成年後見制度の利用促進を図るため、地域での出前講座や広報啓発を引き続き強化していきます。

また、専門職相談会として、社会福祉協議会と協力し、弁護士、司法書士、社会福祉士等に気軽に相談できる体制を継続していきます。

更に、後見人の担い手として市民後見人の養成及び活動支援を行っていきます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度の相談件数(延数)	目標	120	130	140
	実績	-	-	-
市民後見人養成人数(人)	目標	1	1	1
	実績	-	-	-

3. 安心安全な生活環境の確保

加齢により身体の機能が低下した場合でも、高齢者が住み慣れた住宅で安心して住み続けることができるよう、住宅のバリアフリー化をはじめとする適正な住環境の整備を図るとともに、高齢者が安心して外出できるよう、施設や交通機関等の安全性・利便性の向上を図る必要があります。

高齢者が生活しやすいまちづくりの推進に向けて、建築物、道路等のバリアフリー化による安全性や利便性の向上や高齢者住宅に関する情報の提供を行うとともに、高齢者への身体的負担の少ない交通環境づくりに努めます。

① 人にやさしい環境づくりの推進

人にやさしい環境づくりの推進	担当課	都市計画課
<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や岡山県の「福祉のまちづくり条例」等に基づき、バリアフリー化を進め、すべての人にとって利用しやすい環境づくりに努めています。</p> <p>【今後の取組内容】 今後ともユニバーサルデザイン等の考え方を基本とした環境づくりを進めていきます。</p>		

② 移動手段の確保

外出支援		担当課	福祉政策課				
<p>現在、社会福祉協議会による移送サービスや民間事業者による福祉有償運送が行われており、一部の地区では、ボランティア活動の一環として移動支援が行われています。</p> <p>このうち、福祉サービスの提供体制の充実を目的として、玉野市社会福祉協議会に移送サービスを含む「ふれあいのまちづくり事業」の一つとして外出支援を実施しており、交通機関の利用が困難な高齢者等の移動手段の確保や、外出機会の拡大を推進しています。</p>							
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移送サービス (件)	目標	-	-	-	30	30	30
	実績	20	33	30	-	-	-
<p>※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。</p> <p>【現状と課題】 社会福祉協議会では移送サービスを実施していますが、社会福祉協議会への補助・委託事業について在り方を検討する必要があります。</p> <p>【今後の取組内容】 社会福祉協議会への補助・委託事業を精査していく中で、事業継続についても検討するため方針や目標については未定になります。</p>							

平成 24 (2012) 年 7 月から、高齢者等の交通弱者の移動手段の確保、交通不便地域の解消等を目的として、シーバス（コミュニティバス）と乗り合いタクシー（シータク）を導入しています。

また、本市の離島である石島地区についても、平成 27 (2015) 年 1 月から宇野港と石島を結ぶ石島航路の実証運航を行い、安定的な生活交通手段の確保に取り組んでいます。

介護保険制度においては、個々の市民が求めるサービスを適正かつ平等に受けられる体制づくりが基本ですが、石島地区については、平成 28 (2016) 年 4 月から石島航路の本格運航を行っています。

人口減少、少子高齢化、移動ニーズの多様化等により、公共交通を取り巻く環境は年々変化しており、その変化に対応し、運用効率や利便性の高い地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークを構築する必要があります。

シーバスのルート・ダイヤ変更や石島航路の運航時刻の見直し等を行うことで、より介護サービスが受けやすい体制づくりを図っていきます。

【現状と課題】

利便性の高い公共交通ネットワークの構築を目指し、令和 3 年 3 月より大型シーバス線、小型シーバス線、令和 4 年 2 月より玉原荘内線の運行を開始しました。また、石島航路も含めて、利便性の良いダイヤに適宜変更しています。

【今後の取組内容】

今後も引き続き、利便性の高い公共交通ネットワークの構築を目指し、利便性の良いダイヤに適宜変更を検討していきます。

公共交通の充実

担当課

公共施設交通政策課

令和4（2022）年6月に、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度を計画期間とする「玉野市地域公共交通計画」を策定し、各種施策の推進に取り組んでいます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
タクシー・シーバス利用者数（人）	目標	117,000	117,000	117,000	117,000	117,000	117,000
	実績	94,049	116,615	117,000	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

令和3（2021）年度はコロナ禍の影響で利用者数が減少していましたが、令和4（2022）年度はコロナ禍前の水準にまで回復傾向にあり、今後もこの傾向を維持する必要があります。

【今後の取組内容】

今後も引き続き、シーバス・シータクの乗降実態、市民ニーズ調査等を踏まえ、最適な交通モード等の検討を行い、これまで以上に運行効率が良く、利便性の向上が見込まれる交通体系の構築に努めます。

③ 在宅・生活環境の整備**住宅改造助成支援事業**

担当課

長寿介護課

高齢者が安全・安心に暮らすことができるよう、廊下と居室の段差解消や転倒防止を目的とした手すり設置等の工事費の一部を助成しています。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成件数（件）	目標	30	30	30	30	30	30
	実績	25	23	25	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

助成件数は横ばいです。助成決定後に連絡がないまま工事内容が変更される場合があります。利用者にとって必要な工事になっているか十分な確認が必要であります。

工事実施業者が一部の業者に偏向しがちであるため、より広く制度の周知を図る必要があります。

【今後の取組内容】

利用者にとって必要な工事かどうか十分確認を行い、工事業者へ周知を行いながら、今後も居宅における日常生活を安全・安心なものとするため、引き続き当該事業による支援を行っていきます。

多様な住まいの確保

担当課

長寿介護課
都市計画課

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活の基盤となる住まいについて、市営住宅の適正な維持管理や民間事業者との調整・連携等により、良質なサービス付き高齢者向け住宅の普及を図る等、高齢者のニーズや状況に適應できる多様な住まいの確保を推進しています。

【現状と課題】

現在、養護老人ホームが1施設、サービス付き高齢者向け住宅が1施設、有料老人ホームが3施設、ケアハウスが2施設整備されています。そのうち、サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホームは、総量規制の適用外のため、設置ニーズが比較的高い状況です。

市営住宅の整備については、高齢化のため低層階やエレベータ付き住宅の需要が多く見受けられます。保健福祉部局との連携のもと、より詳細なニーズを把握し、今後の市営住宅の整備を検討することが求められています。

【今後の取組内容】

関係機関等と連携を図り、多様な住まいの普及・確保に努めます。

④ 施設福祉サービスの充実**施設福祉サービスの充実**

担当課

長寿介護課

環境上及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を必要に応じて養護老人ホームに措置入所しており、市内には1施設整備しています。入所者に対しては、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導、訓練、支援を行い、安心安全な生活環境を確保します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養護老人ホーム入所措置者数(人)	目標	52	53	54	51	51	51
	実績	47	49	50	-	-	-

※令和5年度の実績欄は令和5年11月時点での見込みです。

【現状と課題】

市内に1施設整備しています。

【今後の取組内容】

安心安全な生活環境を確保できるよう、引き続き継続していきます。

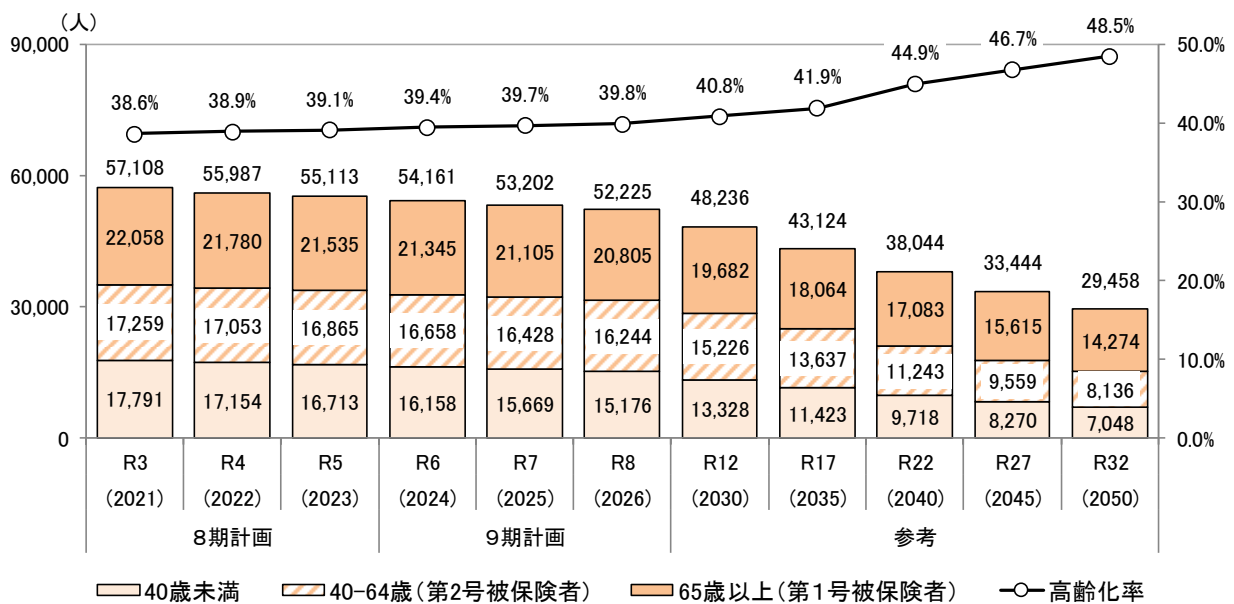
第5章 介護保険事業の基盤整備と介護保険料

1. 将来人口推計

玉野市における将来人口推計をみると、いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎える令和7（2025）年には高齢者人口は21,105人、高齢化率39.7%、また、「団塊のジュニア世代」が65歳を迎える令和22（2040）年には、高齢化率が44.9%になると予測されます。

（単位：人）

	8期計画			9期計画			参考				
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)
40歳未満	17,791	17,154	16,713	16,158	15,669	15,176	13,328	11,423	9,718	8,270	7,048
40～64歳	17,259	17,053	16,865	16,658	16,428	16,244	15,226	13,637	11,243	9,559	8,136
65歳以上	22,058	21,780	21,535	21,345	21,105	20,805	19,682	18,064	17,083	15,615	14,274
65～74歳	10,178	9,483	8,800	8,207	7,718	7,262	6,458	6,220	6,765	6,373	5,082
75歳以上	11,880	12,297	12,735	13,138	13,387	13,543	13,224	11,844	10,318	9,242	9,192
総人口	57,108	55,987	55,113	54,161	53,202	52,225	48,236	43,124	38,044	33,444	29,458
高齢化率	38.6%	38.9%	39.1%	39.4%	39.7%	39.8%	40.8%	41.9%	44.9%	46.7%	48.5%
前期高齢者割合	46.1%	43.5%	40.9%	38.4%	36.6%	34.9%	32.8%	34.4%	39.6%	40.8%	35.6%
後期高齢者割合	53.9%	56.5%	59.1%	61.6%	63.4%	65.1%	67.2%	65.6%	60.4%	59.2%	64.4%



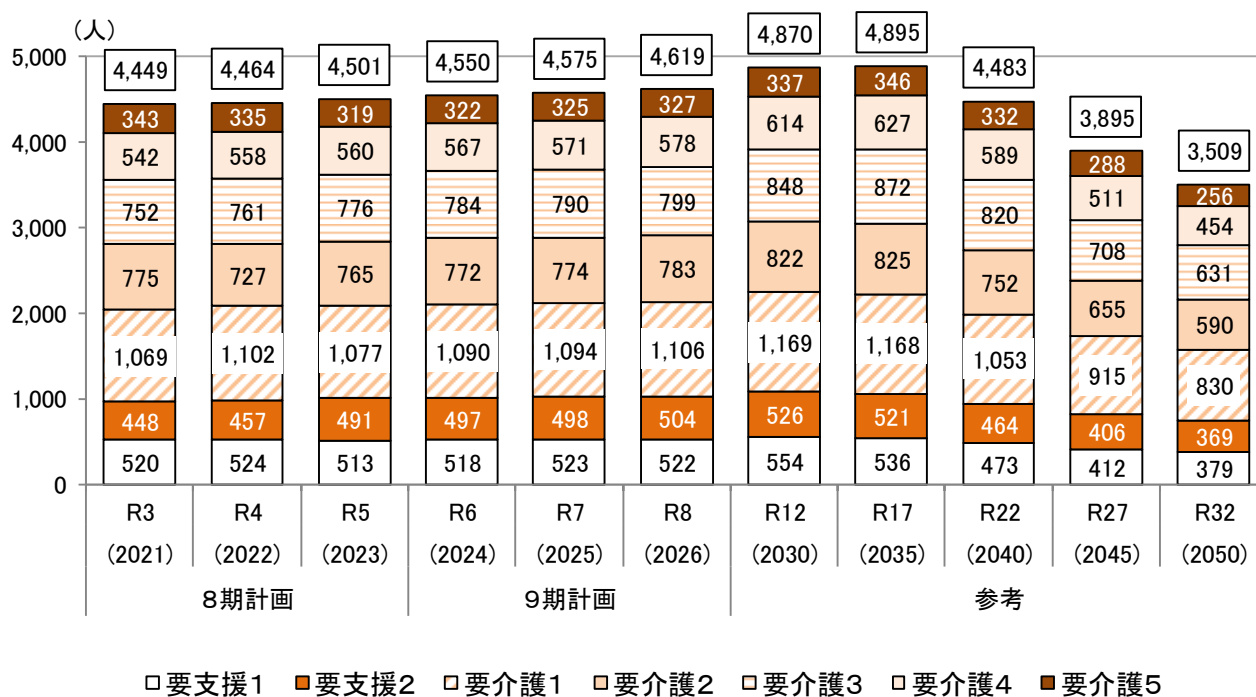
※資料：住民基本台帳（令和3（2021）年から令和5（2023）年の各年9月末時点）
 推計値は実績値を用いてコーホート変化率法で推計した結果

2. 要支援・要介護認定者数の推計

玉野市における認定者数の推移をみると、令和5（2023）年7月現在で4,501人となっています。介護度別にみると、要介護1が最も多く、次いで、要介護3、要介護2の順となっています。今後、令和7（2025）年、令和12（2030）年、令和17（2035）年にかけて増加し、令和22（2040）年以降、減少していく見込みとなっています。

（単位：人）

	8期計画			9期計画			参考				
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)
要支援1	520	524	513	518	523	522	554	536	473	412	379
要支援2	448	457	491	497	498	504	526	521	464	406	369
要介護1	1,069	1,102	1,077	1,090	1,094	1,106	1,169	1,168	1,053	915	830
要介護2	775	727	765	772	774	783	822	825	752	655	590
要介護3	752	761	776	784	790	799	848	872	820	708	631
要介護4	542	558	560	567	571	578	614	627	589	511	454
要介護5	343	335	319	322	325	327	337	346	332	288	256
総数	4,449	4,464	4,501	4,550	4,575	4,619	4,870	4,895	4,483	3,895	3,509



※資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和3（2021）年から令和5（2023）年の各年9月末時点）
推計値は実績値を用いて推計した結果

3. 介護保険サービス見込み量と提供体制

本市の令和5（2023）年10月末時点の介護保険サービスの基盤整備状況は下表のとおりとなっています。今後、後期高齢者人口の増加に伴い要介護認定者の増加も予測されます。

計画期間には、真にサービスが必要な方に、必要なサービスが過不足なく提供されるよう、事業者の参入意向やニーズ等を踏まえながら、必要と思われるサービスの基盤整備に努めていきます。

サービス種別		令和5（2023）年度	令和8（2026）年度
在宅サービス	介護予防支援（地域包括）	1事業所	1事業所
	居宅介護支援	23事業所	23事業所
	訪問介護	14事業所	14事業所
	通所介護	15事業所	15事業所
	短期入所生活介護	12事業所	12事業所
	短期入所療養介護	2事業所	2事業所
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所	1事業所
	地域密着型通所介護	13事業所	13事業所
	認知症対応型通所介護	2事業所	2事業所
	小規模多機能型居宅介護	9事業所（235人）	9事業所（235人）
	看護小規模多機能型居宅介護	1事業所（25人）	1事業所（25人）
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	15事業所（252床）	16事業所（270床）
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3事業所（87床）	4事業所（116床）
施設系サービス	介護老人福祉施設	7事業所（552床）	7事業所（552床）
	介護老人保健施設	2事業所（200床）	2事業所（200床）
	特定施設入居者生活介護	1事業所（30人）	1事業所（30人）

※令和5（2023）年10月末時点

■介護保険外高齢者向け施設（参考）

サービス種別	令和5（2023）年度	令和8（2026）年度
養護老人ホーム	1事業所（50人）	1事業所（50人）
ケアハウス	2事業所（78人）	2事業所（78人）
住宅型有料老人ホーム	3事業所（63人）	3事業所（63人）
サービス付き高齢者向け住宅	1事業所（40戸）	1事業所（40戸）
生活支援ハウス	0事業所	0事業所
老人福祉センター	0事業所	0事業所
在宅介護支援センター	0事業所	0事業所

※令和5（2023）年10月末時点

1. 介護予防サービス見込み量

		計画値			参考値	
		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和12(2030)年度	令和22(2040)年度
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	16,846	17,169	17,471	17,652	15,178
	回数(回)	464.5	471.8	479.1	486.9	420.2
	人数(人)	46	47	48	48	41
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	6,505	6,779	7,218	7,044	4,227
	回数(回)	198.4	206.7	219.9	215.0	129.0
	人数(人)	18	19	20	20	12
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	1,917	1,994	2,071	2,146	2,066
	人数(人)	25	26	27	28	27
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	23,045	23,346	23,854	25,140	20,971
	人数(人)	58	59	60	63	52
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	338	338	422	845	338
	日数(日)	4.0	4.0	5.0	10.0	4.0
	人数(人)	1	1	1	2	1
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	34,529	34,775	35,098	34,993	30,552
	人数(人)	405	408	412	411	358
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	1,251	1,251	1,561	1,876	1,251
	人数(人)	4	4	5	6	4
介護予防住宅改修	給付費(千円)	11,450	11,450	12,376	13,667	10,523
	人数(人)	10	10	11	12	9
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	13,275	14,412	15,190	16,311	10,957
	人数(人)	14	15	16	17	11
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	4,903	5,716	6,779	7,585	4,360
	人数(人)	8	9	10	11	7
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	5,921	8,893	11,857	14,821	8,893
	人数(人)	2	3	4	5	3
(3) 介護予防支援	給付費(千円)	25,247	25,391	25,559	26,344	23,380
	人数(人)	451	453	456	470	417
合計	給付費(千円)	145,227	151,514	159,456	168,424	132,696

2. 介護サービス見込み量

		計画値			参考値	
		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和12(2030)年度	令和22(2040)年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護	給付費(千円)	281,941	282,286	282,385	291,684	271,493
	回数(回)	7,780.1	7,778.4	7,779.3	8,041.0	7,512.5
	人数(人)	529	532	535	554	513
訪問入浴介護	給付費(千円)	13,570	14,159	15,077	15,077	12,367
	回数(回)	90.4	94.2	100.3	100.3	82.3
	人数(人)	19	20	21	21	17
訪問看護	給付費(千円)	151,190	156,164	159,246	169,594	160,913
	回数(回)	3,248.7	3,349.9	3,416.1	3,630.0	3,429.9
	人数(人)	300	309	315	335	316
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	35,633	36,078	36,477	38,754	35,532
	回数(回)	1,021.0	1,032.7	1,044.4	1,106.9	1,014.7
	人数(人)	77	78	79	83	76
居宅療養管理指導	給付費(千円)	61,361	61,813	62,584	65,887	59,907
	人数(人)	483	486	492	518	471
通所介護	給付費(千円)	949,290	961,979	976,834	1,016,612	946,114
	回数(回)	9,823.7	9,932.1	10,071.3	10,475.8	9,721.0
	人数(人)	945	955	968	1,006	931
通所リハビリテーション	給付費(千円)	95,092	95,772	97,857	102,630	96,245
	回数(回)	949.4	956.5	974.5	1,018.6	953.6
	人数(人)	116	117	119	124	116
短期入所生活介護	給付費(千円)	409,118	411,500	414,454	437,943	403,403
	日数(日)	3,966.3	3,984.5	4,014.7	4,240.5	3,904.1
	人数(人)	245	246	248	262	240
短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	17,820	19,566	21,660	22,847	18,776
	日数(日)	123.6	135.2	149.4	157.0	130.2
	人数(人)	17	18	19	19	16
短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	1,757	1,760	1,760	1,760	1,760
	日数(日)	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5
	人数(人)	1	1	1	1	1
短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	205,264	208,414	209,849	223,999	207,259
	人数(人)	1,279	1,299	1,311	1,390	1,277
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	8,368	8,824	9,374	9,816	8,042
	人数(人)	22	23	24	25	21
住宅改修費	給付費(千円)	15,632	16,634	18,573	19,510	17,732
	人数(人)	18	19	21	22	20
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	227,967	239,775	244,472	246,946	242,460
	人数(人)	99	104	106	107	105

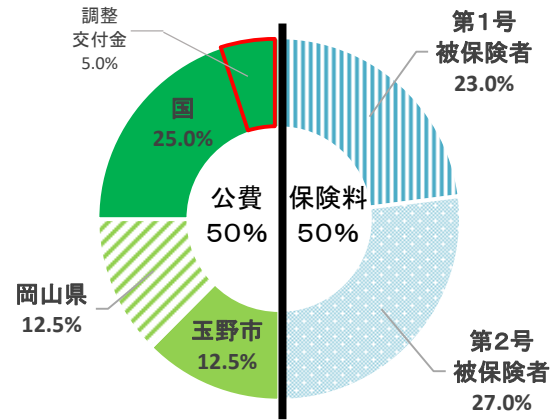
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	93,230	98,301	99,729	87,266	82,175
	人数(人)	44	46	47	42	39
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	264,783	267,389	269,265	278,441	265,497
	回数(回)	2,738.0	2,760.0	2,780.8	2,869.5	2,725.3
	人数(人)	256	258	260	268	254
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	60,436	61,911	63,273	63,536	47,549
	回数(回)	432.8	440.8	451.3	458.2	342.9
	人数(人)	39	40	41	40	30
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	352,365	354,905	362,458	368,931	321,427
	人数(人)	151	152	155	156	132
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	707,463	720,955	736,848	755,853	752,612
	人数(人)	226	230	235	241	240
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	291,330	295,039	330,673	340,866	315,974
	人数(人)	83	84	96	99	91
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	100,296	102,990	106,276	108,843	94,003
	人数(人)	29	30	31	32	27
複合型サービス(新設)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費(千円)	1,310,556	1,317,893	1,328,175	1,340,707	1,331,014
	人数(人)	423	425	428	432	429
介護老人保健施設	給付費(千円)	585,520	610,965	620,991	636,843	625,575
	人数(人)	167	174	177	181	178
介護医療院	給付費(千円)	12,774	12,790	12,790	12,790	12,790
	人数(人)	3	3	3	3	3
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	322,132	324,156	326,370	351,355	324,022
	人数(人)	1,860	1,869	1,881	2,022	1,857
合計	給付費(千円)	6,574,888	6,682,018	6,807,450	7,008,490	6,654,641

4. 介護保険料算定

1. 介護保険の財源構成

介護保険の財源は、国 25%、県と市が 12.5%ずつ、第 1 号被保険者が 23%、40～64 歳の第 2 号被保険者が 27%と公費 50%、保険料 50%で賄われています。

また、国が賄う 25%の中には各市町村における財政力の差を調整するための調整交付金相当額が 5%含まれています。人口が少なく、高齢化率が高い市町村に対しては、介護保険財政が苦しいことから 5%より多く交付されるようになっています。



2. 標準給付費見込額

介護サービス総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額及び審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額は、以下のとおりとなっています。

(単位：円)

	9期計画			
	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	合計
総給付費	6,720,115,000	6,833,532,000	6,966,906,000	20,520,553,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	138,691,698	139,852,081	142,012,450	420,556,229
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	149,290,250	150,572,670	152,898,645	452,761,565
高額医療合算介護サービス費等給付額	26,177,549	26,363,205	26,770,451	79,311,205
算定対象審査支払手数料	7,217,420	7,268,590	7,380,870	21,866,880
標準給付費見込み額(A)	7,041,491,917	7,157,588,546	7,295,968,416	21,495,048,879

3. 地域支援事業費の見込額

地域支援事業費の見込みは次のとおりとなっています。

(単位：円)

	9期計画			
	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	合計
地域支援事業費(B)	288,030,299	289,534,011	292,792,057	870,356,367
介護予防・日常生活支援総合事業費	131,113,906	131,642,982	132,789,316	395,546,204
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	139,520,310	140,386,895	142,264,498	422,171,703
包括的支援事業(社会保障充実分)	17,396,083	17,504,134	17,738,243	52,638,460

4. 第1号被保険者負担分相当額

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの標準給付費見込額、地域支援事業費の合計額に対して、第1号被保険者の負担割合23%を乗じた値が第1号被保険者負担分相当額となります。

$$\text{第1号被保険者負担相当額 (C)} = (\text{標準給付費見込額 (A)} + \text{地域支援事業費 (B)}) \times 23\%$$

(単位：円)

	9期計画			
	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	合計
第1号被保険者の負担相当額(C)	1,685,790,110	1,712,838,188	1,745,414,909	5,144,043,207

5. 保険料収納必要額

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの第9期計画期間に要する保険料収納必要額は以下のとおりとなります。

保険料収納必要額 (D)

$$= \text{第1号被保険者の負担相当額 (C)} + \text{調整交付金相当額 (E)} - \text{調整交付金見込額 (F)} \\ - \text{機能強化推進交付金等見込額 (G)} - \text{準備基金取崩額 (H)}$$

(単位：円)

	9期計画			
	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	合計
調整交付金相当額(E)	358,630,291	364,461,576	371,437,887	1,094,529,754
調整交付金見込額(F)	436,812,000	443,185,000	480,641,000	1,360,638,000
機能強化推進交付金等見込額(G)				60,000,000
準備基金取崩額(H)				333,600,000
保険料収納必要額(D)				4,484,334,961

※調整交付金相当額：(標準給付費見込額+地域支援事業費) × 25%のうち5%

※調整交付金見込額：自治体ごとの人口構成等により定められる割合によって算出される額。

6. 介護保険料基準額（月額）

介護保険料基準額は、保険料収納必要額を予定保険料収納率（99.6%）と所得段階別加入者割合補正後被保険者数で除して算出されます。

保険料基準額

$$= \text{保険料収納必要額 (4,484,334,961 円)} \div \text{予定保険料収納率 (99.6\%)} \\ \div \text{所得段階別加入者割合補正後被保険者数 (62,531 人)} \div 12 \text{ か月}$$

$$\text{介護保険料基準額 (月額)} = 6,000 \text{ 円}$$

7. 第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	対象となる方	保険料率	軽減後の 保険料率	保険料 (年額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護被保護者 世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 	0.455	0.285	20,520円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人 	0.635	0.435	31,320円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人 	0.69	0.685	49,320円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人は市町村民税非課税であるが、同じ世帯に市町村民税を課税されている世帯員がいる人で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 	0.90	-	64,800円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人は市町村民税非課税であるが、同じ世帯に市町村民税を課税されている世帯員がいる人で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人 	1.00	-	基準額 72,000円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が120万円未満の人 	1.20	-	86,400円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 	1.30	-	93,600円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 	1.50	-	108,000円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人 	1.70	-	122,400円
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人 	1.90	-	136,800円
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人 	2.10	-	151,200円
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人 	2.30	-	165,600円
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が720万円以上の人 	2.40	-	172,800円

※1 収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。市民税の非課税基準に用いられます。

※2 合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる額（公的年金等に係る雑所得）を除いた金額です。

第6章 推進体制の確立

1. 推進体制の整備

1. 庁内の連携体制

高齢者施策は、保健・医療・福祉・介護をはじめ、生きがいつくりと社会参加、生活環境等幅広い分野にわたっていることから、これらの担当部署の相互協力により、計画の推進が図れるよう連携体制の強化に努めます。

2. 関係機関との連携体制

計画の推進にあたっては、医療機関、居宅介護支援事業者、介護サービス提供事業者だけでなく、民生委員、児童委員、ボランティア、NPO法人等、地域で活動する関係機関と協働し、一体となって取組を進めることで、高齢者施策を効率的・効果的に推進する体制づくりに努めます。

また、市域を超えた調整や広域的な課題については、今後も国や県と協働しながら、連携して対応していきます。

2. 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表

本計画に基づく事業の実施状況、目標の達成状況、評価等については、玉野市高齢者保健福祉事業及び介護保険事業運営協議会において報告・協議し、PDCAサイクルにより、必要に応じて見直しながら、事業が円滑に実施されるよう努めます。

また、国の福祉施策の抜本的な見直し、社会状況の変化時でも、これらの状況に柔軟に対応するため、必要に応じて関係会議を中心に施策の再検討を行い、本計画の見直しを行います。評価等の結果については、ホームページ等を通して周知を図ります。

1. 玉野市高齢者保健福祉事業及び介護保険事業運営協議会の設置状況

1. 玉野市高齢者保健福祉事業及び介護保険事業運営協議会条例（平成13年条例第9号） （設置）

第1条 保健・医療・福祉関係者をはじめ、市民の幅広い意見を反映させ、玉野市老人保健福祉計画・介護保険事業計画の円滑な推進を図るため、玉野市高齢者保健福祉事業及び介護保険事業運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- （1）老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関すること。
- （2）高齢者に係る保健福祉事業の運営に関すること。
- （3）介護保険事業の運営に関すること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長に対し意見を述べることができる。

（組織）

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）保健・医療・福祉関係者、その他関係団体の代表者
- （3）関係行政機関等の職員
- （4）その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を代理する。

（運営）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部において行う。

（その他）

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日条例第2号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日条例第1号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2. 玉野市高齢者保健福祉事業及び介護保険事業運営協議会委員

（敬称略）

区分	所属	役職	氏名	備考
委員	川崎医療福祉大学	准教授	竹中 理香	学識経験者
委員	（一般社団法人）玉野市医師会	会長	渡邊 正俊	保健・医療・福祉関係者
委員	（一般社団法人）玉野市歯科医師会	会長	櫻井 修司	〃
委員	岡山県薬剤師会玉野支部	支部長	塩見 裕樹	〃
委員	玉野市老人クラブ連合会	副会長	西河 信雄	〃
委員	玉野市民生委員児童委員協議会	会長	平木 由美	〃
委員	玉野市コミュニティ協議会	副会長	三浦 康男	〃
委員	玉野市愛育委員協議会	会長	岡崎 文代	〃
委員	岡山県介護支援専門員協会玉野支部	役員	二宮 崇	〃
委員	岡山県老人福祉施設協議会	理事	濱 久美	〃
委員	（一般社団法人） 岡山県通所介護事業所協議会	代表理事	山根 一人	〃
委員	（公益社団法人） 日本認知症グループホーム協会岡山支部	支部長	三宅 純一	〃
委員	（公益社団法人） 認知症の人と家族の会岡山県支部	代表	安藤 光徳	〃
委員	公募による委員		岡本 弘美	被保険者代表
委員	公募による委員		大賀 和弘	〃
委員	玉野市社会福祉協議会	事務局長	大賀 英明	関係行政機関の職員
委員	玉野市健康福祉部	部長	萱 哲司	〃

**第9期玉野市老人保健福祉計画・介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)**

発行年月：令和6年3月

発行・編集：玉野市 健康福祉部 長寿介護課
〒706-8510 岡山県玉野市宇野一丁目27番1号

TEL：0863-32-5537

FAX：0863-32-5526

URL <https://www.city.tamano.lg.jp>